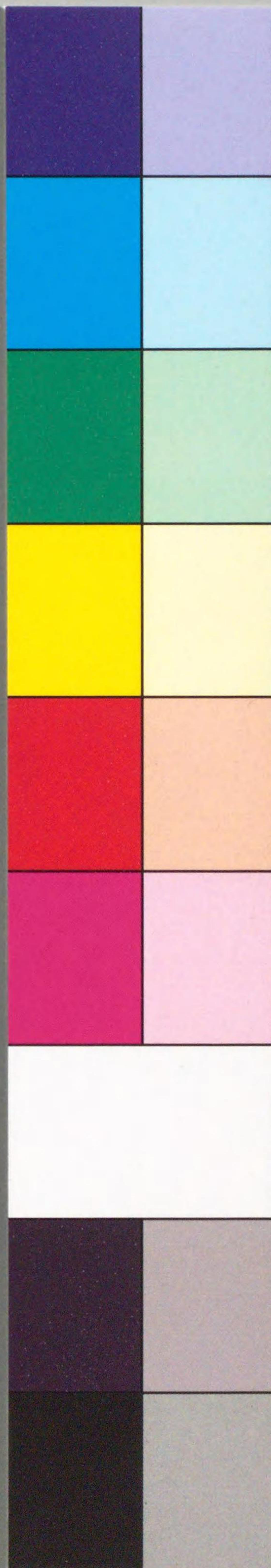


Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak

AZ-1471-H10



1200600586014

第 昭
九 和
號 二
年 八
月

臨時市政審議委員會 第十分科會審議事項

- 一 電氣局職制、人事及執務方法ニ關スル事項
- 一 電車ニ關スル事項
- 一 電燈、電力ニ關スル事項
- 一 市營乘合自動車ニ關スル事項
- 一 高速鐵道ニ關スル事項
- 一 其他市内交通ニ關スル事項

東京市役所

AZ
1471
H10

凡 例

一ノ一號

黒字ハ分科會ヲ示シ白字ハ審議事項番號ヲ示ス

(特 一)

掛長以上ヨリノ内申意見及其ノ受附番號ヲ示ス

(内 一)

職員及傭員ヨリノ希望申出事項及其ノ受附番號ヲ示ス

(市 一)

市民ヨリノ希望申出事項及其ノ受附番號ヲ示ス



I 種
W



職 制

一〇ノ一號 電氣供給事業ヨリ交通事業ヲ分立セシムヘシ

(特 五三)

従來市電氣局ノ方針ハ交通事業ヲ主トシ電氣供給事業ヲ從トセリ

然ルニ市及近郊ノ電氣需要ハ日一日ト増加シ電力自給ノ聲漸ク大ナラントスルノ秋ニ當リ市當局者ハ今尙民間私立會社ノ營利ニ委ネテ平然タリ宜シク本市ハ從來ノ態度ヲ放棄シ電氣供給事業ヲ統一シ之ヲ電氣局經營事業タラシメ交通ニ關スル事業ハ別ニ交通局ヲ設置シ之カ管掌事業タラシムヘシ

(特 六一)

電燈事業ハ將來電車事業ト分離シ獨立經營ヲ行ハシムヘシ、現在單ニ電車事業附屬ノ一課ノ如キ状態ニシテ尙且ツ着々好成绩ヲ現シツ、アルモノナレハ將來之カ獨立事業トシテ營經ノ宜シキヲ得ンカ其ノ成績一層大ナルモノアルヘシ、憾ムラクハ局幹部ニシテ之ヲ等閑視シ電車本位ノ經營ヲ以テ足レリトナス、須ラク電燈事業ハ電車事業ト分離シ獨立事業タラシムヘキモノナリ

一〇ノ二號 電氣局ノ名ヲ交通局ト改メ電燈課ヲ獨立セシムヘシ (特一七五)

一〇ノ三號 電氣局ハ電車局及電燈局ノ二局ニ分離スヘシ

(内一七四) 電燈電力供給ハ市民ト電車トニ依リ其ノ方法ヲ異ニセリ尙電燈電力ハ東電トノ協定其ノ他切替等ニ關シテ獨立スル必要アリ

一〇ノ四號 交通局ヲ新設スヘシ

(特二五九) 事業ノ性質上相似タル局課ハ之ヲ併合統一シ事務ノ圓滑ヲ計ルヘキナリ、此ノ意味ヨリシテ電氣局ト道路局ハ事業ノ性質上相似タル點多ク路線上ノ連絡ヲ要スルヲ以テ併合統一シ以テ將來ハ道路上ニ於ケル萬般ノ事務ヲ取扱ヒ尙道路警察權モ歐米ノ如ク自治體ニ移管セシムルヤウスヘシ

一〇ノ五號 電氣局條例第一條中電氣ニ關スル事務ノ次ニ自動車運輸事業ヲ加フヘシ

(特一二四) 電氣局ノ事業ハ條例ニヨリ限定セラレアルヲ以テ自動車事業ヲ永ク掌理セントスルニハ標記ノ如ク爲スヲ適當ナリト認ム

一〇ノ六號 電氣局經理課及會計課ヲ併合シ會計課トナシ車輛課自動車課ヲ合シテ車輛課トスヘシ

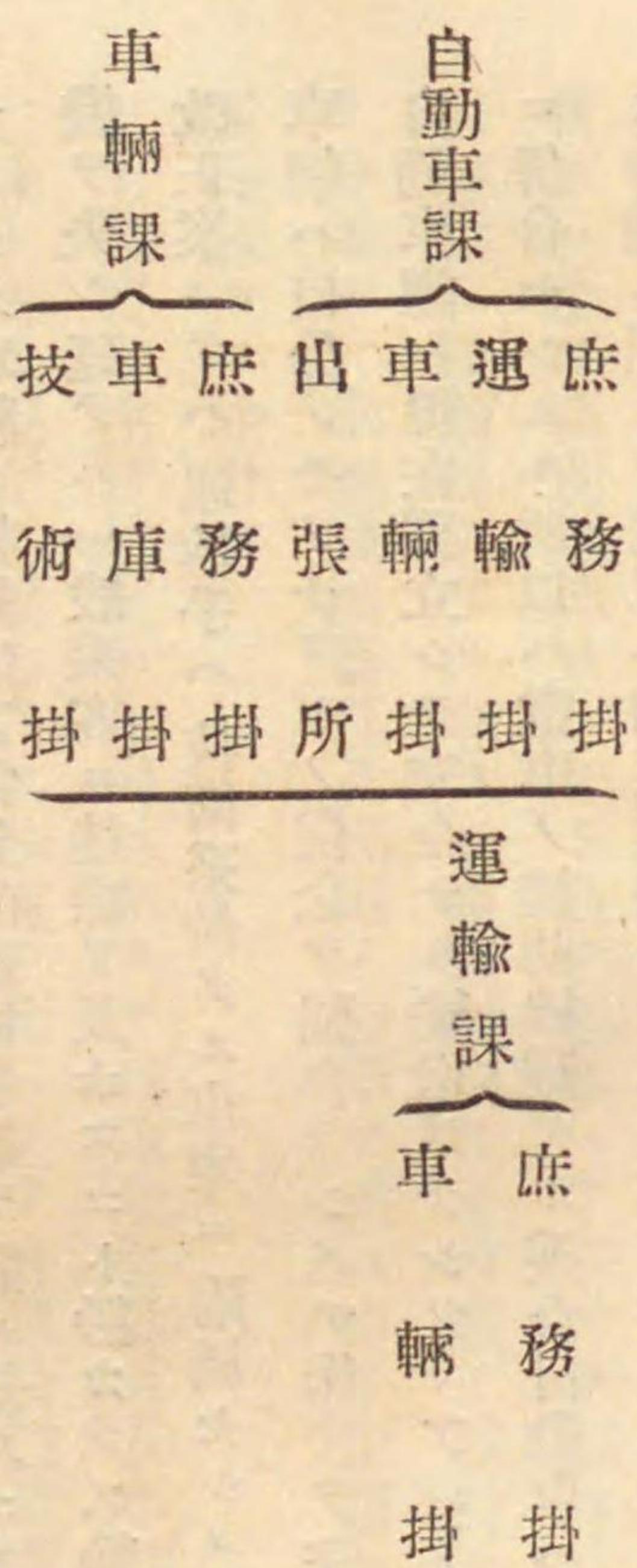
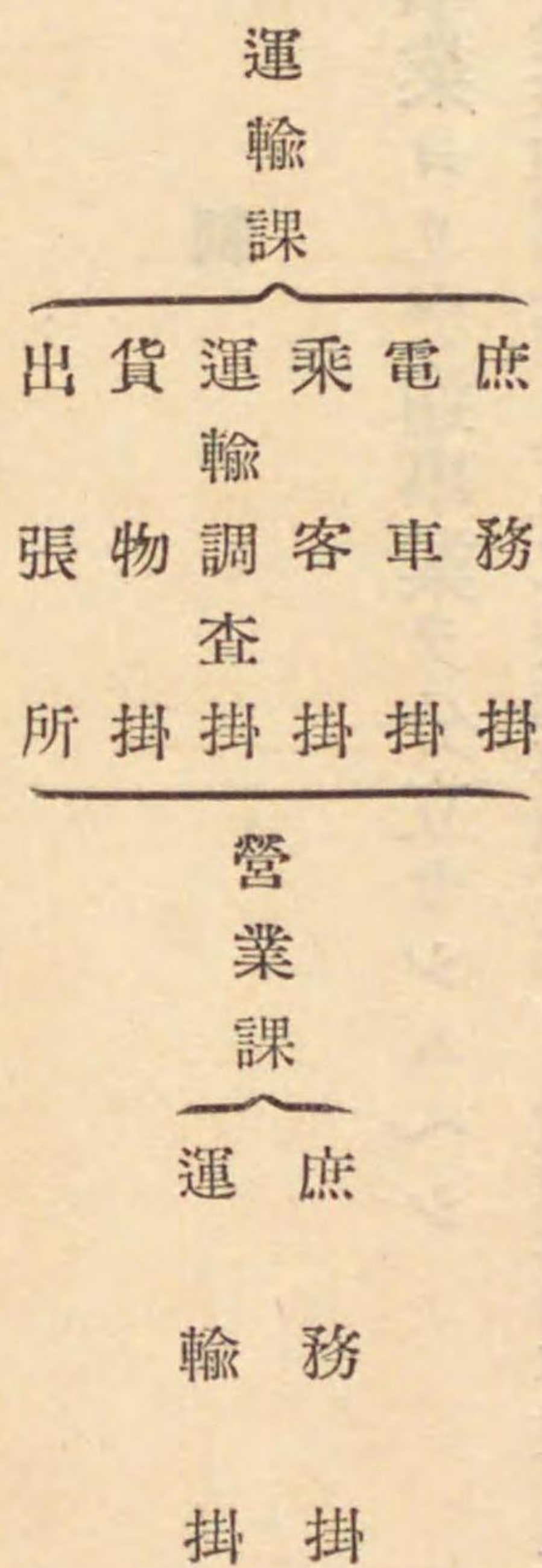
(特 四六)

一〇ノ七號 電氣局職制ノ一部ヲ改正スヘシ 其ノ一(本局)

(特 二九)

現在

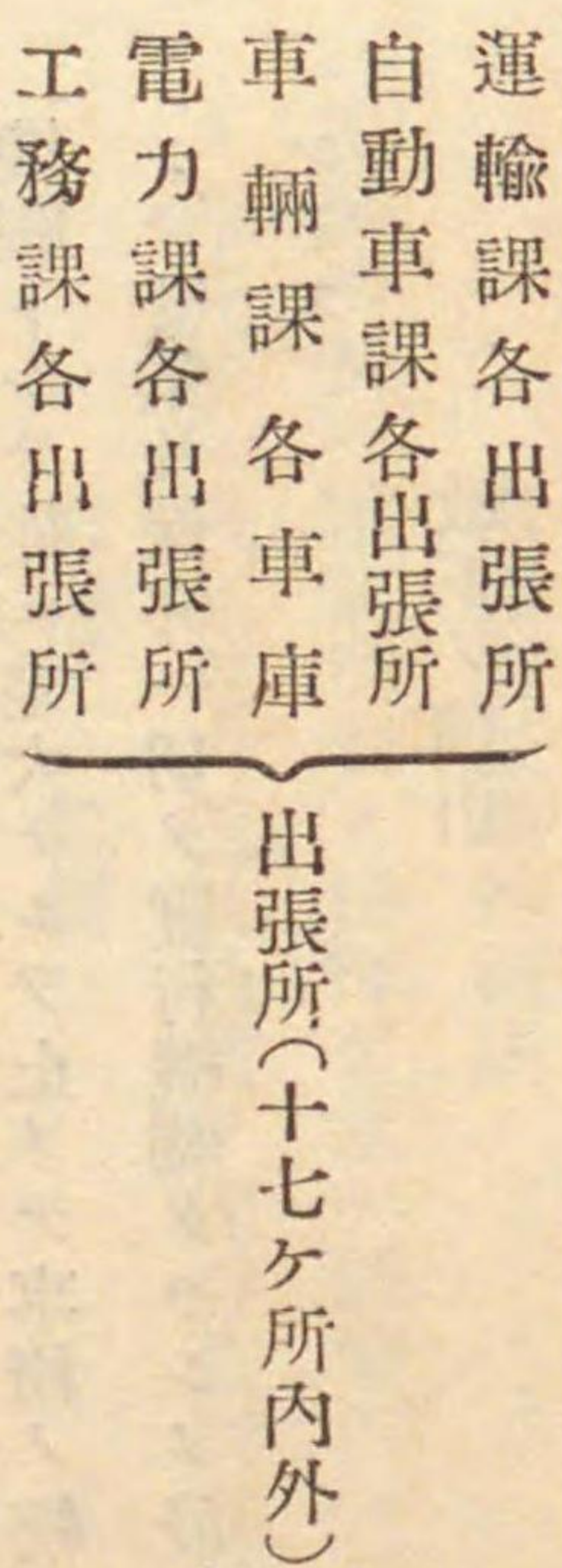
改正案



註一、運輸課及自動車課直屬ノ各出張所ハ次表ニ示ス新出張所ト爲ス
二、車輛課ノ技術掛ハ後ニ述フル理由ニヨリ工場ニ併合セシム

其ノ二(地方)

現在 改正案



(註)本局廳舎以外ニアル機關ヲ假ニ地方ト稱ス

説明

現在運輸課ニ於テハ電車ニ依ル貨客ノ運送事務ヲ統轄シ自動車課ニ於テハ自動車ニ依ル乗客ノ輸送事務ヲ掌リ兼テ自動車ノ検査及保管ヲ爲シ車輛課ニ在リテハ電車ノ検査及保管ヲ爲シ

又車輛機械器具並ニ設備ノ設計ヲ擔當ス今之等三課ヲ合併シテ更ニ業務ノ種別ニ依リ營業及運轉ノ二課ニ分割シ地方ニ於テハ職制一部改正其ノ二ニ示ス通り新ニ出張所ヲ設置セントス

改正ノ要旨

本局ニ於テハ運輸自動車及車輛課ヲ更ニ事務系統及技術系統ニ整然區別シテ夫々計畫及監督機關トシテ徒ニ尨大ナルヲ止メテ事務ノ統一ヲ計リ地方ニ於テハ出張所長ノ職務權限ヲ擴張シテ營業及保守一切ノ實行機關タラシメ最モ經濟的ニ安全迅速ナル輸送ノ任務ヲ遂行セントス

改正ノ理由

運轉手ハ現在事務系統タル運輸課ニ屬スルヲ以テ多少技術上ノ教養アリトイフモ實際ニハ單ニ電車ヲ動かシ得ルニ止リ偶々運轉中少ナル故障アリタル場合自ラ應急處置ヲ講スル能力ナク車輛課所屬車庫ノ應援ヲ待ツコト多ク從テ迅速確實ニ之ヲ處理スルコト能ハス又平素モ車輛ハ他課所屬ナルヲ以テ之ヲ要セサル弊アリ一方車輛課ニテハ他課所屬運轉手ニヨリテ運轉サレタル車輛ノ機械的及電氣的運轉狀態ヲ詳ニ知ルコト得ス從テ常時完全ナル保守ヲナス時機ヲ失シ延テハ一般乘客ニ迷惑ヲ及ホスコト尠カラズ輸送上遺憾ナルコト多シ

改正案ニテハ運轉手ハ技術系統タル車庫ニ附屬セシメテ車輛檢査ノ一部ヲ分坦セシメ常ニ車輛ハ自分ノモノナリトノ信念ヲ強カラシメテ保守ヲ完全ナラシメ圓滑ナル輸送ヲ遂ケシム自動車課ハ現在獨立シテ完全ナル輸送ヲナシツ、アレト更ニ之ヲ分割シテ新營業課及運轉課ニ併合セシムル所以ハ電車ノ補助機關タル乗合自動車ハ獨立シテ運轉セシムヘキモノニアラス時機ニ應ジテ電車ハ相互連絡セシムル事ヲ要シ且事務關係ニ於テハ電車ノソレト同一種類

ニ屬シ一課獨立セシムルノ必要ナシト認メタルニ依ル蓋シ電氣軌道事業費ト乗合自動車事業費トハ之ヲ區別整理スルコト敢テ難事ニアラスト信ス

車輛課ニ技術掛アリテ專ラ車輛機械器具及設備ノ設計ニ任シツ、アルモ寧ロ之ヲ運輸系統ヨリ分離シテ車輛機械器具及設備ノ製修ヲ爲スヘキ工場ニ併合セシムルヲ適當ナリト認メ新設運轉課ヨリ除外ス

以上概要ノ主旨ノ下ニ本局ニ在リテハ運輸自動車及車輛ノ三課ヲ併合分割シ更ニ營業運轉ノ二課トナシ現在ノ電力及工務課ト共ニ之ヲ計劃及監督機關トシ地方ニアリテハ運輸課及自動車課ノ各出張所車輛課ノ各車庫電力課及工務課所屬ノ各出張所ニシテ動力線及軌道ノ保守關係ノ現業機關ノ全部合併シテ新ニ權限ノ擴張サレタル出張所ヲ設置シ各所管區域ヲ定メ之ヲ實行機關トス但電力課所屬ノ發變電所及工務課所屬ノ新設改良工事關係ノ業務ハ現在通り本課ノ主管トス

出張所長職務權限

出張所長ハ電氣局長ノ指揮ヲ承ケ新管内ニ於ケル運輸營業電車及自動車ノ運用電車及自動車ノ檢査並ニ保存電力線及軌道ノ保存修理其他特ニ指定サレタル事項ニ關スル業務ヲ掌ル

出張所ノ組織

出張所ニ左ノ五掛ヲ置ク

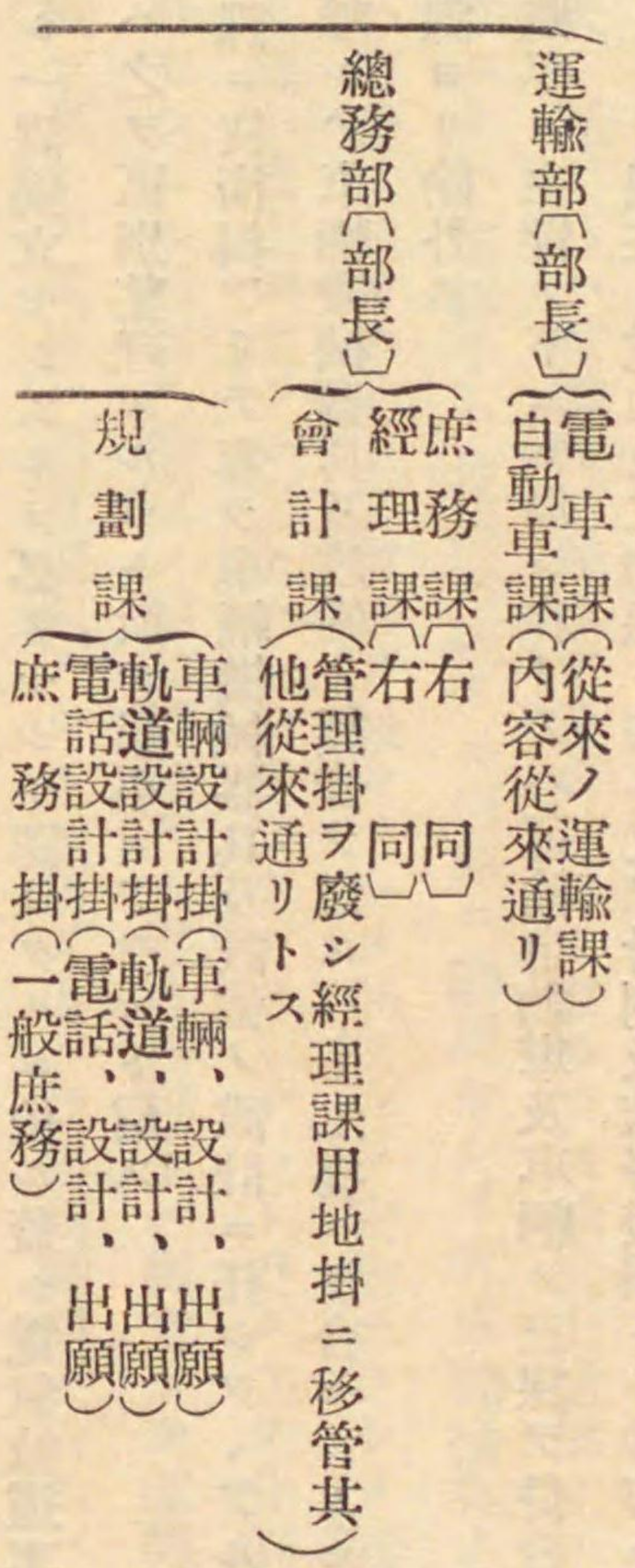
庶務掛 運輸掛 運轉掛 電力掛 工務掛

以上ノ改正ニヨリ本局ニ於テハ一課六掛ヲ減シ地方ニ於テハ課長級ノ出張所長約十名ヲ増シ掛長級ニ於テ廿數名ヲ増スト雖モ事務員雇員及補助傭員ヲ數十名減員スルコトヲ得之ニ依リ

一〇八ノ號

電氣局課組織ヲ變改スヘシ

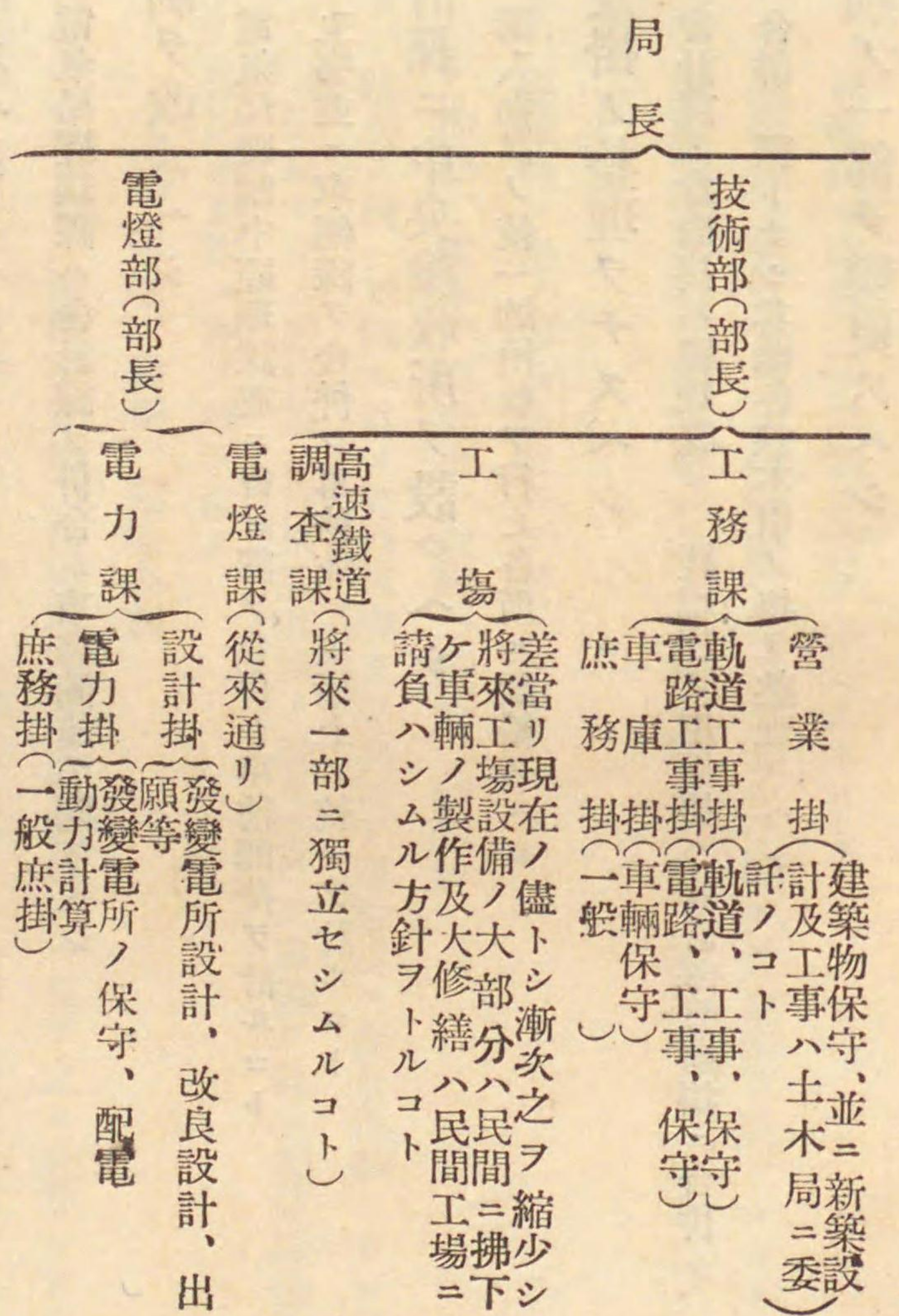
- 一、事務統一簡捷トナル
 - 二、經費節減
 - 三、各課間ノ連絡圓滑ヲ期ス
 - 四、旅客ヲ安全迅速ニ輸送スルコトヲ得ヘク尙課長級及掛長級ノ主事技師等ノ定員ノ増加ニ伴ヒ下級ノモノ、昇進ノ路ヲ開ク
 - 五、一般従事員ノ心神ヲ緊張セシメ多大ノ希望ヲ以テ潑刺タル執務ヲナサシム
- (特 六一) 現在電氣局内ニ於ケル組織ハ事務ヲ本位トシテ區別サレタル如キ嫌ヒアリ從ツテ技術ヲ本位トスヘキ一ツノ事業局トシテハ技術上ノ連絡不充分ニシテ不統一ノ嫌ヒ無シトセスコ、ニ於テ組織ノ改變竝ニ一都事業ノ放棄ヲ進言ス
- 方 法



一〇九號

事務ノ簡捷ヲ圖ル爲職制ヲ改ムヘシ

- (特三二八) 事務ノ重複繁雜ヲ避クル爲メ同一系統ニ屬スル事務ヲ統一處理セシムルコト
- 一、經理課中 印刷工場被服工場ヲ
- 電燈課中 牧納掛ヲ
- 自動車及軍輸課中 切符掛ヲ
- 會計課
- 【注意】 ○部長ハ從來ノ理事ヲ以テ之ニ充ツ
- 電氣事業主任技術者ハ技術部長、又ハ電氣部長之ヲ兼務ス



- 二、自動車ヲ……………運輸課
- 三、工場ヲ……………車輛課
- 四、電力課高度課ヲ……………工務課
- 五、庶務課中診療所ヲ……………病院
- 六、經理課中用地掛ヲ……………庶務課
- 七、會計課中管財掛ヲ……………庶務課

一〇ノ二號 職制ヲ改革スヘシ

(特一八一) 電氣局經理課ハ會計課ヲ併合シ事務簡捷ヲ期スヘシ

一〇ノ二號 電氣局職制ヲ改ムヘシ

(特二六八) 電氣局職制中經理課並ニ會計課ヲ合併シ事務簡捷ヲ計ルコト
工場並ニ車輛課ヲ合併シ事務並ニ技術上ノ統一ヲ計ルコト

一〇ノ三號 電氣局會計課ニ中央檢收所ヲ設クヘシ

(特 四六) 購入物品ノ統一の檢收ヲ行ヒ各所ニ配給スヘシ

一〇ノ三號 電氣局課及掛ノ整理ヲナスヘシ

(特二八〇) 會計課ノ倉庫掛ハ經理課ニ、經理課ノ用地掛ハ會計課管財掛ニ合併シ、運輸課ト自動車課トヲ合併一課トナシ其他各課不用ノ掛ヲ整理スヘシ

一〇ノ四號 電氣局職制ノ一部ヲ變更スヘシ

(特 六九) 一、運輸課ニ車輛課及自動車課ヲ併合スルコト

二、運輸課ノ電車及貨物運輸調査掛ヲ併合シテ輸送企劃課ヲ設クルコト

三、運輸課乗客掛ヲ監督掛ニ改メ監督事務所ハソノ派出所トスルコト

(方法)

イ、運輸課ニ左ノ掛及出張所ヲ置クコト

庶務、電車、自動車、車輛、監督、出張所

ロ、輸送ノ統一ヲ圖ル爲メ自動車課及車輛課ヲ運輸課ニ併合各掛トナシ從來ノ車庫ハ各出張所

ニ附屬セシム監督掛ハ從來乗客掛ノ扱ヒ來レル事務ノ他ニ監督事務所ヲ統轄スルモノトス
ハ、輸送企劃課ニ左ノ掛ヲ置ク

庶務、運輸、調査、運輸企劃

現在ノ電車掛、運輸調査掛、自動車課及車輛課員ノ一部ヲ之ニ充當シテ各掛ノ事務ヲ分擔セシ
メ電車、自動車、貨物タルトヲ問ハス輸送ニ關スル一切ノ調査企劃ヲナシ、以テ輸送ノ圓滑統
一能率ノ増進ヲ計ラントス

一〇ノ五號 職制ヲ改善スヘシ

(特 四九) 1、諸規程ヲ整理シ其運用ノ範圍ヲ擴大スヘシ

2、運輸課ト自動車課ヲ合併シ政策ノ統一ヲ計ルヘシ

3、運輸課出張所ニ車輛係、保線係、軌道係等ヲ附屬スヘシ

4、運輸課出張所長ニ支配權能ヲ増大附與スヘシ

一〇ノ一六號 係ノ所屬替並兼務ヲ廢止スヘシ

5、各課内係ノ小區分ヲ廢止シ減員並ニ事務ノ簡捷ヲ得ヘシ

(内三二〇) 電氣局會計課倉庫係ヲ經理課所管トスルコト並副收入役ノ會計課長兼任廢止ヲ望ム

一〇ノ一七號 電氣局各課ノ庶務掛ヲ廢止スヘシ

(内一三五) 電氣局各課ノ庶務掛ヲ廢シ各課共其ノ代表セル掛ニ於テ庶務ヲ掌ラシムルコト

(内三一一) 現在各課ノ庶務掛ニ於テ取扱フ事務中之レニ一掛ヲ設ケテ爲スニ及ハサルモノ多シ即チ各課ノ主要掛ニ於テ現在存スル事務關係ノ職員ヲ増ス程度ニ於テ取扱ヒ得ヘシト思惟ス

一〇ノ一八號 職制ノ一部ヲ改正スヘシ

(内一九八) 電氣局運輸課運輸調查掛、庶務課保健掛、同監察掛ノ三掛ヲ廢止シ庶務課ニ勞働掛ヲ設置スル

コト

一、勞働掛ニ左ノ事務ヲ分掌セシム

1、保健衛生ニ關スル事項

2、服務監察ニ關スル事項

3、勞働問題ノ研究ニ關スル事項

一〇ノ一九號 電氣局内勞働保健掛及監察掛ハ之ヲ廢止シ本市ニ夫々一括シ統一セル係ヲ設クヘシ

(特 四九)

一〇ノ二〇號 電氣局ニ權威アル統一機關ヲ設置スヘシ

(特 九八) 井上局長時代益田理事中心トナリ一定方針ノモトニ統一セシ故大局ヲ誤ラサリシカ同理事去ツ

テ以來會議ハ外觀ノミニテ局長ノ獨裁ニヨル爲連絡統一無ク爲メニ種々ノ禍ヲ來シ莫大ナル濫費ヲ生ス財源豊カナラサル電氣局トシテハ大問題ナリ即チ企劃課ヲ新設シ統一スヘシ

一〇ノ二一號 電氣局出張所ノ職制ヲ改善スヘシ

(内一三五) 局ノ各事業課ニ出張所其ノ他之ニ類スルモノ各所ニ設置シ在ルモ其間ニ連絡乏シクシテ不便且ツ經濟上大ナル損失アリ

一〇ノ二三號 電氣職制及事務分掌ヲ改正スヘシ(特三二九)

一〇ノ二四號 課ノ併合ヲナスヘシ(内 七四)

一〇ノ二五號 電氣局各課ヲ適當ニ廢合シ之ニ件フ吏員ノ減員ヲ行フヘシ

(特 三一) 電氣局各課ヲ一瞥スルニ事務ノ量ト人員トヲ比較シ市役所各課ノ事務多量ニ反シ閑散ノ感アルヲ觀ル依テ努メテ課ヲ廢合シ吏員ノ事務分擔量ヲ多カラシメ以テ現業員以外ノ事務吏員ヲ減員シ經費節減ヲ計ルヲ適當ト信ス

一〇ノ二六號 電氣局庶務課監察掛ヲ撤廢又ハ縮小スヘシ

(特一〇二) 沿革的ニモスバイ制度ハ人心ヲ萎靡セシメ當局ノ期待ヲ裏切り反ツテ反動的ニ事態ヲ益々惡化セシムルコト多シ

一〇ノ二七號 電氣局監察掛ヲ廢スルカ監察掛員ヲ現業員中ヨリ選任スヘシ

(特三三八) 現在ノ掛員ハ現業ニ迂遠ニシテ時々究問、申告ニ適切ヲ缺ク、カルカ故ニ職員及傭員ノ反感多シ

一〇ノ二七號 運輸部職制ヲ改正スヘシ

(特二五一) 現在ノ電氣局運輸課ハ膨大ニ過ク一課トシテ統轄スルニ困難ナリ數課ニ分割シ事務圓滑ヲ計ルヘシ

全局人員ノ六割以上、出張所數十五ヶ所ノ現状ナリ而モ四割ノ人員ヲ以テ他課ハ九課ヲ組織ス、人員ノミヲ以テ基準トハナラサルモ一定ノ制限アルヘキヲ信ス

業態ヨリ見ルモ各出張所ハ市ノ外邊ニ迄散在シ現業ニ從事シ敏速ニ處理ス可キ案件多シ殊ニ人事ニ關シテハ往年ト異リ指揮命令ヲ受クル爲長時間放置シ置クヲ得ス出張ノ人員數千ヲ超過スルニ於テ特ニ然リ、統括不可能ノ人員ヲ以テ不自然ニ一課タラシムルハ中央集權ニ對スル反感ヲ醸成スルニ止リ不合理不妥當ノ事務執行振ヲ生セシム、之ニ伴フ經費ノ増加ハ當然ノ事項ニ屬スト信ス

(方策)一、理想トシテ一名出張所ヲ課待遇ニスル事ナルモ斯クテハ經費ノ増大ヲ來ス故改善ノ

策トシテ十二出張所ヲ統フル爲ニ三乃至四ノ運輸事務所ヲ設置シ線路監督機關ヲ並

置セシメ、以テ一々課長ヲ經由スルノ規ヲ省キ時間ノ空費ヲ除クヘシ

二、運輸部ハ部長ヲ以テシ理事ヲ以テ之ニ充ツ

運輸課——企劃ヲナス

庶務課——給與及庶務ヲ執ル

一〇ノ二六號 運輸課調査掛ヲ廢止スヘシ(特 四九)

一〇ノ二五號 運輸課出張所ヲ併合シ範圍ヲ大區分トスヘシ(特 四九)

一〇ノ二三號 運輸課ノ出張所ヲ改良スヘシ

(市三一六) 現在ノ出張所ヲ半減シ大半ヲ派出所ト改メ一ノ出張所長カ二三ノ派出所ヲ受持チ、ソノ下ニ派出所長ヲ置クヘシ

一〇ノ二三號 運輸調査掛ヲ企劃課ニ併合スヘシ

(特 九八) 絶對必要ナルモノニアラス存置スル方ヲ望ム程度ノモノナル故今日ノ經濟狀態ニテハ一時中止スルカ新設企劃課ニ併合スヘシ

一〇ノ三號 電氣局監察事務所ヲ改善スヘシ

(特二五八) 一、運輸課監督事務所ヲ本局監察掛ノ所管ニ變更スルカ、若ハ監督事務所ノ職務中従業員ノ取締部分ヲ分割監察掛ニ移管セシムルコト

二、現在ノ監察掛ヲ局長直屬ノ機關トシテ課ヨリ獨立ノ立場ニ置クコト

三、將來勞働課新設ノ場合ハ現在ノ監察掛ヲ中心トセル課ヲ作ルコト

一〇ノ三號 電氣局監督事務所ヲ廢止スヘシ

(内二一七)

現在第一第二ノ監督事務所外十數ヶ所ノ出張所アリテ事務員以下雇員二百數十名ヲ配シアルモ雇員一人ノ報告ハ一ヶ月平均二十件位ニシテ一日一件ニ當ラス我々ノアラ探シニノミ没頭シテ乗客ノ整理ナト一向省ミス事故アルトキハ雇員居ラサルモ警官

一〇ノ三號 電氣局電力課ヲ廢シ電氣軌道事業關係ヲ工務課ニ電氣供給事業關係ヲ電燈課ニ夫々分屬セシムヘシ

(特 五四) 電氣供給事業用電力ハ電力課ノ所管トナリ居ル爲電氣軌道事業電力ヲ主トシ供給事業電力ヲ從トスル感アリ爲メニ供給事業ハ常ニ不公平ノ取扱ヲ受ケ極メテ不利ノ立場ニ置カレツ、アリ而シテ電氣供給事業關係ヲ電燈課ニ分離專屬ノ結果ハ單ニ電力制限等ノ場合ノミナラス變電所員ト現業員トノ連絡頗ル良好トナリ供給事業上一大効果ヲ得ルモノト信ス

一〇ノ三號 電氣局電力課ノ職制ヲ改ムヘシ

(内一五七) 配電掛ト動力掛ハ元來一ノ掛タルヘキモノナリ配電掛トシテノ職責ヲ完フスルニハ動力掛ノ助力ヲ俟タサルヲ得サル如キカ現制度ナリ
配電掛ニテ捻子一本造ルニモ工事請求傳票ニ製圖ヲ添ヘテ動力掛ヘ提出ヲ要スルカ如キ組織ニテハ事務ノ敏活ハ得テ望ム可ラス
機械ノ手入ニ關シテモ動力機修理部ニ非レハ修理シ得サル修理部ニ於テ工事請求傳票ヲ紛失シ其ノ他、仕事ノ都合上配電掛ノ請求ニ早速應シ難キコトアリ不便少カラス

又機械ノ部分品ノ取換工事ヲ配電掛ニ於テ要求セシニ動力掛ニ於テハソノ必要ナント決定通知アリシ故、配電掛長ハ重要缺ク可ラサルモノトシ會計課ニ廻シ商人ニ注文セリ然ル後動力掛ニテ取換作業ヲ爲シタル爲先ニ配電掛ノ注文セシ部分品ハ不用品トナリシコトアリ
不經濟ノ甚シキモノナリ。

改正案

第一案 庶務掛
配電掛
臨時建設掛
電路掛

第二案 電力課 庶務掛
配電掛 電路掛
現在ノ配電掛ニ修理部ヲ加フ

一〇ノ三號 電氣局電力課配電掛現場(變壓所、變電所)ノ職制ヲ改善スヘシ

(内一五四) 現在ノ職制ハ主任、職員、技工、ノ三階級ヨリナル階級上ノ感情ヨリ來ル紛争多クシテ能率ニ及ス影響甚大ナリ然モ現職制ハ拾年前専門技術者ノ少カリシ時代ノ遺物ニシテ、今日ハ全部乙種専門學校卒業以上ノ者ノミニシテ事情自ラ異ルモノアリ
之カ改善トシテハ現ニ東京電燈カ採用セル如ク主任、職員ヲ廢シ、全テ一階級トナシ本局ニ現場掛ヲ設置シ、常ニ巡回監督セシムヘシ此制度ヲ執レハ管ニ能率増進ノミナラス經費ノ節減トモナルヘシ

一〇ノ三號 電氣局電力課主管變電所ノ電力分配ニ關スル事項ハ之ヲ同局電燈課ニ移管スヘシ

(特一〇四) 停電其他ノ應急時ニ迅速敏活ナル處置ヲ講スル必要上本案ヲ達成スヘシ

改善後ハ現在ノ約二分一ノ日數ニテ増設點火シ得ヘク再復點火ハ受付時間ニ不拘直チニ點火スルヲ得ヘシ

一〇ノ三號 電燈課職制ヲ地方分權制トナス可シ

(内二二九) 創始以來事業成績不良ニテ缺員アリシヲ大正四年營業所制ヲ設ケ遂ニ利益ヲ得ルニ至レリ然ルニ大正八年再ヒ中央集權制トナリ遂ニ監察掛ヲ活動セシムルノ不詳事ヲ起シ出張所建設所ノ割據ハ業務ノ不振不統一ヲ現シ不徹底非營業的ヲ立證セリ、然シ大正十三年一部條例改正サレ現電燈課長ノ英斷ニヨリ事業ハ隆盛ナラントス、此時ニ方リ一步ヲ進メ地方分權制トシ以テ之ヲ確保スルコト肝要ナリ

- 一、電燈課ハ監督權ノミ掌ルコト
- 二、營業所制ニ一步ヲ進メ建設所ヲモ同一管下ニ屬セシメ全體ヲ二分又ハ三分シテ各需用地ニ分權制ヲ採ルコト
- 三、本課ノ五掛ヲ庶務、工務、營業ノ三掛ニ減スルコト
- 四、分權所ニハ掛長ト同資格者ヲ置キ課長ノ直接指揮ヲ仰クコト

一〇ノ四號 電氣局電燈課内線試驗係ヲ出張所ニ配屬スヘシ

(内二五七) 電氣局電燈課内線試驗係ハ本局所屬ニシテ小數ノ人數ヲ以テ年一回最低限度ノ試驗ヲ辛シテ施行シ得ルニ過キス之ヲ各出張所ノ所屬トシ周到ナル試驗ヲ行ハシメ事故ヲ未然ニ防クヲ可トス

一〇ノ四號 電氣局車輛課ヲ運轉課ニ併合スヘシ

(特一八八) 電車運轉上運輸課ト車輛課及電路軌道ノ兩掛トハ特ニ密接ノ關係アリ而モ出張所ト車庫トノ間

ニ於テハ運轉車輛ニ關スル日常打合セ頻繁ナルヲ以テ業務遂行上一層圓滑ト迅速ヲ期センカ爲車輛ノ設計改良事項ヲ管掌スル車輛課技術掛ヲ車輛掛ト改稱シ運輸課ノ一掛トナシ車庫掛各車庫ヲ夫々運輸課關係出張所ニ分屬セシムルヲ可トス

一〇ノ四號 車輛課ト運輸課トヲ併合シ一課トスヘシ

(内一一一) 市經濟上並ニ事務ノ統一連絡及計劃上、車輛課ト運輸課ヲ併テ一課トシ電車掛ト車庫掛トヲ同一掛トシ、出張所長ノ下ニ車庫主任ヲ置クヘシ

又維持費ノ爲メ財政難ニ陥レル現在ノ工場ヲ縮少シ工場ニ於テ勞働爭議發生ノ場合ハ外部註文品ニテ差支ヘナキ制度ニ改メラレタシ

一〇ノ四號 電氣局車輛課ト工場トヲ合併シ新ニ一課ヲ設クヘシ

(特 二二) 車輛課ト工場トハソノ職能上相離ルヘカラサル關係ヲ有ス

一〇ノ四號 車輛課ト工場トヲ合併スヘシ

(特 三四) 合併スルコトハ事務手續簡單トナリ作業ノ重複ヲ避クル利アリ

一〇ノ四號 工場ノ獨立ヲ廢シ車輛課ニ併合シ新車製作直營ヲ廢止スヘシ

(特 九八) 工場ハ新車製作ノ爲高給ナル人員ヲ要シ、製作品ハ市價ヨリ割高ナリ工場ハ大修理場トシ小修理ハ各車庫ニ於テ行フヘシ莫大ナル經費ノ節約トナル

一〇ノ四號 車庫ヲ運輸課ニ併合スヘシ

(特一七九) 車庫ヲ運輸課ニ併合スルコト

車庫ハ運輸課出張所ト同一敷地内ニ庫舎ヲ有シ運輸課ト密接ナル關係アルニモ不拘車庫ハ車輛課ニ屬スル爲メ出張所、車庫間ニ於ケル連絡意ノ如クナラサル場合多シ殊ニ一般市民ハ運輸課出張所ヲ車庫ト稱シ電話等ノ行違ヒ多ク對内的ニモ對外的ニモ運輸課所屬トシ車庫主任以下出張所長ノ配下ニ屬セシメ事務並ニ車輛ノ修理手入等ニ關シ出張所操車係ト連絡ヲ取り車輛増減ヲ便ナラシムルノ必要アリ

一〇ノ四號 電氣局車輛課ノ技術掛ハ之ヲ工場所屬ニ變更スヘシ

(内一三〇) 技術掛ノ仕事ハ性質上工場所屬トスヘキモノニシテ之ヲ營業線上ニ於ケル運輸上ノ監督ヲモナサシムニ於テ始メテ有意義ニシテ能率上好結果モ見ルヘシ

一〇ノ六號 電車運轉手ヲ車輛課所屬ニスヘシ

(内一三五) 性質上及且ツ軌道係員規程ニ依ルモ明ナリ

一〇ノ四號 工場課ヲ設クヘシ

(内 五二) 能率増進上ニモ好影響アルヲ以テ各所ニ散在スル工場ヲ統一シ工場課ヲ設ケ之ニ自動車部船舶部其他ノ數部ニ分チ課長ノ下ニハ專任ノ技術者タル掛長ヲ置キ同一規則ノ下ニ各部ヲ監督スヘシ

一〇ノ五號 電氣局工場ヲ縮少スヘシ

(内一三五) 車輛課ニ所屬セシメ車輛維持修繕専門工場トシテ一般會計トスルコト

一〇ノ五號 被服工場ヲ廢止スヘシ

(特 九八) 被服工場ハ市價ヨリ安キ被服供給ノ爲メ設ケラレタルモ今日ノ如ク物價低落ノ時ハ多クノ従業員ヲ雇ヒオキ段々勞銀騰貴シ、却ツテ損ヲ受ク廢止ヲ可トス

一〇ノ五號 市電氣局病院ヲ擴張シ診療所ヲ病院ニ附屬セシムヘシ

(内二九二) 東京市電氣局病院及六ヶ所ノ診療所ハ現在各獨立ノ地位ニ置カレ之ヲ統卒スル機關ヲ缺ケリ豫算ノ關係ニ於テハ各診療所ハ其ノ組織上豫算執行ヲ委ネラル、ニ適當ナラスト認メラレ其ノ豫算ヲ纏メテ庶務課ニ配付シソノ執行ヲ取扱ハシメツ、アリ而シテ診療所長ハ一定價額ノ需用品購入ノ權限有ルモ豫算ノ配布無ク庶務課ハ豫算ノ配付ヲ受クルモ購入ノ權限ヲ有セスシテ隨時頗ル不便ナリ、又病院ニアリテハ獨自ノ豫算ニ依テ購入ヲ行ヒツ、アリ又人事行政ハ事實上庶務課保健掛長ノ掌中ニアリ乍併之レ規程ニ基ケルモノニ非スシテ便宜上已ムナキニ出ツルノミ、故ニ病院ノ組織ヲ擴張シ各診療所ヲ此所ニ附屬セシメ庶務課監督ノ下ニ一層有機的ニ活動セシムルコト急務ナリト思惟ス

人事行政 (任用及人事一般)

一〇ノ五號 電氣局理事ハ市職員中ヨリ之ヲ選任スヘシ

人事行政 (任用及人事一般)

(特 六一) 下級者トシテ最モ寒心ニ堪ヘサルハ從來局長、理事或ハ其他幹部ノ改任ニ際シ多クハ市職員外ヨリ選任サル、事ナリ
改善方法

之ヲ成ルヘク多年市ノ事業ニ携リ其ノ内情ニ精通シ、且眞ニ市ヲ愛スル者ヲ内部ヨリ拔擢シ擔任セシメ日頃ノ經驗抱員ヲ直チニ實行セシムルコト
理由

突然外部ヨリ就任セラレテモ、土地ソノ他ノ事情ニ依リ、其ノ立場ヲ異ニセルヲ以テ如何ナル經驗者ナリト雖モ他ノ事業ニ於ケル經驗ヲ直チニ東京市ニ應用スルハ寧ロ危險ナリ、之ヲ内部ノ經驗家ヲ以テスレハ改任毎ニ多少トモ事業ニ一頓挫ヲ來ス様ナル事ナク、終始一貫シテ事業ヲ發達セシムヘキヲ信ス

一〇ノ五號 電氣局人事行政ヲ改善スヘシ

(内 一八) 局内ノ腐タル不穩分子、老朽其職ニ堪ヘサルモノ、左傾的共產主義者、電氣局及警視廳ノ黑表中ノ人物等ヲ徹底的齧首及淘汰シ局内ノ空氣ヲ刷新シ愛市愛局心アルモノ、ミトシ以テ局現在及將來ノ難局ニ處理セラレンコトヲ望ム

一〇ノ五號 市電運輸課ノ人事行政ヲ改善ヲ行フヘシ

(市三一) 電車減收ノ原因ハ、上ハ抑壓主義ノ課長アリ下ハ團體ノ力ニ倚ル自治會所屬ノ従業員ノ間ニ公益助長ヲ主眼トスル人ノ和ヲ缺クニ在リ、電氣局今日ノ難局ニ當リテハ人事行政ノ改善ヲ以テ其ノ打開ノ第一手段ナリトス

一〇ノ五號 薄給吏員及幼年車掌ヲ採用スヘシ

(特 四九) 人件費ヲ縮少シ經費ヲ節減ナスヲ得ヘシ
(特三四) 電氣局運輸課ノ經費ノ大部分ハ乗務員ノ給料ナリ經費節減ノタメ先ツ年少低給ノ幼年車掌ヲ採用シ暫ク藉スニ時ヲ以テシ順次ニ老年高給ノモノニ代ラシムコト

一〇ノ五號 ボギー電車ノ補助車掌ハ未成年車掌ヲ使用スヘシ

(特一八) 従業員ノ退職者ノ率少ク勤続年數ヲ加フル一方ニシテ給與額ハ年々増加スルノミナリ未成年車掌ハ三分ノ二程度ノ賃銀ニテ採用スルヲ得、女子ヨリ能率大ナリ

一〇ノ五號 少年車掌ヲ採用スヘシ

(特二五六) 經費節減ノ一方策トシテ必要ナリ

一〇ノ五號 車掌ニハ女子ヲ多ク採用スヘシ

(市三〇) 車内ニ於ケル現在ノ如キ争鬪的空氣ヲ緩和スル爲メ必要ナリトス

一〇ノ六號 電車々掌運轉手ノ採用ヲ尋常小學校卒業者ト改ムヘシ

(市五七) 高等小學校卒業者ヨリ貧シキ家庭ニテ育チシ故給料安クトモ満足シテ働クト信ス

一〇ノ六號 人事行政ノ實ヲ擧クヘシ

(特二五八) 局員ノ現状ハ著シク進路閉塞セラレ本市及一般官廳ニ比シ昇進者ノ數頗ル少シ最高幹部カ局外ヨリ採用セラル爲ニ課長、掛長トナルノ望ナク一般ニ向上ノ精神ナク又局外ニ去ル者ヲ生シ退嬰的氣分ハ潑瀾タル氣力ヲ失シ有能ノ士ヲ逸ス

- (方策)本市所屬局課ト人材ノ相互融通ヲハカリ適材適處ニ置クコト
- 二、六大都市トノ相互融通ヲ計ルコト
- 三、内務省ヨリノ委託ヲ排ス

一〇ノ六號 電氣局監察掛員ニハ人格崇高ナル人物ヲ採用スヘシ

(特三三九) 監察掛員ニシテ從業員ノ過失事項ヲ犯罪視シテ取扱フハ不快ナリ職責上ノ惡ノミナラス掛員ハ刑事上リノ者多キ爲メナリ人物詮衡ニ注意アリタシ

一〇人三號 市電氣局運輸從業員ノ素質ヲ改良スヘシ

(内二九二) 今日電氣局が收支ノ均衡ヲ得ス事業ノ經營上苦境ニ陥リシハ大震災後ノ人口分布ノ變動、他ノ交通機關ノ發達、財界不況等ニ基因スル收入減ニ因ル所大ナルヘシト雖、一面又市電自治會ノ暴威ヲ顧慮シ徹底的ニ經費節減ヲ斷行スル能ハサルコト其ノ一大原因タラスンハアラス、茲ニ於テ吾人ノ痛感スルハ自治會員力眞ニ電氣局事業ノ状態ヲ理解シ當路者ノ難局ニ處スル方策ヲ妨害スルカ如キ行動ニ出ツルコトナク而シテ之カ爲メニハ從業員ノ素質ヲ良好ナラシムルコト第一ニ必要ナリ則チ前記ノ主張ヲナス所以ナリ

一、電氣局運輸備員採用資格ヲ改メ少クトモ『中學校三學年修了若クハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者』トスルコト

二、從來ノ從業員中有能者ヲ殘シ其ノ他ヲ漸次淘汰スルコト

養成及訓練

一〇ノ六號 市營電車從業員ヲ專屬定備ノ外ニ臨時從業シ得ラル、者ヲ養成シ置クヘシ

(特一六五) 現在ノ如キ專屬定備ノ從業者ノミニ依ルトキハ彼等從業員ハ或ハ團體ノ力ヲ借り不當ノ要求ヲナシ爲ニ或ハ市民ニ迷惑ヲカクル事アリテ事業經營上大障害ヲ起スコト屢々ナルヲ以テ其對策トシテ有志ノ者ニ平時相當ノ手當ヲ支給シ電車ノ運輸等ヲ練習セシメ何時ニテモ之等事故ニ應シ得ラル、樣備ヘシムルコトヲ要ス

一〇ノ六五號 職員及備員ノ教養ニ力ヲ盡スヘシ

(特二六五) 市營電車ノ車掌ノ教養ニ努メ不良ノ者ハ相當戒飭ヲ加ヘ徹底的ナル改善ヲ望ム

一〇ノ六號 市電從業員ノ修養機關ヲ設クヘシ

(内 七四) 執務能率増進ノ爲
一、研究費、改良費、教化費等ノ豫算ヲ設定スルコト

一〇ノ六號 運轉手教習制度ヲ設クヘシ

(内一一一) 現在ノ運轉技術ハ粗暴ナリ、之レニ伴ヒ車輛ニ故障ヲ生シ電力消費量ヲ増大ナラシムコト大ナリ、故ニ營業運轉ノ經驗ヲ有スル運轉手ニ對シ電力計、電壓計、電流計、速度計、壓力計、寒暖計等ノ計器ヲ具備セル試驗車ヲ運轉サセ運轉手ヲシテ實地ニ教習ヲナサシムヘシ

一〇ノ六號 技術職員及一部備員ニ電車運轉ニ關スル特殊免狀ヲ與フヘシ

(内一三五) 營業ニ從事スル運轉手ヲ甲種、本件ニヨル如キ運轉手ヲ乙種トシ乙種ヘ故障車廻送等營業ニアラサル電車ヲ運轉シ得ルトセハ左ノ利益アリ

- 一、有事ノ時ノ補充トナリ得ルコト
- 二、故障車ノ廻送等ニ當リ便益多シ

一〇ノ六九號 電車乗務員ノ品格向上ニ努メシムヘシ

(市一六二) 車掌運轉手カ車中ニ於テ大聲ニテ雜談スルカ如キ不眞面目ナル行爲ヲ禁止スヘシ

一〇ノ七〇號 從業員ノ訓練ニ努ムヘシ

(市三〇二) 現在ニテモ私營ニ勝ル事萬々ナリト雖モ錦上更ニ花ヲ添エルノ意味ヲ以テヨリ良キ訓練ヲ行ハレン事ヲ望ム

例

運轉手、車掌ノ模範者ヲ掲ク、氏名ハ原文參照

配置移動昇格

一〇ノ七二號 電燈課ニ於ケル人員ヲ増加スヘシ

(特 五四) 電氣局勤務ノ傭員ハ寧ロ優遇過ギルノ觀アルモ電燈課ニ於テハ人員ヲ極度ニ節約シ居ルヲ以テ保守作業ニ従事スル者ハ人員増加ヲ希望シツ、アリ

一〇ノ七三號 電氣局車輛課所屬車庫ニ事務員若クハ雇員(事務員)ヲ増加スヘシ

(特一七三) 主任ヲシテ事務ニ没頭セシムルコトナク技術ニ專心意ヲ用フル様課内適當ノモノヲシテ事務ニ當ラシムヘシ

一〇ノ七三號 軌道工事掛員ヲ増員スヘシ

(特三三八) 工事ノ分量ニ比シ少人數ニアリタルニモ拘ラス最近人員整理ノ結果一層繁忙トナレリ執務ノ時間外及休日ノ休養十分ナラサルハ健康上及能率上多大ノ損ナリ

一〇ノ七四號 電氣局車輛課車庫勤務ノ職員ヲ増員スヘシ

(内一三〇) 從來車輛課車庫勤務職員數五名乃至六名ナリシヲ近來ハ四名トナリ現行ノ如キ三直交替勤務實行ハ甚ク困難ニシテ事務能率上面白カラス、之カ對策トシテハ

- 一、事務費中雇員ニ要スルモノヲ傭員ノ費用ニ變更シ傭員中ヨリ必要數ノ雇員ヲ作ルカ
- 二、職制ヲ全然變更シ増員スルカ

右何レカノ方法ニヨラサルヘカラス

一〇ノ七五號 乗務員ハ運轉手一人車掌一人ヲ原則トスヘシ

(特一〇四) 乗車券ハ電車停留所附近ノ商家ニ販賣セシメ車掌一名ヲ減員スルコトヲ得(市一一) 乗車券車内發賣廢止ノ結果トシテ現在ノ車掌ニ冗員ヲ生ス

一〇ノ七六號 停留場掛員ヲ配置スヘシ

(特一〇四) 車掌一名廢止ト乗車券取扱ヲ停留所附近ノ商家ニ移シソノ代リトシテ停留場ニ掛員ヲ置クヘシ

一〇ノ七七號 市内十ヶ所内外ニ掛員ヲ置クヘシ

(特一〇九) 乗客ノ便利ヲ計ル爲必要ナリ

一〇ノ七八號 電燈課雇員ヲ適當ニ昇格セシムヘシ

(特 五四) 水道検査員掃除巡視等ニ至ル迄吏員ナリ殊ニ先般運輸課ニ於テハ多數ノ監督ヲ一時ニ吏員ニ昇格セシメタリ然ルニ電燈課ハ雇員ヨリ吏員ニ昇格スルコト容易ナラス

一〇ノ七九號 月俸者ノ最高限度ヲ高メ以テ昇進ノ途ヲ開キ現在ニ三級以上ノモノニ對シテ更ニ數段ノ進級ヲ爲スコトヲ得サシムヘシ

(特一二四) 現在ノ状態ニ於テハ昇進ヲ停止セラレ其ノ奮勵心ヲ殺キ延イテハ市政ノ沈滞ヲ來タン禍因ヲ作リ又年俸者トノ懸隔甚シケレハ人種別ノ感サヘ懐カシムルモノナリ

一〇ノ八〇號 電氣局員ノ昇格ニ就キ試験制度ヲ設定スヘシ

(特二五八) 雇員ヨリ雇員ニ、事務員若ハ技手ニ昇格スル場合ニ一部ヲ詮衡スル故ニ情實等ノ弊害生ス故ニ全局ニ向テ試験合格者ヲ適當ニ分配スヘシ然ルニ於テハ一部分ニ優者、劣者ノ集ル弊ヲ除クヲ得ヘシ

一〇ノ八二號 電氣局乗務員ノ職名ヲ改善スヘシ

(特一八九) 現在乗務員ノ身分上ノ地位ハ傭員ナレトモ之ヲ傭員雇員及事務員(車掌)技手(運轉手)ヲ以テ充テ得ルコト、シ乗務員タル儘ニテ身分上ノ昇進ノ途ヲ開クト共ニ他ノ教養アルモノヲシテ乗務員タラシムヘシ

一〇ノ八三號 信號手ヲ雇員ニ昇格セシムヘシ

(内 五三) 信號手ヲ全部雇員ニ昇格セシメ之ニ權威ヲ保タシムルハ中間操車ヲ完全ニ遂行シ車輛ノ廻轉状態圓滿トナリ能力増進スヘシ

一〇ノ八三號 雇員及傭員ノ一部ヲ昇格セシムヘシ

(内二二九) 運輸課員ハ一齊ニ吏員待遇ヲ受ケント聞ク他課ノ雇員モ亦同一ニ扱フノ要アリ、又試験技工、檢針助手設計助手等モ水道検査員又ハ掃除巡視員ト等ク待遇スルノ必要アリ之レ時代ノ要求ナリ

服 務

一〇ノ八四號 電氣局員ノ出勤時間ヲ本廳ト同一ニシ且ツ乗車券給與ヲ全廢スヘシ(特 五七)

一〇ノ八五號 電氣局車掌運轉手ノ労働八時間制ヲ確立スヘシ(内三三二)

一〇ノ八六號 職員ノ配偶者ノ父母伯叔父母ノ忌引ヲ認ムル項モ市吏員除服出仕規程ニ挿入スヘシ(電氣局)

(特一〇二) 電氣局傭員規定ニヨレハ、傭員ノ配偶者ノ父母伯叔父母ノ忌引ノ規定アレトモ職員ニハナシ忠孝ノ觀念益々薄ラキツ、アル際大イニ遺憾トス

一〇ノ八七號 市電乗務員三部勤務制ヲ實施スヘシ

(内 七四) 毎日ノ勤務時間カ不統一ノ爲メ日曜ニ休日ノ當ルノハ五十日ニ一回テアリ社會ト沒交渉ニナリ待遇モ極メテ不良ナルカ故ニ鐵道省ノ如ク三部制トナスヘシ

一〇ノ八八號 電車運轉方法及乗務員ノ服務給與方法ノ改正ヲ期スヘシ

(内 九一) 現在市電乗務員ノ服務ニ統制ナク我儘ニシテ運轉ニ規律ナシコレ次ノ理由ニヨル

- 一、乗務員ニ對スル給與カ時間給ナルコト
- 二、毎日ノ勤務即チ乗務カ行キ當リバツタリニシテ一定セサルコト

改正案

第一

各出張所ニ於ケル乗務員ヲ若干ノ班ニ區分シ班ニ班長ヲ置ク
班長ハ所屬員ノ服務ニ關スル一切ノ監督ニ任ス

要項

- 一、各出張所ノ乗務員乗組數廿一組ヲ以テ
一箇班トシ内十八組ヲ常時ノ乗組トシ三組ヲ順次其所屬班内ノ交代ニ當ツ
一回乗務二時間、一回休憩二十分ヲ標準トス
- 二、一箇班ニ付乗組二組ノ割合ヲ以テ別ニ各班共用ノ豫備員ヲ置ク
- 三、豫備員ハ左ノ場合ニ乗務セシム
(一)各班中缺勤、早退、遲參者ヲ生シタルトキ其補充トシテ
(二)臨時増車ヲ必要ト認メタルトキ
(三)事務等ニ依リ配車圓滑ヲ缺キタルトキ
(四)其他例外運轉ヲ必要ト認メタルトキ
- 四、豫備員ハ出張所共通
- 五、班ニ班長ヲ置キ運輸監督ヲ之ニ充ツ
- 六、班長ノ下ニ取締一名ヲ置ク

七、取締ニハ別ニ勤勞給與ヲナス

八、乗務員ハ所屬出張所ヲ表示スル記號及班ノ番號ヲ襟章トス

第二

各出張所ハ各班ノ毎日ノ時間別運轉區間系統一往復回数ヲ豫定シ各乗務員ノ責任乗務ヲ定メ置
クコト

要項

- 一、スタツプニ依リ乗車降車ノ時間ヲ定メ何等カノ事由ニ依リ其交代ニ到着セサルトキハ交代
者ニ臨時出勤セシム
- 二、右出庫後ノ到着シタル車ハ臨時入庫セシム
- 三、交代ハ總テ所屬班ノ乗務員相互ニ行フ
- 四、乗務員ノ出退時間及之ニ伴フ責任乗務ハ毎日循環異動セシム

第三

乗務員ノ乗車降車ニ就テハ其都度時間ヲ記録スルコトヲ廢シ責任乗務ニ依リ差出シタル時間ヲ
以テ基本給與額ヲ定ムルコト

- 一、事故其他ニ依リ延長シタル時間ニ對シテハ三十分以上ノ場合ニ限り其五割ヲ給與ス

第四

各班ノ成績ヲ向上セシムル爲メニ「成績獎勵規程」ヲ設ケ其成績調査機關ヲ特設スルコト

一〇ノ八九號 技術者ノ勤務範圍ヲ擴張スヘシ

(内一八一) 電氣局左記ノ課ニハ事務員ノミヲ採用セス技術者ヲモ併用スルハ事務能率ノ増進ヲ圖ル良策ナリト信ス

- 一、經理課 (契約掛)
- 二、會計課 (倉庫)
- 三、各工場 (倉庫)
- 四、運輸課 (本課及出張所)

一〇ノ九〇號 電氣局電力課電路掛出張所員ノ勤務方法ヲ改善スヘシ

(内一二八) 從來電路掛ノ出張所ハ主任一名技手雇員給四名ト之カ補助員トヨリ成リ右四名中ヨリ交互ニ保線工責任ノ任ニ當ラシメ居ルモ當日ノ責任者缺勤等ノ場合工事ニ支障ヲ來スコト少カラサル故右四名中上席者一名ヲ工事專任者トナシ主任ヲ助ケシメ他ノ三名ヲシテ交互保線工事ニ當ラシムル様スヘシ

且右ノ四名カ交代宿直ヲナシツ、アルモ寢具共通ニシテ而モ一年ヲ通シ洗濯サヘスルコトナク衛生上ヨリモ甚ク面白カラサル故宿直制度ハ之ヲ廢止スヘシ

尙本局ニ毎朝提出スヘキ書類ノ如キハ特ニ必要ナルモノ、外其日其日ノ提出ヲ止メ月末一括報告スル様改正スヘシ

待 遇

一〇ノ九二號 信賞必罰ノ實ヲ擧クヘシ

(特 六一) 現在電氣局ニ於テハ監察掛ヲ設ケ主トシテ職員傭員ノ行動ヲ監視シ居レトモ善行等ニ關スル調査ハ未タ聞カス今後斯ル方面ニモ意ヲ用ヒ善行者或ハ職務上奇特ノ行爲アリシ者ハ大イニ之ヲ表賞スル道ヲ考慮スヘシ

一〇ノ九三號 市電從業員ノ待遇ヲ改善スヘシ

(内 七四) 事務能率増進ノ爲メ必要ナリ

- 一、乗務員ヲ雇員ニスルコト
- 二、進級制度ノ確立ヲ期スコト
- 三、現行私服監察ノ他ニ正服監察ヲ乗務セシムルコト

一〇ノ九四號 特別勤務者ヲ優遇スヘシ

(特一八三) 電氣局運輸方面ノ現業ニ従事スル職員ハ大部分事業ノ性質上素ヨリヤムヲ得サルモ一晝夜交替ノ勤務ニシテ其勤務時間實際ニ仕事ニ従事スル時間ノ長キニ於テ又勞務ノ大ナル點ニ於テ普通事務方面勤務ノ比ニアラス然ルニ勤トモスレハ之ヲ閑却セントスル傾向アリ此種勤務者ノ實狀ヲ考查シ優遇ノ途ヲ講セラルヘシ

一〇ノ九五號 運轉手ニシテ車掌勤務ヲナサシムルモノニ對シ特別給ヲ支給スヘシ

(特一八三) 運轉手ニシテ車掌ヲ兼シムル制度アリ由來運轉手ハ車掌ノ如キ複雑ナル金錢勘定ヲ嫌フモノニシテ往々之ヲ忌避スルナリ然ルニ經營ノ經濟上強テ之ヲナサシムル以上相當優遇ノ途ヲ講シ以

テ當事者ヲシテ満足執務セシムヘシ

一〇ノ五號 電氣局本局勤務者ト出張所勤務者トノ待遇上ノ差別ヲ改ムヘシ

(内二五七) 電燈課出張所勤務者ニ對シテハ特別勤務手当ノ支給アルモ同課所屬本局勤務者ニハ適用ナキノミナラス一分一秒ノ遅刻モ其ノ成績ニ影響スルヲ以テ本局勤務ノ下級者ハ移動アル毎ニ出張所轉勤ヲ希望スルノ状態ナリ

一〇ノ六號 電氣局吏員ノ待遇ヲ改善スヘシ

(特四〇五) 傭員ニ比シ吏員ノ待遇悪シ

一〇ノ七號 二重賃銀ヲ改良スヘシ

(内 三六) 電氣局ニ於テ一方ハ歩合制度一方ハ非歩合制度ヲ使用スル場合アリ、此ノ制度ハ即時撤廢スヘキモノナリト思惟ス

一〇ノ九號 電車乗務員日給制度ヲ確立スヘシ

(内 七四) 十時間勤務ナレトモ實ハ八時間乃至八時間三十分位ノ給料ヲ受クルノミ。他ハ殆ト無給ニ等シ

一〇ノ九號 電車乗務員ノ俸給制ヲ改良スヘシ(内 七六)

一〇ノ一〇號 電氣局従業員ニ對スル日給制ヲ確立スヘシ(内三三〇) (市自二三七七)

一〇ノ一一號 電路保線ニ從業スル技工ニ對シ日給制ヲ確立シテ、歩合制度ヲ撤廢スヘシ

(内三三三)

一〇ノ一二號 市電乗務員時間給與制ヲ改正スヘシ

(特 六九) 實乗務時間給與制ヲ標準運轉時間給與制ニ改正スヘシ

(實行方法)

客ノ潮流ヲ斟酌シテ各組毎ニ三種(ラッシュアワー、晝間、早朝夜間)ノ運轉標準時ヲ定メ一乗務毎ニ之ヲ給與スルモノトス、但シ運轉上ノ早遲着取締を顧慮スルノ要アリ尙途中障得ニ要セシ時間ハ現場立合者(監督、架線、軌路工夫)ニ於テ所定傳票ニ記入本人へ持參セシムルモノトス

(利害)

速力ヲ増加シ運轉上ノ經濟トナルノミナラス乗務員ニ對スル給與經濟(各終點、停滯要時、乗務交代重復時)トナルナリ
之カ弊害ト見ルヘキハ架線、軌道、車輛ノ保存、年限短縮並ニ事故増加乗客遺棄等ナルモ是等ニ對シテハ其取締監督宜シキヲ得ハ之ヲ防止スルヲ得ヘシ

一〇ノ一三號 電氣局ノ雇員従業員ニ對スル時間給與制度ヲ廢止ス可シ

(内一七八) 本制度ノ如キハ時代オクレナリ廢止ヲ要ス

一〇ノ一四號 電車車掌運轉手ノ勤務ハ之ヲ哩數制ニ又緩行車以外ニ急行車ノ運轉ヲ開始スヘシ

(特 三一) 現行ニ於ケル電車車掌、運轉手ノ勤務ハ時間給ナルヲ以テ電車ノ速力遅々トシテ電車本來ノ機能ニ反スルニ依ル市民ノ非難攻撃モコレカ爲ニ起ルナリ急行車ノ運轉開始ニ依リ乗客ノ吸收ニ

努メテ電氣經濟ノ確立ヲ期スルヲ急務ト信ス

一〇ノ二〇五號 市電車庫従業員ノ歩合制ヲ改善スヘシ(内三三三)

一〇ノ二〇六號 運轉手ノ待遇ヲ改善スヘシ

(内二二三) 運轉手ニ對シテモ退職者ニハ一時金定年退職者ニハ他ノ吏員同様恩給ヲ支給スヘシ

一〇ノ二〇七號 運輸課職員ノ待遇ヲ改善スヘシ

(特二五一) 運輸課職員ノ平均給料ハ市役所及他局課ニ比シテ高シトノ故ヲ以テ豫算編成ノ際ハ豫期セサル結果ヲ招クモ之本課職員ハ優秀ナル者ヲ拔擢スル當然ノ歸結ナリ由來本課ハ勤務ノ性質上極メテ不自然特種ノ服務ヲ要求セラレ午前四時半頃(始發車前)ヨリ翌日ノ午前一時頃(終車)マテ勤務スル事ヲ要ス多年乗務員トシテ之ニ近似セル勤務ニ服シ此種業態ノ實狀ニ通セル者ヲ以テセル故ナリ

乗務員特一級ニ二級者ハ百二、三十圓時ニ之ヲ超過スル者アルモ雇員トシテノ初任給ハ手當ヲ支給スルモ僅少ニ過キス乗務員ノ固定給ヲ引下ケテ採用スルノ餘儀ナキ現狀ナリ之カ累進シテ月俸百二十圓若クハ超過セハ永年ノ勤続性ヲ失ヒ他ニ移ルノ危険性ヲ帶フ

一方乗務員ニシテ永年勤続セル者ハ監督ノ立場ニ在リテ高級者少數アリトテ直チニ一般ニ高級ニ過クトハ稱シ難シ

一、右様事情ニテ高級者トナリタル者ヲ高級ノ故ヲ以テ直チニ整理スルカ如キハ安定性ヲ缺クコトニナル

一、初任級ニ於テ乗務員時代ノ固定級ヲ切リテ採用スルハ妥當ニアラス

(整理)

一〇ノ二〇八號 傭員停年制ヲ實行スヘシ

(特二〇六) 電氣局傭員規程ノ停年制度ハ目下空文ノ形トナリ居ルモ人心緊張能率増進上之カ勵行ヲ望ム

(特二〇四) 電氣局傭員規定ノ示ス所ニ依レハ年齢五十五歳ニ達スレハ定年制ノ適用ヲ受ケ退職ヲ命スルコトヲ得ルナリ、然ルニ事實ハ之ニ反シ、之カ適用ヲ見ルコトナク爲ニ能率ヲ減シ冗費ヲ多カラシム、市電自治會又ハ同種ノ勞働組合ノ活動ヲ嫌忌スルニ因ルナランカ

一〇ノ二〇九號 停年以上ノ傭員ヲ即時整理スヘシ

(特三四) 電氣局工場ノミニテモ停年以上ノ傭員三十六名アリ之ニ支拂フ給料一ヶ月平均三千五百圓、一年平均四萬五千圓ノ巨額ニ上レリ工場ニ於テ傭員過剩ノ際ナレハ之ヲ整理スルモ作業上ニ及ホス影響ハ殆下無シト思考ス

一〇ノ二一〇號 電氣局人員ヲ減スヘシ

(内 一) 經濟ノ獨立ナルコトト、收入好況時代ニ於テ事務本位ニ依ラス人物本位トナシタル爲非常ニ人員ヲ増シ冗費ト事務滯滞事業促進ノ障害甚シ之ヲ改善シ事務ノ簡捷敏活並經費節減ヲ圖ルヘシ

一、理事三名ヲ一名トシ職名ヲ次長トス

二、局ニ左ノ七課ヲ置ク

庶務、經理、會計、運輸、電燈、工務、高速調査

三、従事員ヲ減スルコト

一〇ノ二二號 電氣局ノ備員ヲ整理スヘシ

(特 六) 好況時代ヨリ大震災ノ變動ニ遭遇シタル今日一般ニ經費膨大ニ過クルノ嫌アリ従事員ノ如キモ現在ノ緊縮時代ニ於テ各所共過剩ニ苦シミ所謂船頭多クシテ舟山ニ登ル現象ヲ呈セリ
之ヲ整理ヲ行フニ於テハ失業者ヲ出ス社會問題ハ別トシテモ尙自治會ノ如キ厄介モノアルニ付余程ノ考慮ヲナサ、レハ到底無事ニ之ヲ遂行不可能ナリ而モ之ヲ斷行セサル限り市電ノ向上ハ望マレサルモノトス

一〇ノ二三號 ボギー電車ノ補助車掌ヲ廢止シ經費ヲ節減スヘシ

(特三五八) 目下補助車掌ノ數ハ約一千六百人ニテ總數ノ四割ニ當ル而シテ之レニ要スル經費ハ約二百十四萬五千圓ノ多額ニ達ス即チ次ノ方法ヲ採ツテコノ巨額ノ經費ヲ節スルハ刻下ノ急務ナリ
一、郵便切手類賣捌ノ例ニ倣ヒ各停留所附近ノ商店其他ニ乗車券發賣ヲ委託スルコト
二、交通頻繁ナル場所ニ自働切符發賣機ヲ設クルコト
三、乗車料金及運轉系統ヲ改メ乗換乗車券ヲ廢シ一乗車券一乗車トスルコト

一〇ノ二四號 ポール廻シヲ整理スヘシ

(内 四九) 運轉系統ヲ短距離運轉ニ改メ乗換切符ヲ廢スルト共ニ補助車掌ヲ置カサルヤウスヘシ
(特二五九) 市電終點引返ノ際ポール廻シト稱スル從業員多數ナリ、之ヲヤグラ式ニセハ其ノ節約シ得ル人員多數ナリ

一〇ノ二五號 車掌運轉手ニシテ老朽者ヲ淘汰シ幼年車掌ヲ以テ之ヲ補充スヘシ(特 九八)

一〇ノ二六號 高級老朽能率低下思想不良ナル職員及備員ヲ減首整理スヘシ(特 四九)

一〇ノ二七號 老朽從業員ヲ整理スヘシ

(特二五八) 從來電氣局ハ從業員ニツキ老朽淘汰ヲ爲ササル故從業員中ニハ全ク業ニ堪ヘサル老朽者多ク然モ之等ノ人々ノ給與ハ勤続年増ニヨリ非常ニ高ク財政上、勞働功程ノ上ヨリスルモ之等老朽者整理淘汰シテ新進ヲ迎フルヲ可トス

一〇ノ二八號 乗客ニ不親切ナル電車乗務員ハ容赦ナク減首スヘシ(内 五三)

一〇ノ二九號 不正車掌ヲ全滅スヘシ同時ニ極力親切タラシムヘシ

(市 三六) 市電利用者優遇ノ爲メ肝要ナリ

一〇ノ三〇號 電車ノ監督ヲ廢スヘシ

(市三一六) 無益ノ長物ナリ

一〇ノ三一號 出張所ノ検査掛員ヲ廢シ本課ノ監察掛員ヲ以テ之ニ充當スヘシ

(内 四九) 同一ノ場所ニ在勤スル者ヲ以テ検査ノ任ニ當ラシムル場合ハ動モスレハ情實關係ヲ惹起スル場合多シ

一〇ノ三二號 交叉點ニ於ケル信號手ヲ廢スヘシ

(特一八一) 交通巡查ニ委任スヘシ
(特一八四) 信號手六二九人トシ三分ノ一減シ年ニ約二十五萬二千圓ヲ節減シ又相當補償金ヲ支給シ交通巡查ト信號手ノ二重配置ヲ改メ得ヘシ

(内 四九) 交通巡查信號手ノ併存ハ無用ナルト共ニ錯雜ヲ招ク場合多シ、警視廳ト打合セノ上何レカ一方

ヲ存置スルコト、スヘシ

(市 九九) 相當ノ訓練ト規律トニヨレハ、一人ノ巡查又ハ信號手ニテ充分ナリト信ス

(市二四一) 電車交叉點ニ於ケル市電配屬ノ信號手ハ交通巡查ノ一舉一動ニ左右セラル、モノニシテ重複セ
ルモノナリ警視廳ト協定ノ上廢止スルモ差支ヘナシ

(市三一三) 經濟上、將又執務上、交叉點ニ於ケル二重整理ハ甚タ不都合ナリ、宜シク交通整理權ハ市電從
業員ニ與ヘ、警察ニハ各所ニ一名宛平時監視ヲナサシメ違反者アリタル場合之カ處分ヲナスノ
行政司法權執行ノミニ止ムルヲ可トス

(市五七七) 旗振りヲ廢シソノ使用ヲ巡查ノ夜間勤務ニ充テ統一スルヲ可トス

(市四五一) 電車信號手ノ職務ヲ請願巡查ニ採ラシムル時ハ一般交通ノ整理ヲモ兼ネ且終日其任ニアタルヲ
以テ交通整理上好結果ヲ來スト共ニ府又ハ市經費ヲ節約シ得可シ

一〇ノ二三號 市電乘務員ノ根本的整理ヲ行ヒ自治會ノ擡頭ヲ防クヘシ

(特三七八) 萬一罷業等ノ際ハ應急處置トシテ局内職員ニテ充分運轉シ得ヘシ

一〇ノ二三號 電氣局長(市參與)ノ任期ヲ撤廢シ地位ヲ確保スヘシ

(特二五八) 電氣局長カ市參與ナル爲ニ市會ノ承認、任期ヲ有スル關係上市會ノ制肘ヲ受ク故ニ其地位ハ不
安定ニシテ本市交通政策上確固タル計劃ト事業ノ施行ヲ施ス能ハス故ニ局長ノ手腕ヲ振ハス可
ク頭書ノ如クスルヲ可トス

一〇ノ二四號 電氣局職員ノ地位ヲ保證スヘシ

(内二〇五) 毎年電氣局ヨリハ多數ノ犠牲者ヲ出スヲ常トス故ニ毎年同時期ニ至レハ各自仕事ノ能率甚シク
減退ス

一〇ノ二五號 職員ノ整理ハ必要數タケ一時ニ之ヲ行ヒ年數回ニ亘ルカ如キコトナキ様ニスヘシ

(特三三七) 年中行事的減首ノ結果職員ニ不安ノ念ヲ起サシメ電氣局ヲ愛スルノ念薄ラキ、一方傭員側ハ團
體ヲナシ勝手ナル要求勝手ナル振舞ヲナスコレ減首ノ不安ナキタメ慢心ノ體ナリ之レ能率低下
ノ最大原因ナリ

(特三七八) 電氣局内職員傭人ノ整理ヲ年中行事的ニ行ハス周期的的根本的ニ行ヒ其ノ周期ヲ可及的長クスヘ
シ周期(三四年程)中ハ安心シテ執務スル様スレハ能率増進スル事明カナリ

(特 六九)

一〇ノ二六號 減首ハ可及的避クヘシ

(特四〇五) 電氣局ニ於ケル減首ハ年二回以上アリ其ノ都度事務ニ停滯ヲ來ス能率増進ノ敵ナリ

(福利増進)

一〇ノ二七號 電氣局從業員ノ共濟組合ニ關スル條例中第六條第二項ニ慰安會娛樂會其他組合員
ノ生活上直接必要ナキ費用ニ支出シタル時ハ其限度ニ於テ交付金ヲ交付セスト追
加スヘシ

(特一二四) 市費ヲ以テ支出スルカ如キハ現在財政窮迫セル市ノ財政上特ニ慎シム必要アリ

一〇ノ二六號 電氣局病院ヲ設立スヘシ

(特四〇九) 電氣局勤務者及家族ノタメ市内適當ノ場所ニ二ヶ所位ノ病院ヲ設立スヘシ

一〇ノ二五號 線路掛員ノ固定勤務所ニハ場所ト經費ノ許ス限り輕便小屋ヲ設置シ雨雪ノ時ニ限

リ之ヲ利用セシメ保健方法ヲ講スヘシ(内三三三)

一〇ノ二四號 從業員ノ住宅ヲ改善スヘシ

(特 一六) 交通機關ニ從事スル市電從業員ノ如キ心身ヲ過勞セシムル從業員ニ對シ清潔ニシテ且安易ナル住宅ヲ供給スルハ事業ノ能率上ヨリスルモ又社會政策上ヨリ見ルモ最モ緊急ヲ要スル大問題ナリ

一〇ノ二三號 電氣局營住宅ヲ建設スヘシ(内三三二)

一〇ノ二二號 運輸課出張所附近ニアル從業員寄宿舎ヲ廢止スヘシ

(特 六九) 運輸課各出張所附近ニ設置シアル從業員寄宿舎ハ目下、新採用ヲ中止シ、小住宅モ市ノ内外ニ亘リ豊富ナルヲ以テ之ヲ廢止スルモ格別ノ不便ナカルヘシ

一〇ノ二一號 市電從業員ニ郊外電車無賃乗車ノ特典ヲ與フヘシ

(内 七四) 從業員中ニハ經濟關係ニヨリ郊外住居者多シ、彼等ノ生活ノ安定ヲ計ル爲メニ必要ナリ

一〇ノ二〇號 運轉手ノ慰安會ノ催ヲナスヘシ

(内二二二) 市及區ノ吏員傭員ニハ毎年慰安會行ハレツ、アルモ運轉手ニ對シテハ之ナキハ何トナク不愉快ナリ是非共同様ニ取扱ハレタシ

(勞働團體)

一〇ノ一五號 勞働運動ニ對スル市ノ態度ヲ確立スヘシ

(特 九八) 電氣局大正九年ノ大罷業ニヨリ其ノ犠牲者ノ復職ヲ理由トシテ團結シ常ニ經濟戰ニ打勝チ電氣

局ハ勞働者ヨリ極度ノ搾取ヲ受ク年々收入ノ三分ノ一強ハ勞働者ノ人件費ニ要ス勞働運動ハ時代ノ勢ニテ止ムヲ得サルトスルモ電氣局ノ財政難モ此處ニ原因スルヲ思ハサルヘカラス

然ルニ近時勞働者ハ局ノ財源ノ無キヲ知ルニ至リ今度ハ經濟戰ヨリ階級戰ニ移ラントス而シテ經濟ヲ立直セハ直チニ又經濟戰ヲ始ムルハ明カナリ今ニシテ勞働運動ニ對スル對策ヲ確立セザ

レハ今後益々憂フヘキニ至ル

一、常ニ非戰闘員ノ内ヨリ非常動員ヲナス計劃ヲ樹テ罷業ハ彼等ノ欲スルマ、ニ行ハシメ電車

運轉ニハ支障ナキ様ナシ

二、市長、議員ハ敢然トシテ市民ノ批判ヲマツヘシ

三、議員ノ政争ノ具ニナサヌコト

一〇ノ一六號 自治會ノ橫暴ヲ苛酌セサルヤウスヘシ

(特一三〇) 自治會ノ如キ勞働團體ヲ一日モ早ク掃蕩スヘシ

(特四〇五) 電氣局傭員ノ橫暴ハ自治會アルカ故ナリ彼等ノ團體的交渉ニ對シテハ之ヲ斷然峻拒スヘシ

一〇ノ一七號 市電自治會中ノ不穩分子ヲ一掃スヘシ

(特一三三) 市電ノ利益ノミナラス彼等ノ盲動ニヨリ影響セラル、多數善良ナル吏員傭員ノ惡化ヲ防キ同時

ニ亦共済組合又ハ保健組合役員ト稱シ懐手ノ儘俸給ヲ支給サル、現状ト其ノ閑職ヲ利用シテ諸所ノ労働爭議ニ策動シ各種従業員ヲ悪化スルコトニ没頭シ労働爭議ノ蔭ニハ常ニ市電自治會應援云々ノ聲ヲ聞クカ如キコトナカラシムル上ニ必要ナリ

一〇ノ三六號 市電自治會ニ對シ積極的對策ヲ講スヘシ

(内 一八) (イ)往年電氣局運輸課長ニ和田駿氏在職中運輸課所屬員上下一般ヲ糾合シ市電自治會ナルモノヲ組織ス表面ハ上下一致打ツテ一丸トナシ交通事業ノタメ努力スヘキ趣旨ノ下ニ出現シタル一種ノ團體ナルモ年月ヲ經過スルニ從ヒ鬪争的ニナリ、局内ニ於ケル野望ヲ抱キ、上司ニ對スル反抗的態度ヲ漸次露骨ニ現ハシ殊ニ目下ノ状態ハ一層其爪牙ヲ磨キ局内ノ人事財政庶務、現業ニ關スル事柄迄モ干涉シ一般善良ナル局員ヲ益々惡化シ一般乘客ニ對スル態度不遜ヲ極メ爲ニ取扱不滿ノ聲乘客ヨリノ投書トナリテ頻々ト來レル状態ニテ且ツ交通事業ノ策源地ナル我操車事務ニ迄立入り干涉ヲ試ミ其ノ能率ヲ減退セシムルノミナラス運輸交通ノ障碍ヲ來サシメ引イテハ局唯一ノ收入ノ乗車料金減收ノ恐ルヘキ結果ヲ生ス寒心ノ極ナリ此ノ惡習慣弊風ヲ除去スルニアラサレハ增收否最低限度ニテ構成セシ豫算面ノ收入ヲ得ルハ覺束ナク恰モ木ニ依ツテ魚ヲ求ムルカ如シ

(ロ)彼等カ右ノ如クナリシ原因ハ種々アルモ其ノ一、二ノ例ヲ舉クレハ左ノ如シ

A、會員一萬五千ヲ算シ其一舉一動ハ市民ニ大ナル影響脅威ヲ感スヘシト自覺シテ居ルコト

B、年度末ニ減首者アルモ職員ニ限り傭人ハ絕對安全地帯ニアルカ故ニ益々落付イテ横暴ヲ逞シクスルコト

C、職員ヘノ昇格モ往年ハ喜ンテ勉強シ合格スル様努力セルモ現今ハ其反對ニシテ成績優秀ナルモノノ雇員ニ昇格スルモ減首ノ危険多ク收入(實收入)尠ク氣兼苦勞スルヨリモ絕對安全ナル傭人階級ニアリテ減首モナク收入モ多ク殊ニ背後ニハ有力ナル自治會ノ後援アリト綜合セル感情ノ下ニ從業シツ、アリシタメ一口ニ言ヘハ職員ヲ馬鹿ニシテ居ルトノ事ナリ

D、從來自治會ノ要求事項中其大部分ハ電氣局財政難ノ折ニモ拘ハラス容認實施サレ一般交通事業會社中其ノ待遇ノ良好ナルコト電氣局ヲ以テ白眉トス

一〇ノ三九號 電氣事業ヲ改善スヘシ

(特二八四) 甲 事業方針及新企劃

本市ニ於ケル電氣事業及乗合自動車事業ニ關シテハ本市之ヲ統一整理シ且ツ經營ストノ根本方針ヲ樹立シ左ノ營業權並其ノ施設ヲ買收シ、使用料ハ收支ノ均衡ヲ保ツ程度ニ之ヲ定ムルコト但シ事業費ハ極度ニ整理節約スヘキハ勿論ナリ

- 一、東京電燈株式會社 市ニ於ケル電氣供給事業
 - 一、東京地下鐵道會社 上野、淺草間路下電車並其ノ他敷設權等
 - 一、大都市計劃地域内ニ於ケル電氣事業
 - 一、東京乗合自動車株式會社
- 右ノ外本市ニ於ケル工業ノ促進助成及一般電化普及ヲ計ル爲安價ナル電氣供給計畫ヲ立テ速ニ發電所設置ヲ企圖スルコト
- 乙 改善ヲ施スヘキ事項

一、凡テ設備ノ研究調査ヲ行ヒ經濟的施設ニ革ムルコト而シテ本研究調査ハ電氣研究所ヲ利用シ完全ナル研究調査ヲ遂ケシメ其ノ成案ヲ作成セシメラル、コト

一、就業員中ノ共產主義的の不良分子ニ對シテハ其ノ整理ヲ斷行スルコト

一、市電自治會ノ監督ヲ嚴ニスルカ若クハ解散ヲ斷行スルコト

本市ハ市電自治會ノ名ニ於テ共產主義者ヲ養成セルカノ感アラシム甚タ穩當ナラス相當ノ對策ヲ講セラル、必要アリ

(執務權限擴張)

一〇ノ二四〇號 電氣局長委任事項ノ範圍ヲ擴張スヘシ

(特二七〇) 一廉二十萬圓以下ノ契約又起工ニ關スル件ノ如シ

一〇ノ二四二號 電氣局長ニ吏員任命權ヲ與フヘシ、但シ月俸百圓以下ノ吏員ト制限スルモ可ナリ

(特一〇四)

中央集權ノ制ハ外面的ニ統制ヲ完備ヲ思ハシムルモ實質的ニ於テハ卑屈心ヲ助成シ責任回避ノ氣風ニ墮落セシメ、手腕ヲ振フノ氣力ヲ減シ事務能率ヲ減退セシムルモノナリ

此故ニ會テ月俸吏員ノ任命ハ電氣局長ニ於テ之ヲ管掌シタルコトアリシカ後採用ノ劃一ヲ尙ヒ任命ヲ市長ニ統一シテ今日ニ及ヘリ、然レトモ人事ノ詮衡ヲ敏活ニシ事務ノ簡捷ヲ圖ルニハ之ヲ以前ニ復活セシムルコト適當ナリト思惟ス

一〇ノ二四三號 電氣局ノ事務簡捷ヲ計ルヘシ

(特 九八)

電氣局ハ一種ノ營利事業ナル故凡テ簡單ヲ尊フ、役所主義ヲ廢シ實際主義タルヘシ

一、課長處理事項委任權限ヲ擴張シ小ナル事項ハ課長限リトスヘシ

一〇ノ二四三號 電氣局病院長專行事項中見積金額拾圓以内ノ需用品購入ヲ參拾圓以内ト改ムヘシ

(内二九二)

電氣局ニ於テハ物品ヲ請求スル課カ請求券ヲ發行シ會計課、經理課ヲ經テ現品ノ納入セラルル迄ニ早クトモ十日乃至十五日ヲ要スルコト普通ナリ然レトモ斯ノ如キ病院ノ如キ生死ノ境ニアル患者ニ要スル物品ノ購入ニ適セサルハ言ヲ待タス、則チ頭書ノ主張ヲナス所以ナリ

一〇ノ二四四號 軌道ノ敷設並ニ計畫アル道路ノ管理權ヲ電氣局所管トスヘシ

(特一七三)

之ニ依リテ地上物件ノ軌道法ニ依ル整理並地下埋設物ノ整理ニ多額ノ費用ヲ要スルコトナク自然ニ達成シ得ヘシ

(統 一、連 絡)

一〇ノ二四五號 電氣局會計課管財掛ノ事務ト同局經理課用地掛ノ事務ノ統一ヲ計ルヘシ

(特一〇四)

電氣局ノ土地其他ノ財産ハ形式的ニハ會計課管財係ニ於テ之ヲ主管シ、實質的ニハ經理課用地掛カ主管スル爲メニ手續ヲ複雑ナラシムルモノ多シ

一〇ノ二四六號 電氣局技術關係統一機關ヲ設置スヘシ

(内一三五)

一人ノ技術長カ廣汎ナル技術上ノ問題ヲ監督スルハ不能ナルヲ以テ官廳ニ於ケル官房ノ如キヲ設置シ技術所會議ヲ開キ種々ナル問題ニ對シ聯絡統一ヲ計ルコト

一〇ノ一四七號 電氣局ト各出張所ノ連絡ヲ改善スヘシ

(特 六九) 運輸課各出張所ヨリ本局ニ送致スル電車内遺留品又ハ文書ノ往復便ヲ廢シ自動車若ハ「サイド

カー」ニヨリ蒐集スルコト

方法

自動車若クハ「リーヤカー」ニ臺ニテ十三ヶ所ノ出張所ヲ折半往復スルモノトス

一〇ノ一四號 交通上ノ關係事項及處置ニ關シ市當局ハ警視廳及警察署ニ寛大ナル處置ヲ取ル様

盡力スヘシ

(内 三六) 電氣局架空線應急自動車取扱及使用者ノ交通巡查ニ斷リナク電車軌道ニ自動車ヲ据ヘツケタル

場合罰金又ハ始末書ヲ取ラルルコトアリ

(一) 般

一〇ノ一四號 電氣局施行方針ヲ備員ニ知ラシムヘシ(内 二七)

(上) 司

一〇ノ一五〇號 監督指導ノ衝ニ當ル責任者ヲシテ陣頭ニ立チ事務ヲ監視セシムヘシ

(特一八三) 責任者ハ事務ヲ部下ニ一任シ拱手傍觀スルコトナク熱誠ヲ以テ事務ヲ究明シ陣頭ニ立チテ指導

スヘシ

(車 庫)

一〇ノ一五號 電車出入庫取扱ヲ改善スヘシ

(内一三七) 運輸課青山出張所ニ於テ電車出入庫ノ際ニ車掌ハ操車別ニ自己ノ名刺ノ呼出ヲ待ツモノノ額

「善シ悪シ」ニヨリ出入庫ノ差多クタメニ時間給テ働クモノハ一日二三十錢ノ收入差アリ

(監 督)

一〇ノ一五號 電氣局従業員ノ監督員ヲ取締ルヘシ

(内一三七) 監督事務所ナルモノ設置サレ居ルモ夫レハ一般従業員ノ缺點丈ヲ報告シ且隨分ト虚偽ノ報告ヲ

ナスノミナルヲ以テ吾等従業員ト同ク取締アリタシ

一〇ノ一五號 不正事件ヲ未然ニ防止スヘシ

(内二七六) 電氣局初メ其他ノ局課ニハ多クノ工場若シクハ工場アリ之等ニハ常習的ニ殆ント不正行為ア

リ之ヲ未然ニ防止スルヲ得ハ吏員全體ノ面目ヲ保ツノミナラス經費ノ節減ヲモ頗ル助クルコト
ヲ得ルト信ス

一、工場及工場ニハ事務掛、工作掛、材料掛、検査掛ヲ設置スヘシ

二、監督吏員ハ最モ責任アル者ヲ選任スヘシ

三、不正行為ヲ發見シタル時ハ容赦ナク嚴罰ニ處シ以テ其ノ責任ノ重且大ナルヲ思ハシムヘシ

一〇ノ一五號 監督及巡視ハ部下ニ對シ嚴正ナル公平ト同情トヲ以テ臨マシムヘシ

一〇ノ一三三號 事例トシテ青山某監督ノ部下ニ對スル態度ヲ指彈セリ

一〇ノ一五號 監督ハ一定ノ方針ヲ定メコレニヨリテ行動セシムヘシ

(内二二三) 事例トシテ學示スルトコロアレ共人身攻撃ナレハ省略ス

一〇ノ一五號 運輸監督ヲ撤廢スヘシ(内三三三)

一〇ノ一五號 市電不正乗客豫防方法ヲ講スヘシ

(内二九六) 收入減ノ折柄特ニ其ノ必要アリト信ス

一、其ノ方法ハ市民一般ヨリ懸賞募集スルコト

(料金事務)

一〇ノ一五號 車内ノ料金取扱ヲ廢シ乗換券ノ發行ノミトスヘシ

(特一四) 電車券ハ停留場附近ノ商店ヲ指定シテ之ヲ賣ラシムヘシ

一〇ノ一五號 料金箱制ヲ採用スヘシ(特二五六)

(特二八五) 電車ノ乗車方式ヲ改正スヘシ

現在ノ乗車方式ハ車掌運轉手ニ關スル人件費ヲ多ク要スル故之レヲ改メ米國式(料金箱制)ヲ採用スルノ方針ヲ立テルコト

本件ニ關シテハ乗合自動車モ同一方式ニ依ルコトヲ得

一〇ノ一六號 車掌運轉手ハ一切金ヲ持タセサルヤウスヘシ

(市 一) 事務ノ簡單化ニヨリ乗務員ヲ減シ得、從ツテ乗車賃ノ値下ケ(四錢位)實行可能

一〇ノ一六號 運轉手ニ金錢ヲ取扱ハシムルヲ廢スヘシ

(市一〇六二) 彼等ノ不評ハ金錢取扱ノタメニアリ之カタメ常軌ヲ逸スルコト屢々ナリ或者云フ市ノ爲ニ常軌ヲ逸スルニアラスシテ他ニ因セサルヤト

一〇ノ一六號 電車自動車従業員ヲシテ緊張セル執務ヲナサシムルヤウ努ムヘシ

(特三八四) 右従業員ハ乗車券(特ニ回数券)發賣ノ手數ヲ厭ヒ又乗客ノ多數ナルヲ避ケントスル等事業本來ノ性質ヲ忘却シ執務振リ頗ル弛緩セルヲ見ル之レヲ緊張セシムル必要ナルハ論ヲ待タサルヘシ

一、従業員ノ賃銀ハ主トシテ乗客數ノ歩合ニ依ツテ決定スルコト

一、從トシテ固定日給、運轉哩數ニ依ル手當制度ヲ定ムルコト

一〇ノ一六號 市電乗車料納入方法ヲ改正スヘシ

(特 六九) 電車々掌ノ徵收スル乗車料納入方法ハ左ノ如ク改正スヘシ

(方法)

車掌ノ收入セル乗車料ヲ市金庫ニ納入スル際ハ其金額ヲ所定傳票(正、副)ニ記録シ、之ニ金額ヲ添ヘ係員ニ提出シテ其檢印ヲ受ケシムルコト、而シテ發賣殘リノ切符ハ當局切符係員ニ提出スルモノトス

一〇ノ一六號 五十錢以上ノ紙幣ヲ以テ釣錢ヲ要求スル乗客ニハ乗車券ヲ以テ釣錢ノ代用ヲナサ

シムヘシ

(市 三八) 五圓以上ノ紙幣ニテ一枚ノ乗車券ヲ買ハントスル暴客ヲナクスル爲切符代用不可能ノ節ハ二割位ノ兩替賃ヲ徴スルモ可ナラン

一〇ノ一五號 乗客ニ要求セル電車乗換切符ノ點檢ヲ廢止スヘシ

(市五五七) 乗換切符ノ小ナルト乗換所名ヲ切貫ク缺ハ點檢ニ不便故ニ之ヲ乗客ニ要求スル前ニ乗換切符及缺ヲ改ムルヲ要ス

一〇ノ一六號 電車ノ込ム際ハ番號札ヲ與フヘシ(特二三四)

一〇ノ一七號 電車乗客ノ定員ヲ超ヘサル様スヘシ(特二三四)

一〇ノ一八號 切符ノ缺ヲ廢シスタンプト改ムヘシ

(特 八八) 電車ニ馴レタル人ハ差シタル誤ハナキモ不馴ノ人ハ乗換ノ缺ヲ入レラレル爲、文字不明ニシテ非常ニ迷惑ヲ感ス、故ニ乗客本位トシテ考慮スルヲ要ス

(圖書取扱事務)

一〇ノ一九號 電氣局ノ圖書取扱ヲ文書圖書取扱規定ニヨリ處理スヘシ(特三二九)

能率増進

一〇ノ二〇號 電氣局ノ機械應用範圍ヲ擴張スヘシ

(特二〇三)

- 一、電氣局各倉庫ニ於ケル重量物積卸機(トラヴユリング、クレーン、デリック等)新設
 - 二、混凝土掘鑿機ノ増加
 - 三、土砂、積込機ノ増加
 - 土砂ノ卸方ハ今ヤ相當設備ヲナセル運搬自動車モ増加シタレトモ、積込ニハ人手ニヨルタメ工費ヲ多ク要ス
 - 四、輕量、架線修理槽附自動車新設
- 電線路ノ修理ハ當掛ニテハ目下八臺ノ槽附自動車(多クハ二噸積貨物自動車)ト其他ノ四輪車ニ裝置セル槽車及竹梯子ニヨルカ後者ハ早晚街路ヨリ姿ヲ消スヘキノ運命ニアリ、且ハ作業能率カラシテ電車ノ停滯ヲ減少セシメ、延イテハ乗客收入ノ増加ヲ來サシムルニ甚大ノ影響アリ、目下繼續第二軌道費ニハ四臺新規購入ノ金額計上シアレトモ、ソノ内容ヲ變シテ輕量ノモノヲ少ナクトモ十二臺購入シタキ希望ヲ有ス

經理

(事務統一)

一〇ノ二二號 市役所電氣局經理事務ヲ統一施行スヘシ

(特四〇八) 徹底的ニ統一ヲ期セントメニ廳舎ノ新築ニヨル外無カラサルヘシト雖モ現状尙幾多改善ノ余地アルモノハ速カニ改善スヘシ

(物品取扱)

經理(事務統一)

一〇ノ一七三號 電氣局物品購入事務ヲ革新スヘシ

（特 六） 物品購入ニ際シテハ其ノ契約マテニ一二月ヲ要スル現状ナリ之等ノ繁雜ナル手續ヲ刷新シテ
敏速ニ處理サル、ヤウ希望ス、且ツ確實ナル會社又ハ商人ニ見積ラシメ中間ブローカーノ參加
ヲ許ササルコト、シタシ

一〇ノ一七二號 各所屬ノ備品公衆電話ヲ整理シ又廢物ヲ應用スヘシ（特四九）

一〇ノ一七四號 電氣局貯藏物品制度ヲ擴張シ本市ノ用品勘定ト合併シ材料等モ之ニ加ヘ大量購賣

ニシ一 大倉庫制度ヲ設定スヘシ（特三二八）

一〇ノ一七五號 電氣局物品出納規定ヲ改正スヘシ（特三二九）

一〇ノ一七六號 物品ノ稱呼及型式ヲ一定スヘシ（特三二九）

一〇ノ一七七號 物品ノ規格仕様書ヲ制定統一スヘシ（特三二九）

一〇ノ一七八號 消耗品ヲ節約スヘシ（内七四）

一〇ノ一七九號 車輛部分品ノ購買方法ヲ改良スヘシ

（一一一） 同一要領ノ作用ヲナス車輛部分品ニテモ實際使用上各製作者間ニ於ケル製作品ニ多大ノ優劣アリ
依ツテ購買方法ハ左記ニ依ルヘシ
一、新規採用ノ場合ニハ大製作者ノ製品ニシテ其價格低廉ナルモノト雖モ試験ノ結果優秀ナル
モノノミヲ採用ス

二、車輛部分品トシテハ試用ノ結果幾分高價ナルモ優秀ナルモノヲ 入スル制度ヲ確立スルコ

ト

三、技術者ノ意見ヲ尊重シ見積參加者ノ指定ニハ企業大ナルノ故ニ亂リニ參加資格ヲ與ヘサル

コト

四、指名競争入札者ヲ制限シ指定見積ノ範圍ヲ擴張スルコト

一〇ノ一八〇號 電氣局經理課納入附屬書類用紙ヲ經理課直賣トスヘシ

（市三〇〇） パン屋ノ如キ一商人ニ獨占的販賣ヲサセタル結果市價ノ倍以上ノ高價ニテ一般納入商人ハ之ヲ
求メサルヘカラス
直賣カ出來サレハ嚴重ナル監督ヲナスヘシ

（工事其他請負契約及物件勞力ノ供給）

一〇ノ一八二號 電氣工事委託規定第十八條補償金査定内規ヲ改正スヘシ

（内 三八） 工事不良ノ場合ニ於テハ内規ヲ適用セラレストモ工事料延引ト云フ大ナル制裁ヲ受ケサルヘカ
ラス之レヲ濫情アル様ニ改正スヘシ

一〇ノ一八三號 電氣工事指定委託店ノ外新ニ工事特約店ヲ設置スヘシ

（内二二九） 電氣工事ハ遞信省令ニ準據スルモ工事者ニ忌シキ者多數アリテ工事不良、改修無責任住所不明
等アルモ現行制度ニテハ取締規程無ク爲メニ事業進捗ヲ缺キ使用者ニ迷惑ヲ及ホシ非難ノ聲ヲ
聞クニ至ル之ヲ新ニ工事特約店ヲ設ケ眞ニ責任ヲ負ハシムレハ其ノ弊ヲ矯ムルヲ得市民ノ利福

一層大ナラント信ス

一〇ノ一八三號 均一内線工事設計書様式ヲ改正スヘシ
(内 三八) 様式略

(機械器具購買、設備處分)

一〇ノ一八四號 機械器具ノ設備ヲ改良スヘシ(特一七三)

一〇ノ一八五號 各機關ニ於テ大量ノ消費ヲ要スヘキ物品及材料ハ最モ關係アル局課ニ取扱ハシメ
配給セシムヘシ
(特一八一) 土木局ハ他局課ノ砂利ヲ電氣局倉庫ハ他ノ局課ノセメントノ配合ヲモ併セ行フコト

(乗用車管理及保管)

一〇ノ一八六號 運輸課出張所ニ自動自轉車ヲ配屬シ以テ線路監督ヲ減少スヘシ

(特二五六) 經費節減ノタメ提案スルモノナリ

(乗車券製作)

一〇ノ一八七號 市電乗換補助券様式ヲ變更スヘシ

(特 六九) 改正様式形狀及寸法普通乗換券同様

現行乗換補助券ハ乗換本券ヨリ寸法長キト余分ノ手數ヲ要スルタメ取扱上不便多ク從テ車掌ハ
之カ使用ヲ厭ヒ乗換本券ヲ必要外ニ携行スルノ結果トナリ爲ニ豫定ノ數ニ不足ヲ來スニ至ルナ
リ

一〇ノ一八八號 乗換券ノ製作切斷ニ當リテハ其ノ欄外ヲ均等ナラシムヘシ(特六九)

一〇ノ一八九號 市電乗車券面ニ交叉點以外ノ停留所ヲ黑點ヲ以テ表示スヘシ(市一七六)

一〇ノ一九〇號 電車券ヲ改良スヘシ(市二二二)

一〇ノ一九一號 改良電車切符ヲ使用ス可シ(市四五八)

一〇ノ一九二號 電車回数乗車券ニ「御買求ノ時ハ念ノ爲枚數ヲ改メテ下サイ後カラノ引換ハ才斷
リ致シマス」トアルヲ削除スヘシ
(市五五二) 市當局ヲ信賴サセル様仕向ケル事ヲ要ス當局ノ責任逃レニ好都合ナル文句ナレトモ市民ノ氣風
ニ及ホス惡影響甚大ナル故此ノ文句ヲ削リ之カ全責任ヲ負フヘキモノナリ

(被 服)

一〇ノ一九三號 電氣局運輸從業員ノ服裝ヲ改善スヘシ(特六九)(内三二七)

(電車内廣告)

一〇ノ一九四號 市内電車内廣告掲載場所ヲ増加シ市收入ノ增收ヲ計ルヘシ

(市四七一) 廣告掲載場所ヲ縦六寸横一尺五寸位トセハボギー車一臺ニ付四十以上ノ掲載場所ヲ得ルヲ以テ市ノ收入ヲ増加スルト共ニ使用者ノ廣告印刷代及使用料ヲ減少シ得ヘシ

一〇ノ一九五號 電車ノ方向板ヲ改良シ廣告ニ利用スヘシ

(市五五八) 廣告ニ効果アリ方向板ヲ常ニ新ニシテ明瞭ナラシム

一〇ノ一九六號 電車廣告ヲ全廢スヘシ

(市 三) 都市美觀上面白カラス

一〇ノ一九七號 電車内ニ酒類ノ廣告掲載ヲ廢スヘシ

(市五五三) 如斯獎勵の意味ヲ含ムモノハ市民ノ保健衛生上遺憾ナル點多カルヘシ

一〇ノ一九八號 電車内ニ有料ニテ一般ノ廣告ヲ許スヘシ(市五三二)

一〇ノ一九九號 市電車ノポスターヲ常識的ニシ一般ニ判斷シ易キ様ニ改善スヘシ

(市一六九) 變體片假名ノ使用ハ讀ムニ困難ナリ

會計

(規定改善)

一〇ノ二〇〇號 電車事業特別會計取扱及規程中第一條第一項第二號ニ「乗合自動車用ノ車輛諸材

料ノ購入及之ヲ賣却スル時」ヲ追加スヘシ

(特一二四) 電車電燈ニ關スル民事契約ヲ爲スニ付テハ指名入札亦ハ隨意契約ニ依ルコトヲ得ル旨ヲ定メ乗合自動車用諸材料ノ購入賣却ニ付テノ規定ナキハ不都合ナリ

(物品檢收)

一〇ノ二〇二號 物品ノ檢査並試驗機關ヲ完備統一スヘシ (特三二九)

一〇ノ二〇三號 購入スル物品ノ理化學的檢査ヲ嚴正ニシ可成請求者契約者及檢査官ヲ立會ハシムヘシ

(特三三〇) 從來ノ技術的試驗ヲ要スル材料機械器具ノ大部分ハ

全般ニ設備不完全ニシテ、立會檢査ヲ行フモ請求者即チ檢査者ナル有様ナリ即チ、製造會社ヲ指定シタル時ニ仕様書ヲ嚴ニナスモ檢收ノ場合簡易ナル一部ノ試驗ニテ良否ヲ認定スル場

會計(規定改善、物品檢收)

合多シ而シテ對策トシテ各局課ノ試験ハ相互ニ充分ナル聯絡ヲ計ル外電氣研究所及衛生試験所
ヲ活用スルコト

一〇ノ二三號 電氣局物品檢收保管事務ヲ經理課主管トスヘシ

(特一八八) 購買契約ハ經理課ニ於テ行ヒ物品檢收保管ハ會計課ノ主管ナルヲ經理課ノ主管ト定ムルコト、
理由トシテハ購買物品檢收事務ハ契約事務ノ一部ニ屬スルニ係ラス之ヲ兩課ニ分屬スル爲契約
擔任者ハ品質供給者ノ現實的ノ信用調査ヲ等閑ニスル弊ヲ誘起シ又手續ノ煩雜ハ事務ノ能率ヲ
低下シ責任ノ所屬ヲ區分シ得サル場合アリ
次ニ年額五百萬圓ノ貯藏會計ヲ有スル電氣局ニ於テ貯藏品ノ運用ハ購買事務ノ經濟的活動ヲ要
スヘキ主要點ナルニ之ヲ會計課ニ分屬スル結果請求ヲ待チテ契約ヲ締結スル狀態ナリ自動的事
務ヲ行ヒ得サルカ如シ
之不正防止ノ手段トシテハ他ノ矯正ノ方法ヲ講シ事務ノ統一能率ノ發揚ヲ計ル必要アリ

一〇ノ二四號 例月ノ出納檢査ハ寧口之ヲ事前檢査ニスヘシ(特三二九)

(土地建物保管及利用)

一〇ノ二五號 局ノ不用地及借地ノ整理ヲ爲スヘシ(特三二九)

一〇ノ二六號 電氣局所屬變電塔(建物一坪位ノコンクリート造リノモノ)ノ屋根上ニ簡單ナル廣告塔ヲ設ケ料金を徴シテ一般ノ使用ニ應スヘシ

(特 二二) 收入減ノ際事ノ大小ヲ問ハス苟モ利用シ得ヘキ箇所ハ一應ツノ利用ヲ途ヲ工夫スル要アリト信
ス

一〇ノ二七號 電車々庫敷地ヲ有効ニ利用スヘシ

(内一二〇) 從來平面的ノミニ使用セラレツ、アル電車々庫敷地ヲ立體的ニ利用スルノ方法ヲ講シ敷地内ニ
大建築ヲナシ地下室ヲ車庫ニ充テ二階三階以上ハ之ヲ店舗及事務所トシテ有料貸付ヲ爲スヘシ
斯クスルナラハ相當ノ收益ヲ擧ゲ得ルト同時ニ從來土地繁榮上厄介物視セラレタル車庫敷地間
題モ容易ニ解決スヘシ

一〇ノ二八號 土地建物ノ統一ヲ圖リ利用ノ圓滑、經費ノ節減ヲ圖ルヘシ

(市一〇四) 電氣局主管ニ見ルモ車庫、變電所、出張所、散宿所等市内ニ散在セル土地建物ノ數ハ甚タ少ナ
カラス之等ヲ大局ヨリ大觀シテ統一ヲ爲シ利用ヲ圓滑ナラシムルニ於テハ經濟上、能率上其ノ
得ヘキ所ノマコトニ多カルヘシ
(特一〇四) 市有ノ車庫、變電所、出張所、合宿所等算スルニ數十ヲ下ラス、統一整理クテ利用スヘシ

(倉 庫)

一〇ノ二九號 會計課各倉庫ニ於テ物品ノ搬入出ニ對スル設備ヲ充實シ價格ノ低廉ト經費ノ節約

ヲ圖ルヘシ(特三二九)

一〇ノ二〇號 交通事業財政ヲ確立スヘシ

(特二六七) 高速度鐵道完成迄ハ現在ノ路面電車ヲ以テ本市交通ノ大部分ヲ負擔セサル可ラサルモ減收ニ次ク減收ハ財政窮乏ノ極ニ立チ到ラン之高速交通機關(省線)及乗合自動車ノ出現ニ依ル當然ノ歸結ニテ如何トモナン難キモ地下鐵道完成迄ハ現狀ニテ最大ノ方策ヲ講セサル可ラス、即チ乘客ノ減少ニヨル減収ヲ以テスルモ此際賃率ノ値上ヨリ他ニ方法ナシ默視スルニ於テハ財政ハ破綻ヲ來サン、經常費ノ大部分ヲ占ムル乗務員給ニ對シテハ八時間迄補給スルノ補償制度アルニ拘ラス收入ノ點ニ到リテハ何人モ之ヲ補償スル者ナシ事業獨占的ナリシ震災前ハ是ニテ可ナラムモ震災以降競争者出現ノ現狀ニ於テハ現狀繼續ハ絕對ニ不可ナリ須ク彈性性アル增收計畫ヲ樹立セサル可ラス

A、積極的(特別料金制)

(方策)一、區間制若クハ乗車度數制ノ創設

二、郡部線ノ増設

B、消極的

一、經費ノ節減

均一制ニ依ル增收計畫ハ却テ他ノ交通機關ニ乗セラル

一〇ノ二二號 電車事業增收策ニ關スル調査會ヲ設置スヘシ

(特一八六) 財界ノ不況省線電車循環運轉市内各種乗合自動車ノ發達等ニ因リ收入漸減シ豫算緊縮上消極的

一〇ノ二三號 電氣局財政難ヲ打開スヘシ

營業方針ニ出ツルノ已ムナキニ至リタリト雖運轉系統改正速力ノ増加等ニヨリ可及的輸送能力ヲ大ニシ積極的經營ニ出ツヘキナリ、電車沿線受益者負擔乘車料金改正ハ實現性乏シ宜シク調査會ヲ設置研究スヘシ

(内 一八) 方法トシテハ

- (イ) 一般乗務員ニ局財政不如意ナルコトヲ徹底スルヤウ諒解ノ道ヲ講スルコト
- (ロ) 乗務員ヲシテスタート時間ヲ遵守シ配車ヲ圓滑ナラシメ乘客ノ收容ニ努メシムルコト
- (ハ) 乗務員ニ乘客歩合ヲ給シ一人ニテモ乗車洩レナキ様ニナスコト
- (ニ) 電車ノ速力ヲ出スコト

税制

一〇ノ二三號 電車軌道事業受益者負擔金ヲ賦課徴收スヘシ

(特二五六) 電車軌道開設ノ爲之カ停留場附近ノ住民殊ニ商店ノ繁榮通勤其ノ他事業上ニ著シク利便ヲ招來シ爲ニ面目一新ノ活氣ヲ呈スル場合カ、ル受益者ニ受益負擔金ヲ賦課徴收スルヲ妥當トス

(特三三一) 電車軌道開設ノ爲之カ停留場附近ノ住民殊ニ商店ノ繁榮通勤其ノ他事業上ニ著シク利便ヲ招來シ爲ニ面目一新ノ活氣ヲ呈スル場合カ、ル受益者ニ受益負擔金ヲ賦課徴收スルヲ妥當トス

一〇ノ二四號 市營電車ノ通行税ヲ復活スヘシ

(市五六一) 市財源ヲ得ル一方策ナリ

一〇ノ三五號 クラスタ―工事ヲ市負擔トナスヘシ

(内 三八) 工事至極容易ニテ工事費モ比較的廉ナルクラスタ―工事ヲ市ノ負擔トサレタシ體裁ニ於テモ可シ工事費ノ比較表略

運輸業務

(運轉系統改善)

一〇ノ三六號 電車運轉系統ヲ恒久的ノモノトナシ紊リニ之ヲ變更スルヲ廢スヘシ

(特 三一) 電車運轉系統ハ屢々變更ヲ加フル如キ方針ヲ採ラス過去多年ノ實績ヲ基礎トシテ充分研究ノ上決定シ容易ニ之ヲ變更セサル様努メ市民ノ便宜ヲ忘却セサルヲ可トス
(特 六九) 運轉系統ハ多少不便ノ存スル所アリト雖モ不變ナルハ市民ニ便宜ヲ與フルモノナリ、然ルニ市電ニ於テ屢々變更セラル、ハ市民乘客ノ不便トスル所ナルヲ以テ茲ニ一定不變ノ理想的運轉系統ヲ定メ以テ不變ヲ原則トスルヲ要ス次ニ方向表示ニ付テ數字番號ヲ復活スヘシ
(特二三四) (市五四八)

一〇ノ三七號 電車運轉系統ヲ改良スヘシ

(市二〇四) 電車運轉系統ノ改正ハ結果ニ於テ改惡トナリシカ如シ
「例」I、乗換數ノ多クナリシ爲メ貴重ナル時間ヲ空費ス

- 2、風雨ノ時乗換ノ不便
- 3、乗換場所ノ餘リニ廣過ルコト

(市 一六) 系統ヲ改善シテ如何ナル地ニ行クモ乗換數ヲ少ナクシ得ル様スル事、飯田橋引返ヲ小石川傳通院迄延長スル事、御成門引返シヲ芝園橋迄延長スル事

(内三二三) 配車並運轉系統改善ハ嚴密ナル統計的數字ヲ基礎トスヘキハ論ヲ俟タサレ共、又一面實際ソノ衝ニ當リツ、アル従業員ノ建言、意見ヲモ參考トシテ聽取シ、理論並實際ノ双方ヨリ決定スヘキモノナリト認ム

(市一〇六) 運轉系統改善策ニ關シテハ一般民衆ヨリ希望申出ヲ徵募シ其ノ結果ヲ俟チテ萬全ノ策ヲ樹ツヘシ

(特一七三) (内三三〇) (市二三七七一―二三九七)

一〇ノ三八號 運轉系統ヲ改善シ一乗車毎ニ金五錢ノ制度ヲ確立スヘシ

(市三七八) 市電混雜ヲ緩和スルヲ得ヘシ

一〇ノ三九號 運轉系統數ヲ減スヘシ(市二二二)

一〇ノ四〇號 循環運轉系統ヲ多クスヘシ(市二二二)

一〇ノ四一號 電車ノ混合運轉系統ヲ廢止スヘシ

(内 四九) 混合運轉ヲ爲ス路線ハ、混合運轉ヲ認メサル路線ニ比シ、除甲、乙ノ時間カ前後スル等幾多ノ混雜ヲ來シ結果ニ於テ不良ナリ

一〇ノ三三號 運轉系統ヲ改善シ可成、乗換ヲ要セサル様ナシ、乗換ノ場合ハ乗換切符料壹錢ヲ徴スヘシ

(市 三八) 雜踏ヲ緩和シ、收益ヲ増シ、無用ノ出費ト車掌ノ手數ヲ省キ得

一〇ノ三三號 市電運轉系統ヲ擴張シ市ノ接續町村ト連絡ヲトルヘシ(内 五九)

一〇ノ三四號 電車ノ長距離運轉ヲ廢止スヘシ

(内 四九)

長距離運轉ハ乗客ノ密度ヲ度外視スル外、郊外ニ迄及フヲ以テ場末ノ復興事業ノ未完成ニヨル電車事故ノ頻發ニ因ル乗客輸送ノ支障ヲ招來スルモノナルヲ以テ之ヲ廢止スヘシ、又此方法ハ車輛ノ經濟トモナルモノナリ

一〇ノ三五號 電車運轉系統ヲ左案ノ通り變更スヘシ

(市一九五) 三田出張所々轄内

- 一、北品川驛構内銀座經由南千住間
- 二、三田銀座上野經由柳島間(松住町廻リ)
- 三、札ノ辻飯倉日比谷大手町永樂町新常盤橋淺草橋經由南千住間
廣尾出張所々轄内
- 一、目黒金杉橋經由芝口間
- 二、天現寺橋日比谷京橋經由黒江町間
- 三、品川驛前高輪驛前天現寺橋四谷鹽町經由新宿驛間

青山出張所々轄内

- 一、中澁谷(澁谷驛前)九段坂萬世橋經由千住大橋間
南町出張所々轄内、現在ノ通り
- 新宿出張所々轄内
- 一、新宿九段坂和泉橋經由錦糸堀間
- 二、角筈若松町水道橋和泉橋經由錦糸堀間
赤坂見附出張所々轄内

- 一、飯田橋赤坂見附赤羽橋經由品川驛高輪驛前間
- 二、飯田橋溜池三原橋櫻橋水天宮兩國橋和泉橋萬世橋水道橋飯田橋ニ至ル内廻リ循環線
早稲田出張所々轄内、現在通り
- 巢鴨出張所々轄内

- 一、巢鴨神保町日比谷經由品川高輪兩國驛前間
- 二、駒込橋本郷三丁目松住町經由東京驛市役所前間
- 三、巢鴨白山上本郷三丁目松住町經由大門間
- 四、駒込橋本郷肴町春日町神保町九段坂上三宅坂經由赤坂見附間
神明町出張所々轄内

- 一、護國寺前神明町萬世橋經由芝口間
- 二、神明町車庫前上野廣小路間
- 三、輪出張所々轄内

- 一、日比谷市役所前東京驛前新常磐橋上野驛前經由淺草間
 - 二、三ノ輪菊屋橋淺草橋新常盤橋永樂町大手町經由日比谷間
 - 三、南千住淺草橋經由芝口間
- 龜澤町出張所々轄内、現在ノ通り

一〇ノ三六號 市電ノ運轉系統ヲ市内居住者本位ニ改善スヘシ

(市五七二) 從來ノ系統ハ郊外通勤者本位ナリ故ニ年々省線ノ有スル特質ノ爲ニ蠶蝕ヲ蒙ル左記ノ如ク曲線的運轉系統ニセハ能率ナルハ勿論市内居住者ニ遙カ便利ナリ

- 一、巢鴨―神保町―大手町―黒江町―柳島
- 二、動坂―上野―萬世橋―九段下―大曲―早稻田
- 三、護國寺―動坂―上野―萬世―九段―三宅坂―澁谷
- 四、新宿―水道橋―昌平橋―日本橋―品川
- 五、北千住―水天宮―築地―半藏門―新宿
- 六、江戸川―大曲―春日町―錦町―神田橋―三田

一〇ノ三七號 市電運轉系統ノ一部ヲ變更スヘシ

(市九七〇) 廢止線 淺草驛―日比谷間。新宿―綠町三丁目間。兩國―築地間。駒込橋―大門間

新線 新宿―上野―淺草驛迄(綿糸堀―築地迄或ハ新宿―築地―綠町三丁目)巢鴨―萬世橋迄
 外ニ巢鴨―日比谷間ノ車輛數ヲ少クシ神保町又ハ神田橋迄トス
 三田―日比谷―上野―淺草行ヲ増發スルコト

一〇ノ三六號 電車運轉系統ヲ改善スヘシ

- (市一三七) 澁谷水天宮經由猿江系統ハ常ニ滿員混雜スルヲ以テ左ノ通り改善サレタシ
- (イ)新宿築地ヲ猿江迄延長又ハ水天宮猿江間ヲ折返シ終夜運轉スルコト
- (ロ)兩國築地ヲ櫻田門迄延長スルコト
- (ハ)猿江終點ニ車庫ヲ建設スルコト

一〇ノ三九號 電車運轉系統ヲ改正スヘシ

(市一七六) 例牛込矢來町ヨリ大塚方面ニ行クニ飯田橋大曲傳通院ト三度短距離ノ乗換ヲ要ス

一〇ノ三〇號 駒込巢鴨本郷方面ヨリ上野行電車ヲ發車スヘシ(市一六九)

一〇ノ三二號 市内電車運轉系統ヲ適當ニ變更スヘシ

(市一六七) 澁谷ヨリ銀座迄ノ間ニ一度乃至三度ノ乗換ヲナスコトアリテ不便ヲ感シツ、マリ

一〇ノ三三號 電車運轉系統ヲ改正スヘシ

(市四〇七) 兩國新宿間ノ電車運轉系統ヲ舊ニ復サレ度シ

一〇ノ三三號 電車運轉系統ノ延長ヲナスヘシ

(特二六八) 青山南町ニテ打切ラス澁谷終點迄延長スルコト

一〇ノ三四號 電車運轉系統中大久保車庫前行キヲ廢止スヘシ

(内一四三) 萬世橋大久保車庫前間ハ才茶水若松町萬世橋角等間ノ系統アル爲乗客少ナク又車庫前ハ停留場

一〇ノ三五號 電車運轉系統中左ノ諸線ヲ新設スヘシ

(市七七) 澁谷發、飯倉、築地兩國行ヲ新設スルコト

一〇ノ三六號 札ノ辻―櫻田門間ヲ築地迄延長スヘシ(内四〇七)

(配車)

一〇ノ三七號 配車ヲ合理的ニ爲スヘシ

(特八六) 電車運轉系統及配車數ハ交通量ニ依リテ按配調節セラル、モノト考ヘラルルモ時間的ニ區切りテ見ルトキ頗ル不統一ナル感アリ。故ニ各當事者ハ常ニ時間ヲ無駄ニ消費スルコトナキ様配車ニ注意スヘキナリ

一〇ノ三六號 乘客潮流ニヨリ配車ヲナスヘシ

(内二七) 市電混雜防止ノタメ必要ナリ

一〇ノ三九號 配車ヲ圓滑ニスヘシ

(内二二) 乗換ノ便利混雜緩和ヲナスタメニ必要ナリ

一〇ノ四〇號 電車運轉ノ配車ヲ適當ニ調節スヘシ(特三三四)

一〇ノ四二號 配車ヲ良クシ朝夕ノ混雜ヲ緩和スヘシ(市一五二)

一〇ノ四三號 乘客集合場所等ヲ考慮シ電車ノ配車ヲ按配スヘシ

(市四八七) 下級通勤者ノ居住地婦女子集合ノ場所等ヲ考察シ市電ノ配車ヲ研究セラレタシ

一〇ノ四三號 電車ノ配置ヲ乘客ノ多少ニ比例シテナスヘシ

(市二二八) 例ヘハ銀座ニ於テ青山行ハ空席者多ク新宿行滿員ナルカ如キハ其ノ配車宜シキヲ得サルナリ、故ニ配車ヲ手輕ニ變更シ得ル様ナスヲ要ス

一〇ノ四四號 猿江線ノ電車ハ朝夕混雜ヲ極ハム緩和方法ヲ講スヘシ(市二七一)

(間隔)

一〇ノ四五號 電車運轉ノ間隔ヲ適當ニ調節スヘシ(特三三四) (内七六)

一〇ノ四六號 運轉能率ヲ高メ間隔ヲ注意スヘシ(市五四八)

一〇ノ四七號 電車ノ立往生行列ヲ少クスル様努ムヘシ

(市二九一) 乘客對乘務員ノ交渉(不正發見等ノ場合)ニヨリ立往生ヲ無クスル途ヲ講セヨ、當該乘客及乘務員ヲ下車セシメ次電車ヨリ順次ニ乘務員ヲ補充シ速カニ發車スル事

一〇ノ四八號 市電ノ運轉ヲ往復ノ一方ニ偏セシメサル様亦一定ノ間隔ヲ置キ運轉スル様考究スヘシ

(市六) 日曜、祭日、休日、市中ノ各所催物アル場合ヲ考慮ニ入レ配車スヘシ

(引返シ運轉)

一〇ノ四九號 引返シヲ簡易ニ實行スヘシ(市二二七)

一〇ノ二五〇號 終點折返シ運轉ヲ路上ニ於テナスヲ廢止スヘシ(市 一六九)

一〇ノ二五二號 新宿發萬世橋引返シ運轉ヲ六臺ニ一臺ノ割合ニ發車セシムヘシ

(市 一五六) 運轉系統ヲ新宿―四谷見附―半藏門―九段―萬世橋ニセラレタシ

一〇ノ二五三號 電車ノ引返シヲ多クナスヘシ

(市八一四) 朝ハ殆ント郡部居住者ニ依ツテ占メラレ市内居住者ハ公平ニ交通機關ノ惠ヲ受ケ難キ状態ナリ

一〇ノ二五三號 乘客滿員ノ際ハ適宜折返シ運轉ヲナスヘシ(市二五八)

一〇ノ二五四號 市電混雜ノ場合、各主要停留場ニテ方向ヲ轉スヘシ

(市 七八) 電車混雜ヲ緩和スル目的ヲ以テ、各主要停留場等ノ監督ハ只規則ニ依ラス臨機、方向ヲ轉換スヘシ

其ノ他

一〇ノ二五五號 豫備車輛數ヲ減スヘシ

(特一八三) 現在ノ二割在庫ハ修繕能率ノ増大ト共ニ一割五分位ニナシ得、資金ノ固定ヲ防クコト

一〇ノ二五六號 市電龜澤町停留所ニ於ケル永停留ヲ改善スヘシ

(市 二四) 龜澤町ノ數軒先ニ車庫前ノ停留所アリテソノ余リ近キニ煩ハサルルノミナラス車庫前ノ停留ハ永キニ失スルコト甚シ、車庫ノ従業員ト相談ノ上最善ノ方法ヲ採ラレタシ

一〇ノ二五七號 北品川驛構内ニ京濱電車ヲ停車セシメサル様注意スヘシ

(市一九五) 京濱電車ハ一種ノ市外鐵道高速交通機關ナルニ依リ市電停車ノタメ其目的ヲ達セサルハ遺憾ナリ

一〇ノ二五八號 回送車ニテモ故障車ニアラサル限り目的地迄ノ乗車ヲ許スヘシ(市二五八)

(増發)

一〇ノ二五九號 市電運轉車臺數ヲ増加スヘシ

(特一〇二) 運輸課ニテハ減收對策トシテ詳細ナル計算ト理論トヨリ現在ノ運轉方法ヲ設定セラレシナランモ一市民トシテ見レハ線路容量ノ許ス限り車臺數ヲ増加セシムル方法モ一策ナリト信ス、如何トナラハ乘客トシテ一般ニ省線電車ハ車臺間隔長ク停車場遠ク線路數少シ、乗合自動車ヤ「タクシー」ハ速力早ク、座シ得ル安易ハアレトモ夜間内部ノ照明ハ暗ク動搖激シク、讀書ニ適セス、而シテ賃金低廉ナラス、而カモ尙天等ニ依ラントスルハ畢竟電車ノ車臺數少クシテ、滿員電車連行シ系統ノ中間ヨリ乗ルトキハ如何ニ疲勞シタル時ト雖モ座席ヲ得ラレサルコト多ク、上記ノ如キ不便ヲ犠牲ニシテモ、他ニ乗車スルコト多ケレハナリ、故ニ減收ノ半面ニハ經濟ノ影響ヲ伴フト雖、市民ノ頭ニ電車ハ常ニ空キ居レリトノ觀念ヲ與ヘルヘク車臺數ヲ増加スレハ必スヤ夫レニヨツテ増加セル支出ヲ償ヒテ餘リアリト信スルモノナリ

(特二八四) 朝夕混雜時車掌ハ勤勞ノ爲ニ不親切勝ニナレバ車輛ヲ増發シ緩和セラレタシ

(内二二八) 一般電車ノ運轉車臺數ヲ増加シ特ニ夏季ノ如キハ納涼用電車ヲ増發シ電車内納涼ノ方法ヲ採リ

市民ノ納涼ヲ圖ルト同時ニ電車收入ノ増額ヲモ圖ルヘシ

(内三三〇) (市二〇八) (市四三三)

一〇ノ二六二號 神明町車庫發護國寺行車臺數ヲ増加スヘシ

(市 三九〇) 市電神明町車庫ヨリ護國寺行ノ車臺數少シ増加セラレタシ、又神明町車庫配車掛ノ方向ヲ示ス

コト遅キヲ改ムヘシ

一〇ノ二六三號 早稲田行電車ヲ増發スヘシ

(市一一二) 飯田橋ニテ乗車ノ際午後六、七時前後ハ三、四十分餘モ待タサレハ乗車スルヲ得サルコト多シ

元ノ通り飯田橋及九段下ニテ引返シヲナシ此混雜ヲ緩和スル必要アリト信ス

一〇ノ二六三號 外濠線ノ車輛ヲ増發スヘシ

(市一九二) 外濠線ニテ五分十分待ツ事珍シトセス外濠線ハ是非電車ヲ増發スル必要アリ

一〇ノ二六四號 錦糸堀運轉系統ニ車輛ヲ増加セシムヘシ(市一三三)

一〇ノ二六五號 夜學通學生徒ノタメ小川町經由電車ヲ増發スヘシ(市 二四九)

(夜間運轉)

一〇ノ二六六號 夜間運轉車輛數ヲ減少セサル様スヘシ

(市 二四九) 夜間車輛數減少ノ理由ヲ解シ得ス、殊ニ青山猿江間ノ如キ晝間スラ車輛不足ノ系統ニ於テハ不

便甚シ

一〇ノ二六七號 電車徹夜運轉ヲ實施スヘシ

(内一六三) 市民ノ便利ヲ本位トシテ夜間運轉ノ實行ヲ望ム

(停車)

一〇ノ二六八號 高輪南町停留所ニ必ス停車セシムヘシ

(市三八二) 高輪南町、市電交叉點ハ午後九時ヨリ市電停車セス、誠ニ不便ナリ。必ス停車スルヤウ取計ハ

レタシ。

(運轉速度)

一〇ノ二六九號 電車ノ速力ヲ現在ヨリ増加スヘシ

(特 四九) 少數ノ車輛ニテ運轉回数ヲ多カラシメ輸送力ヲ増加スヘシ

(特一七三) 市電ハ省電ト異ナリ専用線路ニアラサルモ一般交通整理其ノ他給與制度ノ改正ニヨリ一割乃至

二割ノ増速ハ難事ナラス

(特一八〇) 速力ノ增加方法ニ關シテハ現在ノ從業員ノ勤務制度ヲ根本的ニ改造スレハ容易ニ解決シ得ヘシ

尤モ此ノ方法ニ依ルトキハ從業員ノ極端ナル反對ヲ惹起シ尠クモ其ノ同盟休業ヲ覺悟セサル

ヘカラス故ニコレヲ第二トシテ別ニソノ方法ヲ求ムルニハ法令ノ改正、交通警察ノ理解ニ俟ツヨリ外ナシ電車ハ一定ノ軌道ヲ走行スルモノナルヲ以テ他ノ交通機トハ趣ヲ異ニスルノ故ヲ以テ、現在ノ速度制限(最高速度十五哩平均速度十哩)ヲ擴張スルト共ニ又軌道内ニ徒ラニ立チ入りタル車馬ニ對シテ嚴重ナル取締ヲナス様交通取締ノ官吏ニ圖ルヘシ

(特一八三)

他ノ速度アル乗物ニ乗客ヲ奪ハル、ヲ防クタメ給與制度ヲ時間制ニ改メ以テ速力ヲ増加スヘシ

(特三〇八)

電車ノ最大速度ヲ増加シ、以テ運轉能率ヲ増進セシムヘシ

(特三八五)

本市ノ現速力ハ七哩三二、大阪七哩三六、神戸九哩一九ナリ今本市電車ノ速力ヲ八哩以上トスレハ一部給與制度ノ改正ヲ加フルモ猶年額五十萬圓ノ增收アリ

(内一七八)

現在ノ速度ニテハ市民ヲ満足セシムルニ足ラス速度ヲ高ムルノ要アリ

(内二八七)

一、速力ノ遅キハ帝都市民ノ交通機關トシテ實用ニ適セス

一、自動車ト同等ノ速力ニテ疾走セラレタキコト

一、疾行車馬道緩行車馬道、歩道ノ區別及交通巡查ノ配置等ニヨリ速力ヲ増加スルモ歩行者ニ危険ナシ

一、速力ニ法律的制限アラハ改正セラレタシ

(内三二七)

電車線路横斷位置ヲ一定シ以テ運轉速力ヲ増加スヘシ

(市一九八)

現在速力八哩ヲ一二哩トセハ、經費ニ大差モナカラシ

(市四五二)

一運轉系統ニ五分乃至十分間ノ相違アルモノトスレハ全線ニ於ケル時間ノ節約ハ非常ナルモノニシテ市民ノ活動上ニ利スル處多カル可シ

(市四五四)

從來車臺數少キカ爲メ其混雜ノ甚シキハ想像以上ニシテ車内ニ於ケル紛争ノ如キ勢ヒノ已ムヲ得サル處ナリ之レカ改善策トシテ車臺ノ増發及速力ヲ増加スル必要アリ

(市三七八)

現在ノ速力ハ餘リニ緩シ増加セラレタシ特ニ「ラッシュアワー」ノ時ニ於テ然リ

(市三一三)

麻布本村町ヨリ日本橋ヘ市電ニテ五十分ヲ要ス横濱ヨリ東京マテ四十分ヲ要スル時代ニ市電ノ速度ノ緩キハ時代錯誤ナリ

一、電車線路ハ人道、車道ヨリ二寸位高クシテ、自動車荷馬車ノ侵入ヲ防クコト

二、緩行電車ノ都市ヲ走ルハ文明國ノ恥辱ナリ、現在ノ速力ヲ増加スルコト。警視廳ノ見解ハ餘リニ臆病ナリ

三、急行車ヲ復活スルコト

(特一六九)

(特一八三) (特三〇三)

10ノ70號

スタッフ運轉ヲナシ速度ヲ増進セシムヘシ

(内三二五)

市電現在ノ速度ハ全線一時間平均速度七哩ヨリ七哩五分ヲ上下シ居レルカ配車操車運轉ノ方法如何ニ依リテハ平均速度ヲ一時間十哩近クニ引上クル事ハ左程難事ニ非スト思惟サル

スタッフ運轉勵行上ノ難點

從業員ニヨル難點 (更替時(乗務休憩上ノ關係))

運轉技術 (信號技術(Y字交叉點ニ於ケル))

機械的障得ニヨル難點

電車事故ニヨル難點

其ノ他ノ難點

機械的運轉障礙

現在ニ於テモ機械的故障ハ重大ナル運轉障礙ヲ來シテ居ル完全ナルストップ運轉ヲ行フ際ハ尙
主要ナル障礙トナルハ疑ヒナシ

運轉技術

監督事務所報告傳票ニヨルストップ時間違反統計

昭和二一年一月中	早着	五五七件	一日平均
	遲着	三三九件	二八・九件
計		八九六件	
同	早着	四八一件	一日平均
	遲着	三三九件	二九・三件
合計		八二〇件	

ト云フ成績テ一日平均約二十九件ノストップ違反カアル譯テアル

結論

要スルニ

- 一、従業員ノ自覺ヲ促シ而シテストップ運轉ノ勵行ヲ嚴重ニ取締リ
- 二、一方電車事故ノ防止ニ盡力シ機械的故障ノ減少ニ留意シ
- 三、各時各場所ニ於ケル完全ナル乗客調査ニヨリ乗客ノ状態ヲ知り其ノ状態ニ應スル運轉計畫ヲ建テ而シテストップ運轉ノ完全勵行ヲ期スヘキナリ

一〇ノ二七二號 高速度地上電車ヲ經營スヘシ(内一九一)(市一九二)

一〇ノ二七三號 急行電車ヲ復活スヘシ(市一九八)

(特別電車)

一〇ノ二七三號 婦人小供専用電車ヲ運轉スヘシ

- (内一六三) 朝夕「ラッシュユアワー」時ニ於ケル老幼婦女子ノ乗車困難ナルト之ニ伴フ危險ハ重視スヘキ事項ノ一ツナリ之カ救済ノ方法トシテ朝夕ニ此特種電車ノ運轉ノ實現ヲ望ムモノナリ
- (市三八) 他ヲ顧ミサル多數乗客ノ不體裁ナル行爲ハ兒童教育上害毒アリ、小學生學齡以下ノ兒童ヲ同伴セル者ハ男子ト雖モ決シテ他ノ電車ニ乗ラシメサル事
- (市八八) 婦人並ニ兒童ノ交通安全ヲ保護スルタメニ又交通道德ヲ改善スル爲ニ電車ノ乗客ノ混雜ヲ緩和スル必要アリ、特ニ通勤時間ニ於ケル職業婦人女學生ノ乗車困難ハ女性ノ情操ヲモ失スルノ虞レアリ

一〇ノ二七四號 一定時間内婦人及小學兒童専用電車ヲ設クヘシ

- (市五五五) 通勤時間混雜緩和及交通道德改善ノタメ朝夕七時ヨリ九時マテ夜四時半ヨリ六時半マテ之ヲ運轉スルヲ要ス
- 一、電車軌道ヲ十字街路形ニ延長スルコト
- 二、朝七時―九時、夜四時半―六時半ノ間ニ婦人及小學兒童専用ノ電車ヲ設クルコト

一〇ノ二七五號 老幼病弱者及婦女子専用ノ特別電車ヲ運轉スヘシ(市一六八)(市三五三)

一〇ノ二七六號 魚商人ノ爲メ専用電車ヲ運轉スヘシ

(市二三六) 魚商人カ午前九時頃マテハ築地魚河岸ニ集散シテ電車内ハ一種異様ノ臭氣ヲ發シ同乗者ヲ苦シメ居ルハ事實ナリ此等ノ爲メ専用電車ノ運轉ヲ希望ス

一〇ノ二七七號 貨物電車ヲ運轉スヘシ

(特一八九) 砂利其他工事材料運搬ノタメ民家塵芥運搬ノタメ

(内一六三) 現在ノ「バス」等ノ運搬ヲ擴張シ廣ク野菜、魚類、尿尿ノ運搬ノ實行ニ盡サレンコトヲ望ム殊ニ

尿尿ヲ眞晝間彼ノ手車、荷馬車等ニテ都大路ヲ曳キ行ク様ハ保健衛生上ヨリ亦都市美觀ノ見地

ヨリシテ速ニ之ヲ廢シ代フルニ此ノ貨物電車ノ夜間運轉ノ方法ヲ講スヘキモノナリ

(市一九八) 市内小運送ヲ電車ユヨリ市營シ物價ノ低下ヲ計ルヘシ

(特 四九)

一〇ノ二七八號 本市ニ屬スル重ナル材料置場ニ電車引込線ヲ特設シ貨物電車ヲ利用スヘシ(特一八)

一〇ノ二七九號 夜間貨物電車ヲ運轉スヘシ

(特四一) 物資ノ集散ニ資シ運搬ノ冗費ヲ低減スヘシ

(内一八三) 市民ニ物資供給ノ負擔ヲ低減セシムル爲メ震動少ナキ特別裝置ヲ爲セル貨物電車ヲ夜間運轉セ

シムヘシ

(市 一三八) 貨物電車夜間運轉ヲ開始シ市内配達貨ノ輕減ヲ計ラレタシ

一〇ノ二八〇號 行李小包類ノ輸送ヲナスヘシ(市一一)

一〇ノ二八一號 手荷物電車ヲ運轉スヘシ(市三九二)

一〇ノ二八二號 夜間ニ於ケル貨物運轉ヲ中止スヘシ

(特 九八) 夜間運送ハ勞銀高率トナリ又工場ノ變更ニヨリ迂回運送ヲナサ、ル可カラス其他軌道工事架

線工事變電所手入等ニテ意ノ如ク運轉シ得ス、市價高キ時ハ引合フモ今日ノ如キ暴落ニテハ不

引合ナリ安キ勞銀提供者アラハ損失ナキモ永續ノ如何ハ疑問ニシテ寧ロ中止ヲ可トス

一〇ノ二八三號 撒水電車ヲ運轉スヘシ(特一八一)(市一九八)(市五〇五)(市五四八)

(市二四四) 現在施行シツ、アル人力ニヨル撒水車及少數ノ撒水自動車ニテハ撒水上ノ効果ヲ擧クルコト難

シ全市内ニ撒水電車ヲ運行セシメラレタシ

(市三一五) 東京市ノ砂塵蒙々タル、今更ラ云フマテモナシ市民衛生上甚タ寒心スヘキコトナリ電車乗務員

ノ健康状態ニシテモ、續々病氣ニ倒ル、者アリル現狀ナリ此處ニ於テ是非共撒水電車ヲ設ケ市

民ノ健康乘務員ノ健康ヲ保護シ、市ノ美觀ヲ保存スヘシ

(市四二二) 京阪地方ニ倣ヒ電車軌道ニ撒水電車ヲ運轉セシメハ幾分防塵スルヲ得徹底的ナラサルモ之ヲ緩

和シ得ヘシ

(市五五九) 電車線路ハ比較的乾燥シ砂塵多シ故ニ之ヲ設ケテ間斷ナク運行セシムヘシ

一〇ノ二八四號 市電貸切車運轉系統ノ制限ヲ除クヘシ

(内一五六) 現在ニテハ貸切車ノ利用ハ一運轉系統ニ限ラル、タメ小學兒童ヲ校外教授ニ引率スルニ甚タ不

便ト危険トヲ感ス之カ制限ヲ撤廢サレタシ。

(乗車料金及乗車券)

一〇ノ二八五號

區域制賃銀ヲ採用スヘシ

(特 六九) 現在ノ均一乗車料金ヲ區域制ニ改ムルト同時ニ運轉系統モ終點ト都心間ニ改メ系統毎ニ乗車料金ヲ徴收スヘシ、之レ共ニ短距離乗客吸收ノ目的ニヨルナリ

實行方法

- (イ) 軌道哩數ヲ基準トシ區域ヲ定メ一區間ノ乗車料ヲ五錢トスルコト
- (ロ) 各終點ヨリ都心若クハ之ニ近キ場所ニ引返シ線ヲ設ケ此間一運轉系統ト定メ各系統毎ニ乗車賃ヲ徴收スルコト以上ノ方法ヲ見ルニ共ニ短距離乗客吸收ニ依ル増收ナルモ(イ)ニ於テハ一面乗客ニ區域境界ヲ誤魔化サルル惧アリ、(ロ)ニ於テハ乗換券製作費(年額約二拾二萬圓)ト従業員ノ手數ヲ省キ且ツ不正乗客防止ノ一助トナルヘシ

(特一七七) 料金ヲ區間均一制トナシ一錢ニツキ二停留所トス而シテ料金切符ハ回数券トス

(特一八〇) 收入ノ増大ヲ計ランニハ賃金ノ値上ケハ最モ單純ナル着想ニシテ何人モ之ヲ思ヒ着ク處ナレトモ、ソレハ直ニ市民ノ大反對ヲ惹起スルハ明ナリ

現在ノ乗客心理ヲ考察スルニ賃金ト速力トノ關係上、長距離ニハ市内電車ヲ、短距離ニハ乗合自動車ヲ利用スルノ傾向アリ

コノ心理ヲ捕ヘ、本市全區域ノ一地點ヲ(例ハ都心)中心トシテ二區ニ別チ一區ヲ五トシ二區ヲ拾錢トスヘシ、然ルトキハ從來乗合自動車等ヲ利用セシ乗客ヲ悉ク吸收シ得ルコトハ明ナリ尤モ、コレニハ現在ノ運轉系統ヲ改廢セサルヘカラス、尙諸方面ヨリノ精密ナル調査研究ノ要アリ

(特二三四) 電車ハ地下鐵道ノ實施ト共ニ一區五錢ノ區間制トスヘシ

(内一八七) 現在ノ如キ電車賃ノ均一制ハ決シテ公平ナラス宜シク一定區間ヲ定メ料金ノ制定ヲナスヘシ電車乗客ノ五割ハ實際市民ニアラスシテ郊外居住者ナラシ

軌道改良、車體改善ノ名目ノ下ニ行フヘシ

(市 八) 混雜緩和ノ爲メ一―二停留場乗換者ヲ少クシ且老人保護ヲ實現シ得ヘシ

三區以上連續運輸ヲ廢シ乗換券一枚一回ニ付五錢ヲ徴收スルコト

六十才以上ノ老人ハ無料乗車ヲ許スコト、但シ元氣旺盛ノ老人ハ除外ノコト

(市一五七) 一、賃金同シケレハ長距離乗車ヲ利益ナリト思ヘリ斯ル惡習ヲ一掃スル資トモナル

二、通勤者ヲシテ可成勤務先ノ近クニ住居セシムル動機ヲ誘致スルコトヲ得

三、電車ノ混雜ヲ緩和スルコトヲ得

一〇ノ二八六號

乗車料收入増加方策ヲ講スヘシ

(特 九八) 減收ハ共喰ヒノ結果ニシテ乗合自動車ハ今後益々發達ス、然シ軌道ヲ廢シ自動車ノミニナスコトハ不可能ニシテ且ツ「ガソリン」ノ供給ハ外國ヨリナリ電力ハ我國豊富ナリ益々發達サスヘキ

ナリ、増収ヲ計ルニハ

- 一、電車ヲ區間制トスヘシ
- 二、値上ケヲ行ハハ短距離ハ他ノ乗物ニ奪ハルノミニテ効ナシ
- 三、區間制ハ今直チニ行フニハ研究ヲ要ス故ニ他ノ方法トシテ
- イ、通勤用定期券發賣
- ロ、定期回数券發行

- 1、一ヶ月全線定期券 一〇、〇〇〇
- 2、一ヶ月特定區間定期券 三、〇〇〇
- 3、全線終日乗車券 五〇〇
- 4、一ヶ月通學定期券 二、三〇〇

本案施行ノ曉ハ增收年額百萬圓

一〇ノ二七號 賃銀ヲ區域制トスシ

(特 九八)

- 一、景氣回復ノ場合ニ於テ乗客ヲ完全ニ輸送セントセハ現在ノ速度現在ノ定員及ヒ車輛ニテハ不可能ナリト認ム使用電車數ヲ増加スレハ勢ヒ平均速度ヲ低下シ且一般交通ニ支障ヲ生スルコト多大ナリ之ヲ満足セシメントセハ電車ノ平均速度ヲ増加シ一車ノ定員ヲ増加スルノ外ナシ
- 二、速度ノ増加ハ電車間隔ノ増大トナリ單線架空式ノ實施ハ「ポール」離線ノ絶無引返ノ際ノポール扱ヒノ手數ヲ省キ車外切符扱ニ伴ヒ切符扱ヒノ爲メノ停車時間ノ無クナルコト等ニヨリ一、五割位ハ現在ノ速度ヨリモ増加スルコト、ナル
- 三、車體ノ幅員増加ニヨリ一車ノ定員ヲ増加シ且ツ速度ヲ増加スルコトニヨリ同一人員ヲ輸送スルニ使用スル電車ノ數ヲ減シ得
- 四、短距離乗車ハ安價ナル故ニ乗客ヲ増加シ長距離乗客ニ對シテハ料金ノ増加トナルモ長距離ナルタメ乗客數ヲ多量ニ減スルコトナク收入増加ヲ來スモノト認ム
- 五、高速度電車(地下又ハ高架)完成ノ時路面電車カ均一料金制ナルトキハ時間ヨリモ料金ヲ間題トシテ距離制料金ノ高速度電車ニヨラス長距離ヲ路面電車ニ乗車スル者相當多數ナルヘク高速度電車ノ經營困難トナリ一方路面電車ノ能率ヲ減殺スヘキニ付高速度電車ノ完成ノ上ハ一層路面電車ハ短距離利用ヲ目的トスルモノナル故區間料金制ヲ必要トスルモノナリ

一〇ノ二八號 乗車券ハ一乗車一枚トスヘシ

- (市 一) 長距離ノミノ乗客トナル結果混雜ヲ少クス有産者ノ近距離乗車ハ社會政策上ヨシ操車ノ都合上乘換ヲナシムル場合ノミ乗換券ヲ與フルコト

一〇ノ二九號 市電乗車料金ヲ値上ケスヘシ

- (特一〇四) 交通機關ノ第一使命ヲ以テ自他共ニ許セシ唯一ノ寵兒タリシ路面電車ハ今ヤ能率高キ乗合自動運輸事務 (乗車料金及乗車券)

車ノ出現ニ因リテ年ト共ニ衰運ノ道程ヲ辿リツ、アリ上野—萬世橋ノ省線連絡ニ引續キ經濟界ノ不況ヲ其一因ニ加ヘテ以後ノ電車成績ハ理事者ノ減收對策ニ日モ足ラサル有様ナルニ何等ノ好果ヲ齎スニ足ラス大勢ノ赴ク所唯々茫然トシテ其推移ヲ追フニ止マラス昭和元年度ノ成績不良ニ徴スルニ略々今後ノ狀勢ヲ窺知スルヲ得ヘシ路面電車ハ單ニ乘客ノ激減ニ脅威ヲ與ヘラルノミナラス區劃整理ニ伴フ線路ノ移動路面ノ改良新線ノ擴張既成線ノ補修等踵ヲ重ネテ來リ接シ今日ニシテ財政的根本策ヲ樹立スルニ非サレハ事業ノ將來ニ大ナル危險ヲ及ホスモノト認めラル姑息ノ手段ニ流レス實情ヲ市民ニ訴ヘ料金値上ヲ斷行スルハ諸種ノ狀勢ヨリ見テ好機會ナリ

(參照)

重要都市賃銀及線路ノ比較

東京市	片道七錢	線路長一九四哩
大阪市	同六錢	同 一一二哩
神戸市	同五錢	同 一一八哩
京都市	同六錢	同 五七哩
横濱市	同六錢	同 三三哩
名古屋市	同六錢	同 六〇哩

本市ハ線路長キニ比シテ賃銀低廉ナリ、片道一錢ノ値上ケハ二百萬圓ノ增收ヲ得
電氣局ノ收支ヲ均衡ナラシメ電車事業ノ改善ヲ期スルニ足ルヤウ電車賃ヲ改正スヘシ
(特三六三)
(内 二五) 右方法ニヨリ市收入ヲ増加スルモノトス

(内 二六) 電車料金ヲ一回十錢ニ往復十五錢ニ回数券ハ百回五圓ニ改正スヘシ

(内 一三七) 割引時間ヲ三十分早ク切上ルカ又ハ割引乗車料ヲ一錢値上スルコト
軍人乗車料ヲ一錢値上スルコト

(内 二九六) 収入増加ノタメ己ムヲ得ス値上ヲ斷行スルノ要アリト信ス

一、現在ノ經營狀態ノ困難ヲ一般市民ニ理解セシムルタメ公開演說ヲナスコト

一、同様ノ目的ヲ以テ簡易ニ呑込ミ得ル如ク統計圖又ハ活動寫眞ニテ一般ニ宣傳スルコト

(市一九八) 電車賃ヲ通行税制ト同一ニ引上ケ以テ電車ノ改善ニ供スヘシ

(市二八〇) 割引乗車券ヲ往復拾錢ニ値上スヘシ

(市四二八) 電車賃僅少ノ値上ケハ市民ニ左程ノ負擔ニアラス寧ロ擴張改良、便宜、從業員ノ親切ニ注意ヲ拂フヘシ市電ハ現狀ニ於テハ退步セルモノト認ム首府ノ電車トシテハ其ノ資格ニ缺クモノアリ

電車ヲ利用スル市民ノ經費負擔ハ當然ノ義務ナリ

(市九八三) 電車賃ノ割引ハ往復拾錢トシ其他ハ往復拾五錢トナシ混雜手間ヲ防クヘシ其ノ代リ回数券ヲ安

價ニスヘシ

(特三二七)

一〇ノ二九〇號 市電片道乗車券ヲ八錢ニ改ムヘシ

(市三六四) 從來片道券往復券同額ナルタメ、片道券ヲ求ムル客多ク、從ツテ釣錢其他ノ手數多シ

改札能率増進ノ目的ヲ以テ八錢ニ改ムルコト

一〇ノ二五二號 電車賃ヲ値下ケスヘシ

(市 五二) 勤務時間ノ都合上割引時間ノ恩恵ニ浴シ得サル下層労働者ノ利益ノ爲ニ値下スヘシ
 軍人並又ハ學生通學券並ニ値下セル回数券ノ發行ヲ切望ス
 (市四七〇) 現行ノ電車賃七錢ハ高過キルヲ以テ五錢均一ニ値下ケセラレタシ
 (市一六〇二) 省線電車ト大差ナキ様料金ノ低減ヲ計ルヘシ
 (市三六八) 市内電車賃ヲ即時四錢ニ値下ヲ斷行スヘシ
 (市一六七) 電車賃ハ片道六錢往復十二錢三十五回券二圓ニ改正シ議員吏員ノ無料乗車券ヲ廢シ公務上必要ナル場合ハ其都度發行スルコトトスヘシ又乗合自動車モ之ニ準シ一區六錢ト改正スヘシ
 (内三二九)(内三三四)(内三四三)(市一八七一)(市二二三四一三三五四)(市二三七七一三三九七)
 (市一八三)

一〇ノ二五三號 電車ノ乗車賃銀ヲ改良スヘシ

(内 四九) 運轉系統ヲ短距離運轉ニ改メ乗換乗車券ヲ廢止シ一回ノ乗車賃ヲ金三錢位ニ改メ大ニ乗客ノ増加ヲ圖ルヘシ

一〇ノ二五三號 市營電車賃ヲ免除又ハ半額トナスヘシ

(内 六四) 同シ東京市テ有リナカラ電氣局ハ局長以下掃除夫ニ至ル迄無賃乗車券ヲ付與セラレ其ノ他ハ特別ノ者以外殆ント普通賃金ヲ支拂フハ其ノ特別會計ナリトハ言ヘ尠カラズ不公平ナリ殊ニ電氣局ト土木局トノ傭人ノ給料平均率ノ如キモ電氣局ハ、二、六〇ニシテ土木局ハ二、〇五ナリ單ニ以上ノ點ヨリスルモ乗車賃ノ免除又ハ半減ハ生活ノ安定ニ至大ノ關係アルヲ以テ極メテ必

要ナリ

一〇ノ二五四號 電車運轉系統ヲ改メ一系統一回ノ乗車賃ヲ收支ノ計算上三錢若クハ四錢位トスヘシ(内三二七)

シ(内三二七)

一〇ノ二五五號 飛鳥山線ニ別賃銀ヲ支拂ハシムルコトヲ止ムヘシ(市四一九)

(乗換券)

一〇ノ二五六號 乗換料金ヲ徴收スヘシ

(特 六九) 一般的乗車料金ヲ値上セスシテ增收ヲ計ルノ途ハ乗換料ヲ徴收スルニアリ

一〇ノ二五七號 電車ノ乗換ヲ一回トシ二回以上ハ割増金ヲ徴收スヘシ

(内一三二) 斯クスルトキハ乗換場所ノ混雜ヲ緩和シ車掌ノ手數ヲ省キ收入ノ増加ヲ圖ルコトヲ得

一〇ノ二五八號 乗換券ヲ改造シ其ノ利用數ヲ減少セシムヘシ

(特 六九) 經費節減ノタメ之ヲ實現スヘシ

一〇ノ二五九號 乗換ヲ廢スヘシ

(特一七七) 一乗車一枚トシテ下車ス
 (市一三九) 乗客ノ乗換券不正使用ヲ防キ乗降ノ混雜ヲ緩和スルタメ乗換切符ヲ廢止サレタシ
 (内一六〇) 電車乗換券ハ従前ノ如ク最初ノ一枚ヲ連續使用スルコト「ボギー車」ニハ後部車掌ノミヲ乗込マシメ前部車掌ヲ廢スヘシ

(内三二七)(市一一一)

一〇ノ三〇〇號 市電ノ往復切符ヲ廢止スヘシ

(市五八四) 通行税ノアリシ當時ハ存在理由アリシモ今日ハ其ノ必要ナカルヘシ

(割引及割引時間)

一〇ノ三〇一號 割引時間ヲ延長スヘシ(内三三〇)(内三三一)(市二七一三三三)(市三三四一三三四)(市二六七一五七)

一〇ノ三〇二號 市内電車割引時間ヲ午前七時迄延長スヘシ

(市八二四) 半纏着労働者ハ市外地又ハ市ノ端ニ住居スルモノ多ク電車迄ニ相當ノ距離アルヲ以テ割引時間

ヲ之等ノ爲ニ延引スル必要アリ

一〇ノ三〇三號 電車ノ割引時間ヲ延長シ車台ヲ増發スヘシ(内三二九)(内三三四)(内三四三)(市二二三四一二

三五四)(市二七九四一二八二六)

一〇ノ三〇四號 市電ノ割引ヲ廢止スヘシ(内三二七)

(特 六九) 電車運轉始業時ヨリ二時間ニ亘ル乗車料ノ割引ヲ廢止スヘシ

(理由)

公共事業ノ性質及社會政策上ノ見地ヨリスル時ハ之カ廢止ハ好マシカラサルモ目下急迫セル市ノ財政状態ヲ顧ル時ハ之ヲモ亦考慮ノ一ニ加ヘサル可ラス元來本制度實施當時ノ趣旨ハ學生並ニ純然タル筋肉労働者ニノミ適用スル意ナリシモ其實行至難ノタメ今日ノ如クナレリ

一〇ノ三〇五號 割引券ヲ全廢スヘシ(内三二七)

一〇ノ三〇六號 小兒ノ電車賃ヲ半額トスヘシ(市一六三九)

一〇ノ三〇七號 市電ニ子供乗車券ノ制度ヲ設クヘシ(市三〇二五)

一〇ノ三〇八號 市區吏員以下定傭夫ニ對シテ市電乗車賃銀ノ半減カ又ハ給料高ニヨル割引歩合ヲ定ムヘシ

(特 二九) 鐵道省ノ一般従業員ハ無賃乗車ナル點ヲ考慮シテ何等カノ方法ヲ講セラレタシ

一〇ノ三〇九號 市區吏員ニ市營電車ノ通勤割引券ヲ發賣スヘシ

(特一〇五) 市區吏員ノ生活状態ニ鑑ミ之等ノ救済策ヲ講シ併セテ市區吏員ノ特權ヲ自覺セシメ其ノ體面ヲ

維持セシムル爲メ通勤割引券ヲ發行スヘシ

一〇ノ三〇〇號 市區勤務者ニ對シテハ市内電車割引券ヲ發行スヘシ(特一〇八)

一〇ノ三〇二號 市吏員ニハ電車ノ乗車料金ヲ割引スヘシ

(特一一一) 市ノ爲メニ直接ノ利益少シト雖モ間接ニハ其ノ利益大ナリ

一〇ノ三〇三號 市電及自動車ニ對シ割引ノ特典ヲ與フヘシ

(特三一六) 電氣局ニ於テハ單ナル事務員ト雖モ無賃乗車ノ特典ヲ有シ且ツ市ニ於テモ負擔能力充分ナル高

級吏員ニ此ノ恩典アリ

財政上不可能ナリトセハ一般市吏員ニ對シ割引券ノ發行等考慮ノ餘地アルモノト認ム

一〇ノ三三號 貧困ナル筋肉労働者ノ爲メ市内電車ノ割引券ヲ發行スヘシ

(市六八八) 社會政策上労働法ノ制定ト共ニ當然實現セラルヘキモノナルヲ以テ、町村長ノ稟請アル赤貧者ニ對シ特殊ノ割引券ヲ發行スルノ制度ヲ設クヘシ

一〇ノ三四號 年齢ヲ制限シテ必ラス小供モ乗車賃ヲ徴收スヘシ

(市三〇二) 數名ノ小供ヲ無賃乗車セシメテ座席ヲ占有スル大人ノ不徳儀ヲ少ナクスル爲メニ必要ナリ

一〇ノ三五號 専門學校以上ノ學生ニモ市電割引ヲナスヘシ(市一七六九)

(回数券)

一〇ノ三六號 回数券ノ割引率ヲ多クスヘシ

(特一〇四) 利用ヲ多クスルタメ

一〇ノ三七號 市電回数乗車券ヲ發賣スヘシ

(特二〇一) 電車賃金吸收策トシテ左記乗車回数券ヲ發賣セラレテハ如何

五十回、七十回、百回等ノ如ク而シテ五十回券ハ一回六錢、七十回券ハ五錢五厘、百回券ハ四錢二三厘トサレテハ如何

一〇ノ三八號 電車回数券ヲ變更スヘシ

(特三一八) 電車乗務員ノ現金取扱ニ對スル弊害ハ人格ニ及ホスカ如キ悲シムヘキ現象往々アリ又小錢取扱ノ間違ヲ緩和シ乗客ノ利便延テハ收入増加ノ見地ヨリ左ノ回数券發行ヲ望ム

甲 一三回 一、五〇圓

乙 四七回 三、〇〇圓

丙 八〇回 五、〇〇圓

一〇ノ三九號 電車回数券ノ利用獎勵ノ爲メ之レカ相當割引シ發賣スヘシ

(特三三一) 現在ノ如キ回数券ハ何等割引ヲ爲サス爲メニ乗客ハ何レヲモ選ハス乗車ノ都度購入スルコトニナリ易ク一枚賣リハ手數上不便ヲ感ス又割引回数券ハ乗客誘致ニ適當ナリ

一〇ノ三〇號 電車回数券料金を改善スヘシ

(市一三七) 一、軍人乗車券十錢、甲號回数券ヲ二十二回券ヲ一圓五十錢、乙號ヲ四十回券三圓トスルコト
二、普通片道券ヲ全廢スルコト

一〇ノ三二號 苦學生ヲ除クノ外學生乗車券ヲ廢止スヘシ

(内一七八) 中等學校通學者ノ家庭ハ相當資力ヲ有スルモノナルニヨリ苦學生ヲ除クノ外學生乗車券ヲ廢止ス可シ

一〇ノ三三號 現在ノ市電乗車券ヲ改良スヘシ

(内二七七) 一通學回数券ノ裏表紙ニ附屬セル二片ノ乗車券ヲ廢止スルコト
從來通學乗車券ハ本局一箇所ノミニテ販賣セル爲追加セラレタルモノナルモ大正十四年一月以降ニ於テハ十二ヶ所ノ出張所ニ於テモ販賣スルヲ以テ必要ナシ

二、陸軍衛戍刑務所監視ニ軍人往復券發賣ヲ禁止スルコト
本監視帶劍セルト雖モ其實純然タル軍屬ニシテ電氣軌道乘車條例第三條ニ依ル軍人(又大正
十一年電車課乙連第廿三號ニ依ル軍人ニ準スル者)ニ似テ非ナル者ナルカ故ナリ

一〇ノ三三號 回数券ヲ一種トスヘシ(内三二七)

一〇ノ三四號 工場法實施ノ工場又ハ之ト同等以上ノ工場ニ通勤スル者ニ對シ通勤用回数券ヲ發
賣スヘシ

(内二八〇) 學生割引率程度

(定期券)

一〇ノ三五號 市電「パス」ヲ發賣スヘシ

(特 四三) 市電常乗者ニ三ヶ月毎ニ區切り色別セル乘車券ヲ發賣スルコト

檢札ヲ容易ナラシメ混雜ヲ尠クシ時間ヲ經濟的ニ利用シ乘客従業員相互ニ手數ヲ煩ス事少シ

(特 一七六) 通勤時ノ混雜ヲ避クル爲メト車掌ノ手數ヲ除ク爲メ之ヲ發賣スルニ於テハ收入ノ減少ヲ來サス
經費ノ節減ヲナシ得ヘシ

(特 一九〇) 電車乘客ニ對シ省線ノ如ク定期券ノ率ヲ參酌シ定期乘車券ヲ發行シ市職員ハヨリ多ク割引シ斯
クシテ省線ノ乘客ヲ吸收シ市收入ノ増加ヲ圖ルコトヲ得

(内三一八) 日々一定ノ線路ヲ往復スル乘客ニ對シ、市電定期乘車券ヲ發行スルハ如何ナル點ヨリ見ルモ刻

下ノ急務ナリソノ要點ハ大體左記ノ如クスルヲ可トスヘシ

1、型、横二寸八分位 縦二寸位

2、停留所名ハ左ヨリ乘車停留所名降車停留所名ヲ鮮明ニ楷書シソノ間ニ立書、稍々小字ニテ
經由ヲ記ス

3、乗車料金ハ一ヶ月參圓以内。期限月日ハ中央ニ數字ニテ明瞭ニ記載ス。

4、年二回色彩ヲ更ムルコト

私用ノタメ途中下車ヲ許サ、ルコト

記名式、男女ノ別年齢等ハ必ス記入シ、記入ノ停留所以外ノ乗降ヲ許サス、運輸ニ支障ヲ來シタ
ル場合ハ乗換乘車券發行。大略省線様式採用ノコト。裏面ハ詳細ニ記入ノコト。

(内三一八) 一定線路ノ往復乘客ニ對シ左記様式定期乘車券發行ヲ望ム

期間ヲ六ヶ月トシ年二回色彩ヲ更ヘルコト、私用ノ爲途中下車ヲ許サス

記名式、一ヶ月參圓以下之レハ割引ヲ基礎トシ休日ヲ除ク算定ス

大略省線ノ式トス

(市 二一) 市民ノ市電利用ヲ便ナラシメ、車掌ノ作業ヲ簡單化シ、能率ヲ増進シ得
收入ノ豫算力的確トナル故經營上ヨシ

市電全線ニ亘リ半ケ年、一ケ年ノ有効期間ニテ賣出ス

(市 一五一) 裏面ニ本人ノ寫眞ヲ添付スル方法ヲ採ラハ不正者ヲ防キ得ヘシ

(市 一五七) 有効期間ノ距離ニ依リテ料金ヲ定メ、近距離乘車ヲ有利トナシテ前項ノ趣旨ヲ徹底セシム

(裏面ニ寫眞添付割引ノコト)

(市二〇六二) 每系統共ニ朝夕ハ最モ混雜ヲキハメ車掌ノ金錢取扱辛勞ト思ハル依ツテ定期券ヲ發行スルトキハ運轉手車掌ノ乗客ニ對シ不遜ナル行爲ハ減ス彼等ニ金錢取扱ヲ減セシメタランニハ人間本來ノ凡人トナリ親切振りヲ發揮スルニ違ヒナカルヘシ

(内三二七)

一〇ノ三六號 通學定期券並通勤定期券ヲ發賣スヘシ

(特三三二) 市ノ減收ノ緩和策トシ既往ニ挽回セントセハ可成乗客ヲ市電ニ誘致シ固定的乗客ノ増加ニ努ムルヲ要ス

定期券ハ乗降ニ便利ノミナラス使用頗ル簡單ニシテ停車ノ時間ハ短クテ可ナリ因テ運轉ノ圓滑輸送能率増進ノ効果アルヘシ

一〇ノ三七號 市電通勤パスヲ發行スヘシ

(内一三一) 市電通勤パスヲ左ニヨリ發行サレタシ

乗車賃ハ割引ノ上月末給料ヨリ差引クコト

(内一五三)

時間ノ關係上割引電車ヲ利用シ得サル一般通勤者ノタメ、出勤時刻ヲ顧慮シ、時限ヲ定メ市電乗車券ヲ相當割引發賣スルトキハ目下省線利用者ト雖モ、利便採算ヲナシ市電ヲ利用スル者少カラサルヘシ

一〇ノ三六號 市營電車自動車ノ定期券ヲ發行スヘシ

(市二〇七) 普通回数券ノ外鐵道ニ於ケル如ク定期券ヲ發行シテ乗客ノ便ニ供サレタシ

一〇ノ三六號

市電運轉區域内ノ定期券制度ヲ施行シ且非常急變等ノ場合ニ於テハ無賃乗車ナシウル様制度ヲ改正スヘシ(市一六一八一)

(無料定期券)

一〇ノ三九號

各局課長ニ對スル電車乗車券ヲ廢シ課用乗車券ヲ増スヘシ

(特 五七) スクシテ専用ノ弊ヲ改ム

一〇ノ三〇號

市電乗車規程ヲ改正シ私服巡查及刑事へ乗車證ヲ交付スヘシ

(内二二六) 正服巡查ニハ無料乗車カ出來得ル様ニナリ居ルカ其他ノ巡查、刑事ハ無料乗車ノ規程ナキモ警察官吏ノ表示ノミテ慣習ニヨリ無料乗車トシテ取扱居リシ場合監察官(局ノ密行)ニ發見セラレ直ニ重罰處分又解雇處分ヲ受クル實例アリ至乘務員ノ最モ困難致シ居ル次第ナリ

(無料乗車)

一〇ノ三二號

電氣局員警察官各一部ノ電車無料乗車ヲ制限スヘシ

(特 三一)

現行ノ電氣局員ハ其ノ事務ト事業ノ別ナク全員電車ノ無料乗車ヲ許シツ、アリ一面市役所側ハ一般料金ヲ徴セラレツ、アル等不公平タルヲ免カレス又他面ニ於テ警視廳及其ノ管下警察ニ交付セル「特別乗車券」ハ二千有餘枚ノ多數ヲ算ス而シテ之カ利用者ノ内容ヲ觀ルニ本廳ノ上級者ハ勿論、私服巡查、雇員、技手、囑託等各方面ニ及ヘリ本券交付ノ趣旨ハ制服巡查以外刑事巡查ノ職務執行上敏活ヲ期セシメンカ爲又一面薄給ノ巡查ヲ社會的ニ優遇セムトスル方針ニ出發

セルモノト推定ス果シテ然ラハ事實ハ孰レモ趣旨ニ反セリ依テ電氣局員ハ現業員ノミヲ認メ警
視廳ハ私服巡查及事情已ムナキ階級ノ一部ニノミ之ヲ限定シ電氣經濟確立ノ一端ニ資セムトス

一〇ノ三三號 電氣局職員以下無料乗車ヲ禁止スヘシ

(特 三三) 他一般吏員ハ無料乗車ノ恩典ナク公平ヲ失スルヲ以テ禁止スヘシ

(内三八一) 電氣局従業員中無料乗車券ヲ職務上使用スルハ一部ノモノニ過キス殆ント私用若クハ通勤用ノ

ミニ使用セラレ居ルカ故ニ之ヲ廢シ各掛内ニ共通ノ乗車券ヲ備付ケ公用ノ場合ハ之ヲ使用スル
様スヘシ

(市四四一) 制服制帽ノ者以外ハ絶對ニ乗車セシメサルコト

一〇ノ三三號 警官ノ無料乗車ヲ拒絶シ市所定ノ料金ヲ徴スヘシ

(特三三一) 朝夕通勤ノ爲多數警官カ電車ニ無料便乗スルハ他ノ乗客ノ妨ケトナルノミナラス軌道乗車料條

例ノ違反トモナル尙現在ノ如キ減收ニ際シ所定料金ヲ徴スルハ最モ適策ナリ

(市三〇二) 満員ニテ一般乗客ヲ拒絶シテモ警官ノミヲ乗車セシムル不合理ト無賃當然ト云フカ如キ横暴振
ヲナクスル爲メ

一〇ノ三四號 運轉手台便乗者ヲ規定通警官一名及局職員一名以外ニ便乗セシメサル様注意スヘシ

(内 三二二) 朝間ノ「ラツシユアワー」ニ於テ警官等一臺、六人乃至八人ノ多數便乗シ運轉上不便ヲ感スル

ノミナラス、規定違背便乗者ニ乗務員ハ乗車ヲ拒絶スル筈ナルモ信號人職工其ノ他傭員ノ運轉

臺へ便乗スルヲ普通ノ如ク心得居ルハ特ト注意ヲ要ス

一〇ノ三五號 名譽職ノパス不正使用ヲ嚴罰スヘシ

(市五一四) 市會議員ナルカ故ニパス不正使用スルモ如何トモ爲シ難キハ餘リニ不本意ナリ市會議員及市參

事會議員ハ皆市民ノ代表タリ宜シク嚴重取締ルヘシ

一〇ノ三六號 市電增收ノ爲メ警官及市會議員新聞記者等ノ無賃乗車ヲ廢スヘシ

(市四四一) 電車内ニハ少クトモ二三名多クテ十名以上モ警官ノ乗車アリ又反對側乗車テツブニ下ル者夫々

規則ニ違反シキルモノト思フ又警官ハ(現在)一般民衆ニ好感ヲ與ヘス高慢面ハ寧ロ不快ノ感ア
リソレニ引替ヘ一週一度位外出スル國家ノ干城タル兵士ノ無賃乗車ヲ認可スヘシ但下士以上ハ
有料トス

一〇ノ三七號 名譽職及市區上級吏員ニ交付ノ無賃電車乗車券ヲ廢シ市立小學校職員並ニ市區下

級使用人ニ交付スヘシ

(市四三三) 無賃電車乗車券ハ市名譽職並ニ市區上級者ノ特權者ニ交付シアルモ彼等ノ收入ノ點ヨリ見ルモ

無賃乗車券ヲ交付スルノ必要ナシ寧ロ市區ノ下級使用人又ハ市立小學校ノ職員等ニ交付スル方
必要ナリ

一〇ノ三八號 市區職員傭員ニ市電無料乗車券ヲ交付スヘシ

(特二三二) 市電無料乗車券ヲ交付スルコト、若シ無料乗車券ノ交付不可能ナル際ハ割引ノ恩典ニ浴セシム

ヘシ

(特三三二) 電氣局員以外ノ高級吏員ニ交付シテ下級吏員及傭員ニ此ノ恩典ニ浴セシメサルハ矛盾ナリ寧ロ乗車券ノ發付數ヲ更ニ極限シ一般市民ノ營造物ノ理想(無料乗車)ニ達セシムル計ヲ取ルカ更ニ範圍ヲ擴張シテ一般吏員傭員ニ交付セラレタシ

(特二九二) 出來得ルナラハ電氣局以外ノ市吏員ニモ電車ノ無料乗車或ハ賃金ノ割引ヲナサシムヘシ

(特三六九) 同シク市ノ吏員ナルニ拘ラス電氣局勤務ノ者ニノミ無料乗車ヲ許スハ不當ナリ

(内 二六) (市七三三)

一〇ノ三九號 市從業員ニ無賃乗車ヲ許可スヘシ

(内 三) 大阪京都等ハ傭員ニ無賃乗車ヲ許可セリ

(内 一七) (内三四一)(内一)

一〇ノ四〇號 監督吏員ニ電車乗車券ヲ無料又ハ割引給付スヘシ

(特二六一) 工事作業並監督箇所廣汎ニ散在シアル關係上交通機關ヲ利用スル事多ク乗車賃ニ收入ノ何割カヲ消費スル状態ヲ訴フル者アリ同一市ニ職ヲ奉スル者ニ均等ノ待遇ヲ與フ要アリ依テ電氣局掛員同様無賃乗車券又ハ割引券ヲ與ヘ不滿ナク作業セシムルコトヲ要ス

一〇ノ四一號 給仕ニ市電パスヲ與フヘシ

(内 三) 給仕ハ一日ノ乗車賃ニモ困ルコトアリ局課長ハ困ラレルコトナシ、且ツ電氣局ハ全部受ケツ、アリ

(市二四九)

一〇ノ四二號 給仕小使ニ電車パスヲ交付スヘシ

(内二二) 現在給仕初給一日五十錢ニテ電車賃二十一錢(通學ノ爲メ一往復半)晝食代十五錢、残り十四錢ニテ夜學ノ費用ニ當テ居ルモ到底必要ヲ充タシ得ス遂ニ半途退學ヲ余儀ナクセラレ不良化スル者ヲモ生スルニ至ル又小使ハ初給壹圓十錢ニテ家ヲ支ヘ難シ故ニ、

一、現在掛長以上(約四五百名)ノパスヲ廢シ

二、市區ノ給仕小使(約四五百名)ニパスヲ交付シテ一面ニハ救濟シ他面ニハ使送ニ便セシムヘキナリ

一〇ノ四三號 區劃整理委員ニ無賃電車乗車券ヲ交付スヘシ

(市八〇七) 區劃整理ノ大事業ニ對シ委員ノ献身的努力ハ實ニ感謝ノ辭ナシ而シテ無報酬ナリト聞ク

甚タ氣ノ毒ニ感セルニ依テ感謝ノ方法トシテ無賃乗車券ノ交付ヲ可然モノト信ス歳費ヲ給與シ居ル市會議員ニスラ無料乗車券ヲ交付シ居ル現状ナルヲ以テ整理委員ニ對シ少クトモ正副議長程度ノ委員ニ交付ノ必要アリ

一〇ノ四四號 小學生及同年齡以下ノ兒童ニ對シ日曜祭日其ノ他休曜日ニ限り市内電車ヲ無料トスヘシ

(特 一) 都會生活ノ兒童保健衛生ニ立脚セルモノニシテ子實多キ貧困者ニトリ電車賃ハ相當大ナル負擔ナリ依ツテ休曜日ヲ市電ノ「兒童愛護デー」トナシ兒童ヲ公園又ハ郊外ノ田園ニ送り其ノ健全ナ

ル發育ヲ期スルニアリ
之ニ伴フ減收ハ保護者ノ外出ヲ誘ヒテ其ノ一部ヲ緩和シ一方電氣局職員ノ無賃乗車證ヲ廢止ス
ルニ於テ其ノ大部分ヲ補填スルヲ得
今回局員約一萬五千八百人トシ内五千人カ私服ニテ毎日一往復スルモノトセハ一日七百圓一ケ
月約二萬一千圓ノ增收ヲ得ヘシ尙之ニヨリ乗車證ニヨルモノト一般乗客間ノ感情問題ヲ除クヲ
得

本案ノ實行ニ伴ヒ公園ノ兒童遊戯場施設ヲ擴張シ日曜祭日其ノ他休暇日ニ限り兒童休息所ヲ臨
時設備スヘシ休息所ハ公園掛員出張シテ湯茶ヲ供スルヲ以テ足レリトス

一〇ノ三四號 市電乗車料金中就學年齡前ノ兒童ノ賃金ヲ免除スヘシ〔内五九〕

一〇ノ三四號 盲人ニ電車ノ無料乗車ヲ許スシ〔市九七二〕

一〇ノ三七號 十二歳末滿半額四歳末滿ハ無料トスヘシ〔市三六〕

一〇ノ三八號 市電パス取締ヲ嚴重ニスヘシ

〔市五七五〕 市電減收ノ今日一般市民ニ常ニ財政ノ不平ヲ訴ヘナカラ中村市議バス事件ハ如何ナル取締リカ
今後政治權利屋ノパス取締リヲ嚴重ニスヘシ

一〇ノ三九號 市吏員電車パス使用者ノ横暴ヲ取締ルヘシ

〔市一九六〕 毎朝八時頃有樂町停留場ニツキテ實地ヲ視察スヘシ

（連絡切符）

一〇ノ三五〇號 自動車乗券ヲ以テ電車ニ流用セシムヘシ

〔特二六九〕 電車券ノ自動車流用ハ既ニ之ヲ實施シタリ尙今後ハ自動車券ヲ電車券ト同一料金ニ改定シ彼ノ
流用ヲ便ニスヘシ
大阪市ハ既ニ之ヲ實施シツ、アリ

一〇ノ三五二號 郊外私設鐵道ト市電トノ連絡切符ヲ發賣スヘシ〔特四九〕

（其ノ他）

一〇ノ三五三號 特別料金線ヲ増設スヘシ

〔特 九八〕 均一料金ヲ直チニ改ムハ至難故特別料金線ヲ設ケ市内不足ヲ補フヘシ
特線ハ區間制度トスヘシ

一〇ノ三五三號 市電乗客ノ減少スル現況ハ省線ノ過廉ナル定期乗車賃制ニヨルカ故ニ此レカ廢止
ヲ政府ニ交渉シ市電乗車賃ト同率トセシムヘシ

〔特三七四〕 市電經濟救済ノタメ

省線バス改善法ヲ詳述セルモ鐵道省ニ屬スル故略ス〔原文参照〕

一〇ノ三五四號 電車乗車賃ヲ郡市境ヲ以テ區別スヘシ

〔市一九八〕 市税ノ負擔ナキ郡住者ニ市電ヲ犠牲ニスルハ市民トシテハ迷惑ナリ此結果ハ臆テ市内ニ市民ヲ
密集セシメ從ツテ市收入ヲ増シ立體的大都市ヲ建設シ得ルノテアル

一〇ノ三五五號 郊外延長ノ市電ニ於ケル差別賃銀ヲ撤廢スヘシ

(市二四一) 郊外ニ延長セル市電ノ乗車ニ際シ賃金ノ區別ハ乗客ニ不便ヲ感セシムル外實益ナシ適當ニ改善

スヘシ

(乗車券販賣制度)

一〇ノ三五六號 市電乗合兩乗車券ヲ郵便切手ノ如ク隨所ニ販賣所ヲ設クヘシ(特一八一)

一〇ノ三五七號 電車回數券ヲ監督事務所線路配置員ニモ發賣セシムヘシ

(内一四三) 一、釣銭ナキ爲發賣不可能トナリ又短行乗換場ニテ他ノ客ニ切符發賣洩トナル爲

二、車掌ノ收入金過不足ハ重ニ混雜時ニ起ルモノナル爲

三、一人ニテ多數ノ回數券ヲ求メラレタルトキソノ求ニ應スルヲ得サル爲

一〇ノ三五八號 乗車券ハ停留場附近ノ商人ニ賣ラシムヘシ

(市 一) 車掌事務ノ簡單化ニヨリ能率増進ト只乗防止ノ効多シ

一〇ノ三五九號 電車回數券ハ市内ノ最モ便利ナル場所ニアル店舗ニ委託販賣セシムヘシ(市二八〇)

一〇ノ三六〇號 市電停留所毎ニ乗車券ノ販賣所ヲ設クヘシ

(市三四五) 車内ニ於テ車掌ノ往來減セシムルタメ

一〇ノ三六一號 市營ノ電車自動車回數券ヲ商品化セシムヘシ

(市四七九) 價格ヲ一圓二圓三圓五圓ノ四種ニ分ケ一般郵便切手販賣所、煙草販賣所及市電氣局出張所ニ之

カ販賣ヲ取扱ハシメ市民ノ購入ニ便利ナラシムヘシ

一〇ノ三六二號 乗車券ヲ運輸本課、出張所及停留所附近ノ商人ヲシテ賣ラシムヘシ(市一一一)

一〇ノ三六三號 乗車券賣捌所ヲ設ケ料金取扱手数料ヲ交付スヘシ

(特一〇四) 回數券等大口ノモノハ手数料ヲ半減スヘシ

一〇ノ三六四號 賣捌所ニ料金取扱ノ保證ヲ得ルタメニ現金擔保ヲ徵シ年利八分程度ノ利子ヲ附スヘシ

(特一〇四) 右ノ八分ハ事業公債發行利廻ヲ大體基準トシタルモノニシテ擔保品ハ之ヲ事業費ニ流用シ一般

公債發行額ニ彈力アラシム

停留場安全地帯及標識竝設備

(安全地帯設置)

一〇ノ三五五號 停留場ニ安全地帯ヲ作ルヘシ(内 七六)

一〇ノ三五六號 安全地帯ヲ増加スヘシ(特一八一)

(内 九九) 現在安全地帯ハ隨處ニ見受ケラルレトモ之ヲ擴張シテ全停留場ニ施設サレン事ヲ望ム

停留場安全地帯及標識並設備、(安全地帯設置)

一、一般乗客ノ安心シテ乗降出來ルコト

一、一般事故ヲ防止サル、コト

(市二二二) 電車ハ街路ノ中央ヲ走り人ハ人道ヲ歩ム此ノ中間ニハ自動車等諸車ノ疾走繁シ之ヲ以テ電車ニ乗車セントスル人カ軌道ニ近ツカントスルヤ疾走スル諸車ノ爲ニ安全ヲ期シ難ク又車モ此ノ混雑ニ遭遇センカ甚タ走行シ難キモノナリ故ニ各停留場ニ之ヲ設クルハ交通上最モ必要トス其ノ長サハボギー車一車身以上ノコト

(市六八八) 乗客ノ昇降ヲ安全ナラシムル爲メ必ス安全地帯ヲ設クヘシ、若シ適當ナル場所ナキ爲メ其ノ設置困難ナル場合ハ電車ノ發車迄諸車ノ通行ヲ阻止スヘシ

(内 七七)(内一九六)(市一三五)(市一九六)(市三二八)(市五九四)

一〇ノ三六八號 電車停留場ヲ現在ヨリ少クシ停留場ニハ必ス安全地帯ヲ設クヘシ

(特三〇三) 交通事故防止上肝要ナリ

一〇ノ三六九號 市電交叉點乗降場所へ「ホーム」又ハ「テント」ヲ設クヘシ

(市三二二) 雨天ノ際、乗客ニ對スル防雨處置トシテ、市電交叉點ニ「ホーム」或ハ「テント」(屋根ノミニテ可)ヲ設置スヘシ(圖解略)

一〇ノ三七〇號 停留場ニ電車ノ屋根ニ差懸ル高キ屋根ノアル極メテ簡單ナル小屋(フラットホーム)ヲ造ルヘシ(市五七三)

(停留場改廢)

一〇ノ三七二號 停留場ノ改廢新設及事業ノ處理等ニ關シ市會議員ノ容喙ヲ避クヘシ

(特 九八) 一、現停留場ハ新設當時三會社分立競争上濫設セリ之ノ統一改廢ヲ企ツモ市會議員ノ爲メ成シ得ス

二、事故發生ノ場合選舉民ヲ庇護其ノ度ヲ越ヘ處理上不利ノ解決ヲ余儀ナクセラルル事多シ敢テ交通委員會内ニ小委員會ヲ設ケ委員トシテ市會議員並市理事者ヲ以テ組織シ懇談的ニ會議研究シ成案ノ上ハ斷乎トシテ之レニヨルコト

一〇ノ三七三號 電車ト自動車ノ停留場距離ヲ同シクスヘシ(内 五九)

一〇ノ三七三號 電車停留場ヲ三分ノ一ニ減スヘシ

(市 二九) 運轉ヲ圓滑ニシテ速力ヲ増加ス、運轉車臺ヲ減シ費用ヲ省ク、徒歩區間延長ニヨリ市民ノ健康ヲ増進ス、徒歩者多ケレハ市内ノ繁榮ヲ増ス

一〇ノ三七四號 電車停留場ヲ改廢スヘシ

(市 一五六) 運轉能率ヲ増進シ經費ノ節約ヲ期スル爲ニ半藏門ヨリ四谷見附ニ至ル間ノ停留所ハ二個所ニテ可ナリト信ス

一〇ノ三七五號 電車停留場ハ歩道ニ接近シテ停車スルヤウ改ムヘシ

(市一四九) 車道ヲ横切ルハ危険ナリ

一〇ノ三七六號

(市二二九) 乗車ニ際シテ諸車ニヨル乗車障碍ヲ防キ乗車ヲ安全ナラシムヘシ
上野廣小路ノ大塚行及早稻田行き市電停留場ヲ改造スヘシ
(市 六一) 同處ハ殊ノ外交通頻繁ナルニモ拘ラス、電車ト人道トノ幅員ハ僅カニ自動車一臺通り得ルノミ
甚タ危険ナリ。

一〇ノ三七七號

牛込見附電車停留場ノ位置ヲ變更スヘシ
(市一一二) 前記停留場ハ元見附ノ交叉點附近ニアリシモノニシテ事實上舊位置ニアルヲ一般ノ便トス

一〇ノ三七八號

淺草橋電車停留場ノ位置ヲ變更スヘシ
(市二〇四) 淺草方面ヨリ東京驛又ハ北品川方面行電車ノ停車位置カ交叉點ノ通過後ニアルハ危険此ノ上ナ
シ。宜シク通過前ノ場所ヲ以テ停留場トサレタシ

一〇ノ三七九號

市電押上町停留所ノ位置ヲ變更スヘシ
(市四〇三) 現在停留所ハ危険ニ付百三番地先ニ移轉サレ度シ、現在ノ停留所ハ押上橋方面ヨリ通路横斷ニ
際シ危険ナル故百三番地先迄後退スレハ左右ヲ見通シ得絶對危険ナシト思惟セラル、四月上旬
二十才位ノ婦人ノ足首ヲ轢斷サレシ事實アリ

一〇ノ三八〇號

電車停留場ノ位置ヲ變更スヘシ
(市四五二) 現在ノ電車停留場中ニハ乗客ノ便若クハ交通支障等ノ考慮ナク設置セラレタルモノ多キヲ以テ
之等ハ何レモ位置ノ變更ヲ爲ス必要アリ

(標 識)

一〇ノ三八二號

交通頻繁ナル乗換場所ニ揭示板ヲ設クヘシ(特 一一二)

一〇ノ三八三號

電車ノ停留場ニ東京市ノ地圖ヲ掲クヘシ
(市三九二) 田舎者ニ東京市ノ大要ヲ解ラシムルタメナリ

一〇ノ三八四號

乗換場所ニハ方面行案内板ヲ揭示スヘシ
(特 八六) 時々變ル運轉系統ハ東京在住ノ者モ困惑ヲ感ス故ニ左ノ圖ノ如キ標識ヲ設ケ客ノ便役ニ供スヘ
シ(左圖略ス)

一〇ノ三八五號

各電車自動車ノ停留場ニ通過スル車ノ運行方向ヲ標示スヘシ
(市一五四) 現在如何ナル停留場ニ在リテモ、何處多キノ車通過スルカ不明ナルタメ、目的車ノ撰擇ニ苦シ
ム

一〇ノ三八六號

終發點及車庫ニ電車發車方向種類ヲ標示スヘシ
(市二二五) 新宿終點ナラハ「ココカラ出ルノハ築地行本所線町行」トノ意味ノモノ

一〇ノ三八七號

停留場ニ運轉系統指針晝夜塔ヲ設置スヘシ(市 一六九)

一〇ノ三八八號

市電交叉點ニハ目的地ニ向テ適切ナル乗換場所ノ系圖ヲ掲クヘシ(市八一七)

一〇ノ三八九號

市電停留所ノ名稱ヲ簡單ニシ一停留所一名稱トスヘシ(市一七六)

一〇ノ三九〇號

電車停留場移轉ノ際ハ指ヲ以テ方向ヲ示スヘシ(市五六七)

一〇ノ三九〇號 各電車停留所名ヲ最モ接近セル柱ニ明記ス可シ

(市四五八) 一日モ早ク實現セシメタキ事項ナリ

(市八一七)

一〇ノ三九一號 電車停留所名ヲ記載シタル電柱ハ電車内ヨリ文字ヲ見ルコトヲ得ルヤウニ爲スヘシ(市五三四)

(市五三四)

一〇ノ三九二號 市電停留所名ヲ片假名トスヘシ

(市二五六) 市民全般ノ(漢字ノ讀メヌ市民ハ多シ)利便ノタメ

一〇ノ三九三號 電車停留所電柱ハ白塗トスヘシ

(市一五六) 赤塗ハ夜間不明識ナリ

一〇ノ三九四號 側柱ニハ次ノ停留所ノ名ノミ記スヘシ(内三二七)

一〇ノ三九五號 市電各停留場電柱ニ次ノ停留所名ヲ示スヘシ

(市一七六) 交叉點等ハ一方側ノミニテモ可

(市五二七) 電車停留所ノ標識柱ニハ洩レナク其ノ前後ノ停留所名ヲ表記セラレタシ

一〇ノ三九六號 電柱ノ指示ヲ改良スヘシ

(市二二五) 現在停留所ノ電柱ノ指示ハ廣キ通りニアリテハ電車内ヨリハ判明セス矢標ノ方ヲ可トス

一〇ノ三九七號 市電停留所名稱中増上寺前ヲ増上寺芝區役所前ト改ムヘシ(市一四四)

一〇ノ三九八號 市電停留所及電事内ニ日々ノ新聞ヲ揭示スヘシ

(市三四五) 貴重ナル時間ヲ利用スルタメニ必要ナリ

運輸事務

(乗車方法改善)

一〇ノ三九九號 電車ハ定員ヲ超エサル範圍ニ於テ乗車セシムヘシ(特二三四)

一〇ノ四〇〇號 新ボギー車ニ於テ前後及中央ヲ出入自在トシ昇降ニ要スル時間ヲ短縮スヘシ

(内一一一) 中入電車ハ中出電車ニ比シ乗降時間ヲ縮少シ停車時間ヲ減シ得ルカ故ニ運轉能率上大阪市ノ如ク中入電車ニ變更スヘシ

(市三八) 市電乗降口ヲ中央乘、前後口降リトスヘシ滿員電車ト雖モ中央ハ常ニ乗客稀薄ナリ

(市七三) 中出外乗電車ハ在來ノモノニ比シテ入口ニ立塞カル事ナキモ、下駄、殊ニ雨天ノ場合ノ高下駄ニテ中央ノ急階段ヨリ降リルコトハ甚タ危險ナリ、大阪ニテハ中央ヨリ乗り前後ヨリ降車セシム宜シク中乗外出式ニ改ムルコト

(市七八) 電車乗降ノ際ノ混雜ヲ緩和スルタメニ、大阪式ニ中央ヨリ乗り、兩端ヲ降口トスヘシ

(市一三三) 市電ノ真中ヲ入口ニシテ、出口ヲ兩端ニナスヘシ斯クセハ中程ハ「ガラ空」ナルモ入口ニ立ち込ミタル爲メ滿員ノ札ヲ掲ケ他ノ乗客ノ迷惑ヲ掛ケルコトモ少カルヘシ

(市二九六) 市電ノ混雑緩和法トシテ必要ナリ

(特 六九) (市一〇三) (市五七七) (市八二四) (市一七五) (市二七七)

一〇ノ四二號 電車ハ前後ヨリ乗り中央ヲ降車口トスヘシ(内 七六)

一〇ノ四三號 市電ノ乗降口ヲ一定スヘシ

(市三八〇) 一、降口ヲ中央ニ一定スルコト

二、大阪式モ亦可

一〇ノ四三號 市電乗降口ヲ大阪式ニ改メ動作ヲ敏捷ニスル様スヘシ(市五七七)

一〇ノ四四號 市内電車出入口ヲ改ムヘシ

(市七三五) 現在ノ二箇所ヲ四箇所トスヘシ(圖解略ス)

一〇ノ四五號 市電ノ出口ヲ自由ニスヘシ

(市 一六〇) 混雑ヲ緩和スルタメ、下車ノ際ニハ臨機出口ニ自由ヲ與ヘルコト

一〇ノ四六號 冬期間電車降口ニ「出タ後ハ必ス縮メテ下サイ」ト記シ置クヘシ

(市 三八) 運轉手カ開閉スル事ニヨル運轉能率低下ト他乗客ノ迷惑多大ナルタメ必要ナリ

(乗客整理)

一〇ノ四七號 電車乗務員ノ執務心得ヲ改正スヘシ

(市一六二) 電車内ノ整理極メテ不完全ニシテ市民ノ被ル迷惑甚大ナルモノアリ、乗務員ノ職權ニ改革ヲ加

ヘ此ノ雜然タル電車内ヲ充分ニ整理セシムヘシ

一〇ノ四八號 滿員電車「ボギー車」ノ時ハ運轉手臺ニ在ル車掌ハ頭ヲ働カスヘシ

(市四六七) 「ボギー車」ニテハ運轉臺ニ居ル車掌ハ客カ降りタル後乗客ノ際ハ客ノ先ニ立チテ次第ニ中程ヘ

ト人ヲ詰メル様獎メ時ヲ見テ運轉臺ニ戻ルヘシ

一〇ノ四九號 電車々々掌ハ遠慮ナク車内ヲ整理スヘシ

(市一一二) 乗客中紳士風ノ者大學生等ニシテ車内通路ニ足ヲ投ケ出シ又ハ二人分モ座席ヲ占領シ居ルモノ

アリ車掌ハ遠慮ナク整理スルヲ要ス

一〇ノ四〇號 電車々々掌ハ座席ニ注意スヘシ

(市九七一) 車掌ハ切符切りノミニ重キヲ置キ座席ヲ等閑ニナス即チ荷物ヲ置キ或ハ横向ナシテ一人ニテ二

人三人ノ席ヲ占ムル者ヲモ放任セリ、乗客トシテハ之ヲ咎ムルヲ避クルハ自然ナリ車掌ノ注意ヲ望ム

一〇ノ四二號 電車乗務員ノ言語ヲ明瞭ナラシムヘシ(市一六二)

一〇ノ四三號 電車々々掌ノ停留場ノ通告ハ高聲ニテ之ヲ爲サシムヘシ

(市六九〇) 現在ニ於ケル大部分ノ通告ハ其聲ノ小ナル爲メ殆ント聞キ取レル場合少シ、教習所ニ於テ發聲

訓練ヲ爲シ其ノ聲ヲ車内ニ徹底セシムルヤウスヘシ

一〇ノ四三號 市電車内ニ御膝送りノ標語ヲ掲クヘシ(市一三三)

一〇ノ四四號 電車飛乗飛降事故防止ノ一端トシテ局員及警官ノ停留場外ニ於テ飛乗飛降ヲ禁止スヘシ

(内 三二) 軌道ノ曲線部、坂路其ノ他乗客ノ電車ヲ待ツ場所等ニ局員ヲ配置セハ防止セラル、乗客モ遠慮セラル、ト思フ

一〇ノ四五號 電車内道德ヲ保ツヘシ

(内 一三七) 車内又ハ乗車券ニ、適當ナル乗客ニ對スル車内道德的意味ノモノヲ掲載スルコト

一〇ノ四六號 雨天ノ日ハ電車内ノ雨衣ヲ遠慮セシムヘシ

(市四六七) 雨降りノ日雨具ノママ電車ニ乗ルハ他ニ甚タ迷惑ヲ及ホス次ノ如キ標語ヲ作ラレタシ

一、雨衣ハ脱イテオ乘リ下サイ

一、雨合羽ヲ脱イテオ乘リ下サイ

若シ乗車シテカラハ

一、雨合羽ハオ脱キ下サイ

一〇ノ四七號 降雨ノ際電車内ニ於テ膝ヲ重ネヌ様ニ嚴禁スヘシ(市二六一)

一〇ノ四八號 不潔ナル着衣、臭氣ノ發散スル荷物ヲ携帶シテ乗車スルモノヲ取締ルヘシ

(市三三九) 電車乗務員ノ無能力默過スルカ取締マラレタシ、築地通りノ魚商ナト最モ甚シ

一〇ノ四九號 電車内ニ生魚籠ヲ持込ム事ヲ禁止スヘシ

(市五七七) 魚商、市會議員ノ反對アルモノ等ヲ退ケテ斷行サレタシ

一〇ノ四〇號 市電車内ニ持込ム小荷物ハ容積等身大以下ノモノニ制限スヘシ(市 二四九五)

(改 札)

一〇ノ四二號 乗客ハ昇降ヲ速ニシ、乗換切符モ早クヨリ請求スル様「ポスター」ニテ宣傳スヘシ

(市一三三)

一〇ノ四三號 車掌カ乗換切符ヲ渡ス時ハ可成乗換場所ヲ指示シテ渡スヘシ

(市一一二) 老年者田舎者ナトニハ仲々分カリ難シ夜間ハ尙更ノコトナルヲ以テ車掌カ切符ヲ渡ス時ハ可成

乗換場所ヲ明示シテ渡スヤウセラレ度シ

一〇ノ四三號 市電乗換場所通過後ニテモ適宜乗換券ヲ交付スヘシ

(市 一六〇) 電車内ノ混ミ合ヒト地理不案内ノタメ乗車直後乗換券要求ノ機ヲ失ヒシ場合ニハ便宜上乘換券

ヲ交付セラレタキコト

一〇ノ四四號 電車内混雜ノ時程車掌ヲシテ切符ヲ切ラシムヘシ(市 一七六)

(接 客)

一〇ノ四三五號

車掌、運轉手ハ乘客ニ對シ親切ニセシムヘシ(市一三三)(市一七七)

(市一八九) 電車乗務員中ニハ乘客ニ對シ不親切ナルモノ少カラス甚シキニ至リテハ乘客ニ對シ嘲罵リ暴言ヲナスモノアリ、之ハ乘客中ヨロシカラサルモノアルカ爲ナランモ努メテ親切丁寧ヲ以テ接シ不正乗車等ノ場合ト雖モ衆人中ニ於テ之ニ罵聲ヲ浴セカクルカ如キコトハ戒シメ以テ乘客ヲシテ愉快ニ乗車セシムル様取締ヲ嚴重ニスヘシ

一〇ノ四三六號

市電乗務員ノ暴戻不遜ノ態度ヲ改ムヘシ

(市一九二) 自治會カ出來テカラ甚シク暴戻不遜ノ態度ヲ執ル様ニナリ是程不愉快ノコトナシ
(市二〇四) 時々車掌監督ヲシテ實地ニ車掌ノ乘客取扱方ヲ監督シ注意セラレタシ
(市三三九) 乗務員ノ乘客ニ對シ無禮ノ言語動作ヲ爲スコトナカラムヘシ婦人小供ニ對シテ見兼ねルコトアリ

(市三六二) 態度不遜ナルモノ多シ、客ニ對シ苟モ不遜ノ態度ナキヲ要ス

(市八一七)(市八二七)

一〇ノ四三七號

車掌ノ乘客ニ對スル態度ヲ改ムヘシ

(市七〇二) 車掌中ニハ往々長距離ニ亘リ切符ヲ切りニ來ラス又停車場ノ指示不徹底ナルアリ

(發 車)

一〇ノ四三八號

電車ノ扉ノ閉塞前ニ發車信號スルヲ嚴禁スヘシ(市 二四九五)

(事 故)

一〇ノ四三九號

電車事故ニ關シ車掌ハ速ニ乘客ニ知レル範圍ノ事項ヲ告知スヘシ(特 二二二)

一〇ノ四三〇號

電車事故ヲ速ニ同一系統停留場ニ待合ス乘客ニ知ラシムル方法ヲ講スヘシ

(内三二七)

一〇ノ四三三號

電車ノ突發的事故ニ際シテハ監督ニ應急的措置ノ權限ヲ與ヘ乘客ノ便ヲ計ルヘシ

(特 二二二)

一〇ノ四三三號

電車事故發生ノ場合ハ至急解決ス可シ

(内一七八) 從來事故發生ニ際シ解決ニ至ル迄相當ノ時間ヲ要シツ、アルモ斯クテハ一般乘客ニ迷惑ヲ及スヲ以テ至急解決ヲ爲ス必要アリ

(交 替)

一〇ノ四三三號

市電乗務員ノ交代場所ノ交代時間ヲ速カニスヘシ(内 七六)

一〇ノ四三四號

電車々庫前ニ於ケル従業員ノ交替ヲ迅速ニスヘシ

(市五〇八) 此ノ生存競争ノ激シキ中ニ電車従來員ノ交替ニ際シ滿員ノ電車ヲ十分間モ停車サセ實ニ不誠意ノ態度ヲ持シ居レリ特ニ廣尾車庫ノ不都合ハ甚シ之等モ豫メ順々ニ仕度ヲナシ直ニ交替シ得ル様用意シ居ラハ左マテ難キ事ニ非ス

(市 一七三)

(其他)

一〇ノ四五號

運轉手ノ背後ノ扉ヲ開キ置クヘシ

(市 三七六) 運轉手ノ注意力ヲ尊重スル意ナルヤモ知レサレトソノ意圖ハ反テ達セラレス惡用サレ居レリ速ニ閉キ置ク事、暑氣ノ候特ニ然リ

(信號)

一〇ノ四六號

電車線ニ自動信號機ヲ增加シ信號手ヲ減スヘシ(特 四九)

(特 六九) 信號手ヲ三ヶ所以上配置スル分岐點ニハ自動信號機ヲ建設スルコト

(利害)

配車状態ヲ圓滑ナラシメ從來他機關ニ奪ハレツ、アリシ乗客ヲ吸收シ而モ人件費ヲ多大ニ節約シ得ヘシ

建設費 見込三萬八千圓

人件費節約年額 見込十三萬七千圓

差引 九萬九千圓純益

(特 一四三) 現在市内ノ交叉點分岐點ニ對立シテ信號轉轍ヲナセルハ待遇改善ノ意味ヨリスルモ道路交通ノ點ヨリ見ルモ時代錯誤ノ甚シキモノナリ。既ニ其意味ニ於テ半藏門三宅坂上野三橋等ノ電氣信

(市 一七三)

(其他)

一〇ノ四五號

運轉手ノ背後ノ扉ヲ開キ置クヘシ

(市 三七六) 運轉手ノ注意力ヲ尊重スル意ナルヤモ知レサレトソノ意圖ハ反テ達セラレス惡用サレ居レリ速ニ閉キ置ク事、暑氣ノ候特ニ然リ

(信號)

一〇ノ四六號

電車線ニ自動信號機ヲ增加シ信號手ヲ減スヘシ(特 四九)

(特 六九) 信號手ヲ三ヶ所以上配置スル分岐點ニハ自動信號機ヲ建設スルコト

(利害)

配車状態ヲ圓滑ナラシメ從來他機關ニ奪ハレツ、アリシ乗客ヲ吸收シ而モ人件費ヲ多大ニ節約シ得ヘシ

建設費 見込三萬八千圓

人件費節約年額 見込十三萬七千圓

差引 九萬九千圓純益

(特 一四三) 現在市内ノ交叉點分岐點ニ對立シテ信號轉轍ヲナセルハ待遇改善ノ意味ヨリスルモ道路交通ノ點ヨリ見ルモ時代錯誤ノ甚シキモノナリ。既ニ其意味ニ於テ半藏門三宅坂上野三橋等ノ電氣信

號並轉轍裝置ヲ設備シ殘餘ニ交叉點分岐點ニハ既ニ第一工事費中ニ計上セリト雖モ各種ノ關係ニテ容易ニ着手スルヲ得スノ年度割ノ促進ヲ望ムモノナリ、何トナレハ經費節約ノ點ヨリ見レハ例ヘハ三宅坂ノ如キハ設備費ハ約五千圓ニシテ、コレニヨリテ節約シ得タル人員ハ約八名ニシテ一人當リ年額經費一千圓トスレハ八千圓ノ節約トナリ設備費ハ六七ヶ月ノ間ニ償却シ推定壽命五年間ニ約三萬圓ノ節約トナル

(特 一八三) 現在信號手ニ支出スル人件費ハ甚ク大ナリ之ヲ電氣信號トシ人件費ヲ節約スヘシ

(特 二五一) 現在主要交叉點ニハ交通整理ノ爲電氣局ノ信號手ト交通巡查トヲ置クニ重制ヨリ起ル複雑ト不合理性ヲ脱スルニ於テハ經費ノ節約ヲ得ヘシ局ト警視廳兩者ハ協議適當ニ解決スヘシ、次ニ信號ノ確實ト人事ニヨル稍モスレハ起リ易キ乗客交通者ノ反感ヲ除ク爲ニ信號ノ機械化ヲ實現スヘシ

(特 九八)(特 二五九)

車輛設計及改善

一〇ノ四七號

市電新設計車輛ノ實現ヲ促進スヘシ

(特 六) 現在ノ車輛カ關西方面ハ勿論東京市外ノ夫レニ比シ甚ク遅レテ居リ一般乗客ハ其ノ狹隘ニテ低速ナルヲ不快ニ感セルハ事實ナリ此ノ改良策トシテハ現在ヨリモ一尺程幅廣キ鋼鐵製車輛ノ設計力車輛課ニ出來テ居ルカ之ヲ實現セシムヘク軌道ノ間隔カ改良サレテ居ナイノハ遺憾ナリ徒ニ減收トカ省線ニ乗客ヲ奪ハレル等ノ悲觀說ヲ止メテ之カ實現ヲ期スルコトカ乗客ヲ増ス一方

ナリ

一〇ノ四三六號 電車ノ型ヲ統一スシ

(特二五八) 現在ノ市電ニハ其ノ種類單車、ボギー車ノ二種、單車ハ一型、四百型ニ、ボギー車ハ、千型、千五百型、三千型、四千型、四千百型、四千二百型ニ分レ更ニモーター八十數種ニ及フ以上ノ修理ニ當リテ夫々ノ部分品、附屬品ヲ異ニシテ貯藏品、及ヒ機械修理ノ技術等ハモトヨリ其ノ複雑ナルコト驚ク可ク從テ之ニ要スル經費モ増大スルノ理ナリ、當局ハ購入ニ當リ統一シ能率ノ増進ヲ計ルヘシ

(内三一三) 數種ノ混用ハ操車上不便少カラス。故ニ中出、底床ノ二種トシ萬已ムヲ得サル系統ニアリテハ單車ノミ配屬シ、之ニ相當手當ヲ給シ、希望者ヲ之ニ充テ、不平ノ念ヲ去リ快ク執務セシムルコト

(市一一一) 車輛型式ハ現在使用ノ三〇〇型ヲ標準トシテ統一スヘシ

(特一八三)

一〇ノ四三九號 新造電車ハ大型ニスヘシ

(特七七一) 運轉能率ヲ増大シ料金ノ增收ヲ計ル一方法ナリ

(市四五二) 兩側ニ腰ヲ掛ケ且吊車ヲ持ツテ立ツモ尙中央ヲ樂ニ通行シ得ル程度(大阪市ノ大サ)ノ型ニ改良スル必要アリ

(市 七)

一〇ノ四四〇號 市電ノ車掌臺ヲ改善スヘシ

一〇ノ四二號 市電車々輛ヲ改善スヘシ

(市一八八) 現在市電車臺ハ區々ニ分レ且一般狭小ニシテ内部ノ設備モ不完全ナルモノ多シ宜シク之カ改善ヲナシ少クトモ大阪市電位ノ大キサト設備トニナスヘシ且ツ現在市電運轉速力ハ實ニ遅ク不便且不快ヲ感スルコト多シ依テ之カ速力ノ増加ヲ計リ以テ市電非難ニ對スル緩和ヲ圖ルヘシ

一〇ノ四三號 電車車輛ヲ改善スヘシ

(特一八三) ボギー電車ノ外手捲式制動機アリ空氣制動機ニ比シ勞務大ナレハ迅速ニ改善ヲ望ム
車體改良ノ際ハ左ノ如クスヘシ
腰掛ヲ可成高クスルコト(足ヲ前ニ出サス車内ノ通行モ容易ニナルヘシ)
幅ヲ廣クシ全部中央ニ入口アルボギー車トスヘシ
(市二二二) (市三七八)(市五四八)(市三三二)(二三九七)

一〇ノ四三號 割引電車々體ヲ改良スヘシ

(市 七) 混雜緩和ヨリ多クノ人々ニ割引ノ利用セシムル爲メ座席ヲ廢シ立席ノミニテ七十人以上乗リ得ル様設備サレ度シ

一〇ノ四四號 電車ノ後部ニ「タンク」ヲ附屬セシメテ撒水スヘシ

(内一七四) 軌道ハ石面ナル上ニ絶ヘス電車ノ運轉セル爲メ直ニ乾燥スルヲ以テ常時撒水スル必要アルモ普通ノ撒水ニヨルトキハ「レール」ノ凹部ニ水溜ヲ生シ鐵及枕木ヲ腐蝕スル虞アルニ付特別ノ設備ニヨリ絶エス撒水ノ必要アリ、各車庫ヘ電車水槽付一噸ノモノヲ備付ケルトセハ一軌道ノ撒

水ハ一往復ニテ充分ナリ、一軌道約六哩(三里、約七千坪)

一〇ノ四五號 ハンドブレーキ電車ヲ撤廢スヘシ(市三三二)

一〇ノ四六號 「ヘッドライト」ヲ車外ニ取付クヘシ

(内二七一) 現在ノ「ヘッドライト」ハ内側ニ取付ケアル故ニ約七八寸許リ内部ニ突出シアリ之カ爲「ポール」ノ取扱ヒニ充分ノ力ヲ出ス能ハス斷線等ノ事故ヲ多カラシムルモノト認ム

一〇ノ四七號 電車警鈴ヲ警笛ニ改造スヘシ

(市二二二) 省線式トスヘシ

(特 六九)

一〇ノ四八號 市電信鈴装置ヲ改善スヘシ

(市三六四) 電車發車停車用信鈴ヲ、今少シ的確ナル合圖ノ出來得ルヤウ、完全ニ装置スヘシ

(内二七一) 現在低床電車ヲ除ク外車掌臺ノ右側ニ取附ケアルヲ左側ニ改メラレタシ

一、發車ニ際シ客ノ乗降ヲ充分注意シツ、安全ト認メタルトキ直チニ合圖ヲナシ得

二、滿員ノ際車内ヲ整理シ次ノ停留場ニテ運轉臺ヨリ車掌臺ニ來リ信號セムトスルニ相當ノ時

間ヲ要シ爲ニ遅延ノ因トナル

一〇ノ四九號 電車ノトロリポール及ロツクフエンダーヲ改良スヘシ

(内 四九) 現在ノ二本ポールニハ幾多ノ缺點アリ、又第一ロツクフエンダーモ速カニ廢スヘシ

(音 響)

一〇ノ五〇號 市電省電ノ音響ヲ少カラシムル様ニ研究スヘシ

(市二二二) 近傍住民ノ困惑スル所ナリ

一〇ノ五一號 電車ノ雜音ヲ發セサル様改良スヘシ(市 一三九)

一〇ノ五二號 電車ノ振動ハ保健上有害ニ付キ少クスヘシ(市一四三)

(意 匠)

一〇ノ五三號 電車ノ製作ニ就テハ意匠等ニ付留意スヘシ

(特一四一) 電車ノ構造竝内部ノ裝飾ニ就テハ相當ナル圖案ノ専門家ヲ聘シ其體裁及調和等ヲ圖リ都市ノ面目ヲ維持スヘシ

一〇ノ五四號 電車々體ハ橙黄色塗リトナスヘシ

(特四一一) 一、經濟上現在使用シツ、アル「オリブ色」ヨリモ橙黄色ハ價格ニ於テ廉ナリ

二、危險防止ノ上ヨリ觀テ橙黄色ハ「オリブ」色ヨリモ目ニ付キ易シ

三、外觀上ノ風趣ヨリスルモ街路樹ノ繁茂セル市街トノ調和上橙黄色ハ「オリブ色」ニ勝レ

一〇ノ四五五號 電車々輛ヲ褐色又ハ明ルキ色ニテ塗色スヘシ

(内 一一一) 綠色ノ車體ハ汚損シ易ク陰氣ナリ、故ニ茶褐色又ハ明カルキ色彩ニ變更セラレタシ

(車内設備)

一〇ノ四五六號 電車吊革ニ番號ヲ附スヘシ

(市 一三〇) 電車混ミ合ヒ等ノ節ニ中程ノ吊革ニ空アルモ入ラス入口近キ吊革ノ下ニ立チ益々混雜ヲ増サシムルカ如キモノアリカ、ル場合吊革ニ番號アレハ「何番ノ方ハ何番ノ吊革ヘ願ヒマス」ト車掌ハ一々乗客ヲ指示シ得テ整理ニ頗ル便利ナラン

一〇ノ四七號 電車内吊革ヲ改良スヘシ(市 一七三)

一〇ノ四六八號 電車内ノ設備ヲ完全ニスヘシ

(市 一七九) 電車内ハ夏蒸暑ク不衛生ナリ衛生的設備ヲ完備シ又遠隔ノ乗客ノ荷物ヲ載スヘキ網棚ヲ設置サレタシ

(市 三九二) 市電ニ網棚ヲ作ルヘシ

一〇ノ四五九號 市電内換氣装置ヲ改ムヘシ

(市 三四) 現在ノ車輛ハ窓ト電燈取付個所ニ於ケル數十ノ小孔ノ外何等換氣装置ナク、然カモ之等ノ窓ハ開放サレル場合ハ極メテ少キ有様ニテ當局ノ之ノ方面ニ於ル調査及ヒ設備甚ク満足シ得ス、若シ窓ヲ開放セントスルモ日光、寒氣、降雨等ノタメ換氣ノ用ヲ爲ス場合頗ル制限サルルカ如シ、

將來ハ車内空氣吸引器ノ如キ積極的装置ヲ採用セラレムコトヲ希望ス

(内 二五八) 雨天又ハ寒中電車内ノ換氣ヲ乗務員ニ勵行セシメ之ニ關シ電車内ニ適當ノ設備ヲ考慮セラレタシ

(内 七六) 車内通風装置ヲ改善スヘシ

一〇ノ四五〇號 電車内ノ照明ヲ改善スヘシ(内 七六)

(車輛清掃及車内衛生)

一〇ノ四三號 電車々庫ニ於ケル車體清掃ノ設備ヲ今少シク完備セシムヘシ

(特 二二) 電車々庫ニ於ケル車體清掃ノ設備ハ他都市ノモノニ比シテ遺憾ノ點尠カラス

一〇ノ四三號 電車ノ「ポール」ノ根本ヲ清掃シ整頓スヘシ

(市 二七一) クリスノ鏽、古筭等ヲ備ヘ置キ不體裁ヲナクスヘシ

一〇ノ四三號 車庫又ハ終點等ニ適當ナル塵落シヲ行フヘシ(内 一〇三)

一〇ノ四四號 市電車體ヲ清潔ニスヘシ

(三〇二) 乗客ノ感シテ尊重シ感シ良クスル爲ト美觀ノ爲メ提案ス

(市 一九一) 車輛ノ清潔ハ衛生上ノミナラス車輛ノ生命ニモ影響多シ故ニ提案ス

(市 二一八) 撒水掃除ヲナシ窓硝子ヲ清潔ナラシムヘシ

(内 七六) (内 七七) (内 二二一) (内 三七七) (市 一六五)

一〇ノ四七五號 電車内ニ水ヲ撒クコトヲ怠ラヌ様スヘシ(市二六一)

(砂塵防止)

一〇ノ四六六號 市電車内ノ塵芥ヲ防止スヘシ

(市三〇二) デッキノ油引キトス

(車内標識)

一〇ノ四六七號 市内電車内ニ次キノ停留場ヲ告知スル標識ヲ設置スヘシ

(市六八八) 車掌ノ言葉カ車内ニ徹底セサル爲メ土地不案内ナル乗客ハ不便不勘、故ニ電車内ニ於テ次キノ

停留場ヲ知ルコトヲ得ル標識ヲ設クヘシ

(市三ノ内) 電車ニ乗車中自己ノ下車スヘキ停留場判明セサルタメ往々間違ヒヲ生スルコトアリ車掌モ次停

留場ヲ呼フコトアルモ満員ノ場合ハ全般ニ亘リ聞キ取レス殊ニ田舎娘ナトハ隣接ノ人ニ聞クモ

恥カシク爲メニ下車スヘキ停留場ヲ誤ルコトアリ故ニ考研シテ車中ニ次々ノ停留場ヲ標示スヘ

キモノヲ設置スルハ極メテ必要ナリ

一〇ノ四六八號 電車内何レノ場所ヨリモ明瞭ニ看取シ得ル如クソノ運轉系統ヲ揭示スヘシ

(特三〇八)

一〇ノ四六九號 電車内ニ方向表示板ヲ装置スヘシ

(内 一三三) 新式ボギー電車ニハ外面ヨリ見ル時ハ方向カ見エルモ乗車レスハ車内ヨリ全々方向ノ見エサル

憾アリ

(内二八一) 電車内廣告板ノ所ニ次ノ停留場名ヲ表ハシ得ル装置ヲセラレタシ尙乗替ノ場所ナラハ其ノ乗替

ノ方向モ同様表示サレタシ

(市一五四) 省線電車内ニ於ケル方向表示ニ類スルモノヲ設ケルコト

(内一一三)

一〇ノ四七〇號 市電行先標示札ヲ改良スヘシ

(第一三六) 現在ヨリモ大ナル標識板ヲ車輛ノ後部ニ揭示シ經由交叉點名ヲ記入スヘシ

一〇ノ四七一號 電車内ニハ洩ナク運轉系統圖停留場名圖及市營自動車運轉系統圖ヲ揭示シ各停留

場ニハ各停留場名圖ヲ掲クヘシ(市五五八)

一〇ノ四七二號 市電方向幕及車體番號ヲ凡ヘテ一樣ニ右書ニ改メ、成ル可ク大文字ニ改ムヘシ

(市三七四) 日本字ヲ右カラ書クコトハ日本字本來ノ特色ナリ、日本固有ノ文化ヲ尊重スル意味ヨリシテ、

斷然電車ノ方向表示ヲ右書ニスルコト

(市二二五) 現在テハ電車ハ左書自動車カ右書土地不案内者ニハ不便少カラス、スヘテ右書ヲ可トス

(内一九六)

一〇ノ四七三號 市電車内ノ揭示ニ假名文字使用ヲ廢止スヘシ

(市三四三) 假名文字ハ讀ミ難ク、幾度モ讀ミ直サ、レハ判讀シ得ス。故ニ見易ク讀易キ様ニ假名書ヲ廢サレタキコト

一〇ノ四七四號 電車内ノ揭示ニ明瞭ナル字體解リ易キ言葉ヲ用フヘシ(市五五三)

一〇ノ四七五號 電車内ニ地圖ヲ掲クヘシ

(内二七二) 降車停留所ノ不明ナル乗客ノ爲メ市内竝ニ近傍ノ地圖ヲ車内ニ掲クル時ハ車掌ニ質ス必要ナク非常ニ便利ナリ

道軌工務

(軌道工事)

一〇ノ四七六號 軌道其ノ他ノ工事ハ可成朝夕ノ「ラツシユアワー」ヲ避ケ尙出來得ヘ可クハ夜間

施工スヘシ

(市 六) 混雜ヲ増サシメサル爲ニ必要ナリ、夜間作業ニヨル増賃ハ仕事ノ能率増進ニヨリテ差引勘定○トナルコト可能ナルヲ信ス

(特 二二)

一〇ノ四七七號 日比谷、尾張町ノ如キ十字路ニ於テハ高架式ニ重交叉トシ一般ノ交通ト區別スルノミナラス電車ノ交叉モ自由ナラシメ運轉能率ヲ増進セシムヘシ(特 六九)

一〇ノ四七八號 電車軌道ノ耐久力ノ増加ヲ講究シ實施スヘシ(特三二九)

一〇ノ四七九號 軌道鋪裝方法ヲ考究シ實施スヘシ(特三二九)

一〇ノ四八〇號 電車軌道ノ現在行ハル、改良工事ヲ更新スヘシ

(特三三九) 現在ノ改良工事ハ經費ヲ要スルノミナラス維持修理費ニ多額ヲ要スルカ故ニ軌道ノ構造ハ寧ロ砂利ヲ以テ枕木ノ下ヲ撞キ固メ上部鋪裝ノ基礎トナルヘキ薄キ「コンクリート」ヲ施シ鋪裝ハ規格ヲ改メタル花崗板石ヲ張り立ツルニ於テハ多大ノ經費ヲ節減シ得ヘシ外見モ決シテ不體裁ニナラス宜シク改ム可シ

一〇ノ四八一號 道路ノ軌道部分鋪裝ノ對久的改良ヲ圖ルヘシ(市一二九)

一〇ノ四八二號 電車軌道ノ修繕ニ際シ其ノ完全ヲ期スル爲メニ其ノ區間ハ運轉ヲ中止スヘシ

(市 一六九)

一〇ノ四八三號 車體ヲ省線程度ノ廣軌トスヘシ(市一一二)

一〇ノ四八四號 軌幅ヲ擴張スヘシ(市三二二)(市五四八)

一〇ノ四八五號 市電線路ノ「ゲージ」ヲ改ムヘシ

(市 七三) 特殊事情アリト稱シテ東京市ノ「ゲージ」ハ四呎六吋ナリト聞ク、然レ共大阪ノ電車ニ比較シテ甚タ窮瘡ナリ。大震災ノ時、大阪ノ電車ヲ東京ニ利用スルコト能ハサリシ如キハ、不便ノ最タル實例ナリ。依ツテ標準「ゲージ」ニ改ムヘシ。尙、將來凡テノコトニ特殊事情ヲ持出サ、ルコト

一〇ノ四八六 市電、終點路線ヲ改良スヘシ

(市三八一) 現行(第一圖)ニテハ一方ニ多數ノ電車停車シ、通行ニ甚ク不便ナリ。且、降車客モ遠方ニテ降サレル不便アリ、故ニ關西式(第二圖)ニ改良スルコト。但、P點ニ一人ヲ要スルモ、自働裝置ニセハ可ナラン(圖ハ略ス)

一〇ノ四八七號 軌道工事ノ際兩方ノ取ハメ敷石モ同事ニ工事スヘシ

(市四五一) 軌道工事ノ際兩方ノ取ハメ敷石ヲ後廻シニスル爲通行人ニ依リ之ヲ破壊サル事アリ、之カ工事モ共ニ了シ又見易キ場所ニ通行止ノ札ヲ掲ケラルヘシ

一〇ノ四八八號 電車軌道ノ修繕工事ハ一度ニ行フヘシ

(市四五一) 從來ノ如ク同一ヶ所ニ於テ一部宛工事ヲ行フ時ハ其度數ノ重ナルニ從ヒ却テ軌道ヲ損スルニ至ルヲ以テ同一ヶ所ノ修繕工事ハ同時ニ行フ必要アリ

一〇ノ四八九號 電車ノ軌道修築不充分ノ爲動搖音響甚クシ改良スヘシ(市五九四)

一〇ノ四九〇號 側柱ノ傾斜ヲ直立セシムヘシ(内三二七)

軌道計畫

(民間移讓)

一〇ノ四九二號 電車事業ノ經營ヲ民營トスヘシ

(特 八八) 「經營難ノ原因」

(1) 對外的ニハ料金ノ均一制

(2) 對内的ニハ、運轉能率ノ不振、尨大ナル芝浦工場ノ存在、自治會ノ存在

「對策」

先ツ對内的ニ最大原因タル自治會ノ存在ハ本市交通事業ノ痼腫トモ稱スヘク之ノ病源ヲ艾除セサレハ百年河清ヲ待ツニ似タリ。故ニ事業ノ營業主體ヲ民間ニ委シ市ハ事業上ノ財産及絶對管督權ヲ保持シ、營業主體ノ交替ハ共ニ勞働組合ノ根本的立直シヲ爲スヘキモノト信ス

一〇ノ四九三號 市電ヲ民營トスヘシ

(市 三六) 嚴重ナ條件付ニテ拂下ケルコト車體ヲ廣ク樂ニ乘レル様改良セシムコト軌道使用料ヲ取ルコト

一〇ノ四九三號 電氣局交通計畫中理由アルモノハ民間經營ヲ許可シ市内交通ヲ整理スヘシ

(内一一七)

電車及軌道計畫

(交通計畫)

一〇ノ四九四號 本市路面電車計畫ヲ改廢スヘシ

(特 六一) 改廢事項

本市路面電車ノ從來ノ計畫ノ一トシテ現在ノ複線架空式電車線路ヲ單線架空式ニ改變スル計畫

アリ、コレ甚タ時機ヲ得サル計畫ニシテコノ方針ノ下ニ莫大ナル投資ヲ行フ更リニ現狀ニ於テ一部ノ新設線路ヲ除キテハ從來ノ複線架空式ヲ採用シ軌道ハ最モ簡單ニシテ經濟的ナル方法ヲ以テ鋪裝ヲ行ヒ經費ノ節減ヲ計リ車輛ノ改良市内未設線ノ開通ヲ促進スルニ意ヲ用フルヲ可トス

理由

從來ノ複線架空式ヲ單線式ニ改變スルハ優ニ今後十數年ヲ要スヘシ之カ實現ノ曉ハ地下、其他高速度鐵道ハ大ナル發達ヲ來スヘキハ明ニシテ、今日ノ儘ヲ以テ進マハ路面電車事業ハ益々悲況ニ陥ルヘシ、尙且單線式ニナセハ大イナル經費ノ縮少可能ナリトノ論アレト改變ニ際シ施設ノ一ツトシテ軌道ニ對シ電氣工場規程第二百二十三條ニ依ル施設ヲ行フ事ヲ要シ莫大ナル費用ヲ投セサル可ラサルノミナラス之カ補修費モ又從來ニ比シ増大スヘシ、殊ニ單線架空式ノ利點ト稱セラル、運轉ヲ圓滑ナラシムル利點ソノ他饋電線電車線ニ對スル費用ヲ節減シ得ル點等ハ單ナル理論トシテハ之ヲ肯定シ得レトモ、本市ノ如ク運轉系統ノ複雜セル軌道ニ於テハソノ特徵ヲ充分發揮スルヲ得ス

一〇ノ四九五號

大東京ヲ目標トスル交通事業ヲ確立スヘシ

(特二五一) 本市ノ交通事業ハ其ノ動脈トシテ路面電車、其ノ補助ニ省線及乗合自動車ヲ以テス、然ルニ路面電車ノ行詰レル際大震災後住民ノ移動ハ都市外ニ膨脹ノ傾向ヲ帶ヒ之ノ趨勢ヲ察シシ工期十五ケ年ヲ以テ地下鐵道ノ計畫成ル、然シテ本市ハ單ニ現在ノ市交通ノミヲ以テ目標トセス近接八十四ヶ町村ヲ以テ形成スル大東京市ノモトニ計畫セラレサル可ラス然モ現在郊外ニ交通機能

ヲ爲シ居ルハ私營郊外電車ニシテ之ハ營利會社ノ常トシテ營利本位ナルハ止ムヲ得サルモ遺憾ノ點多シ、即チ今大東京ヲ目標トスル交通事業確立ノ要ヲ認ム

一、大東京圏内郊外電鐵ヲ統一シ之ニ市内地下鐵道ヲ結ヒ以テ大東京高速度交通網ヲ完成スルコト

二、地下鐵道ノ完成年限ヲ十年後ニ短縮實施スルコト

三、路面電車ハ地下鐵道完成迄ハ主要ノ交通機關タル立場ニ推移スヘキモノナルヲ以テ該方針ノ下ニ經營セラルヘキモ完成迄ハ其ノ使命ヲ果シ得ル如ク經濟的安定策ヲ講スルコト

一〇ノ四九六號

路面電車ニ關シ將來交通計畫ヲ樹立スヘシ

(內三二五)

交通ノ發達ハ政治上經濟上必然的ニ人口ヲ都會ニ集中セシメ人口ノ集中ハ都市ニ於ケル各種ノ社會問題例ヘハ勞働問題思想問題救貧問題風紀衛生問題等ノ如キヲ醸生セシメタノテアルカ併シ更ニ交通ノ發達ニヨリ都市内外ノ高速度電車等ノ設備充分ナルニ至リ遠距離ヨリ通勤スル勞働者等ヲ運輸シ得ルニ至ラハ彼等モ亦安靜ナル田園生活ヲ味フ事ヲ得シ、道路ト路面電車トノ關係ハ舊ノ如クナラス實際道路上ニ敷設サレタル殺風景ナ軌道上ニ彼ノ分歧ノ自由ト速力トヲ制限サレタル電車ノ運行スルノヲ見レハ聊カ舊時代ノ遺物タルノ感ナシトセス斯クテ或ル場合ニハ電車ハ寧ロ交通ノ妨害ヲナセルモノニテ新設道路ハ進ンテ新時代ノ交通機關タル自動車ト提携セントセリ恐ラクハ優勝劣敗ノ法則ノ適用ヲ受ケ久シカラスシテ電車ノ慘敗ヲ見ルナラン要スルニ鐵道軌道萬能ノ時代ハ却ツテ自動車ノ時代トナレル事ハ確カナリ而シ是ハ歐米ニ於テハ現實ノ現象テアルカ只我方國ニ於テハ未タ自動車使用ノ端緒ニアルニ過キス而カモ之ヲ贅澤

視スル時代ノ過キ去リシ事ノミハ確カナラン

(省線拂下)

一〇ノ四七號 歳入増加ノ方法トシテ東京市ヲ圍繞スル省線及其ノ他ノ連絡線ノ政府ヨリ讓渡ヲ請願スヘシ(特二〇六)

一〇ノ四九號 省線電車ノ本市交通系統ニ屬スル山手、京濱線ノ一部ヲ拂下ケ大東京トシテノ交通機關ノ統一ヲ計ルヘシ(特四一一)

一〇ノ四九號 山手、中央ノ兩電ヲ鐵道省ヨリ讓渡セシムヘシ
(市一九一) 市電網統一ノタメ提案ス

一〇ノ五〇號 全市電車網ノ統一的經營ヲ實現セシムヘシ

(特三七四) 省線、市電ノ經營者ノ相異ヨリ來タル市電ノ減收救済ト市民ニ及ホス惡影響ヲナクスタメ之ヲ提唱ス

- 第一案 現在ノ省線電車區間全部ヲ市ニ讓受ケ賃率其他一切ノ施設ハ將來發展スヘキ高速度運輸ノ場合ニモ適合シ得ル様統一經營スヘシ
- 第二案 市内及山手環狀線ヲ讓受クルコト
- 第三案 市内及山手環狀線電車區間賃率ヲ協定スヘシ

(調査委員會)

一〇ノ五二號 市電氣局ハ調査委員會ヲ組織シ堅實ナル大方針ヲ確立スヘシ

(特二五五) 市電氣局ハ強制執行ニ依リ市民ヲ立退カシメ買收用地ニ軌道敷設モセス、新築工事モ中止、建物ノ模様替等全ク無方針ニテ多額ノ經費ヲ空費スルノ現状ナリ速カニ堅實ナル財政計畫ト事業方針ノ確立ノ爲ニ調査委員會ヲ設置スヘシ

(軌道)

一〇ノ五三號 無軌道電車ヲ採用スヘシ

(特三二六) 現在ノ電車ヲ最モ有利便宜トスルモ軌道ノ敷設並ニ保持ニ巨額ノ費用ヲ要ス之ヲ以テ多數乘客ノ豫想スルコト能ハサル路線ニ於テ軌道ヲ敷設スルハ收支ノ均衡ヲ失スル怖アリ之ノ故ニ乗合自動車ヲ以テ相當スル路線ニ於テハ無軌道電車ヲ使用スルヲ最モ經濟的ニシテ且乘客輸送ノ能率ヲ良好ナラシム

一〇ノ五三號 地下鐵道完成後ニ於ケル路面電車減收ノ對策ヲ講スヘシ

(特九九) 地下鐵道完成後ニ於ケル地上電車ノ收入減ハ當然ノ歸趨ナリ、根本的ニ其ノ對策ヲ樹立スル必要アリ

一〇ノ五四號 單線布設ヲナスヘシ

(特二五六) 經費節約

一〇ノ五〇五號 電氣軌道ヲ改善スヘシ

(特三二六)

道路ノ幅員ヲ擴張スルコトナク電車軌道ノ延長計畫ニ關スルコト。往復ヲ同一路線ニ敷設スルハ用地費ニ巨額ノ經費ヲ要スルニ付キ新線ノ擴張ヲ阻害スル傾向アリ、此ノ弊ヲ避ケ軌道ノ擴張ヲ計ルニハ米國「フライデルフキヤ」市ノ例ニ從ヒ一道路ニ單線軌道ヲ敷設シ往復トハ線路ヲ別ニシテ隣接街路ニ別々ニ平行シテ敷設スル方針ヲ採ルニ於テハ建設費ヲ節約スルコト莫大ニシテ本市軌道建設上非常ナル利益ヲ得テ且交通機關ノ發達ヲ期シ得ヘシ

本市ニ廣軌(タンダートゲージ)採用ノコト、本市電車軌道ハ狹少ナリ之ヲ以テ車輛ノ構造ニ制限アリ從テ乘客收容ノ容量ヲ狹少ニシ混雜ヲ緩和シ運輸能率ヲ擧クルコト難シ之ヲ以テ廣軌電車道ヲ採用スルトキハ其能率ニ於テハ面目ヲ一新スル所アルヘキハ明々タル事實ナリトス且廣軌ヲ採用スルニ於テハ車輛ノ構造ニ關シテモ世界各國ニ於ケル共通ノ規格ヲ用ユルコトヲ得機械器具ノ購入其他ニ關シ非常ナル利益アリトス、然シテ現在ノ狹軌ヲ廣軌ニ改メルニハ可能ノ線路ニ對シ更ニ一條ノ軌道ヲ設備シ片路線路ヲ軌道三本トシ、廣軌道電車及狹軌道電車ヲ共用運轉セシメ可能ニ從ツテ漸進主義ニ依テ改良セントスルニアリ、此方法ハ曾テ京都市ニ於テ實施セラレ又米國ニ於テハ「ロスアンゼルス」市ニ於テ見ル所ナリ

一〇ノ五〇六號 電車軌道建設計畫ハ比較的収益アル路線ヲ先ニ建設スヘシ

(特一〇七)

一、例ヘハ江戸川護國寺間ノ線路ヲ後ニシ巢鴨板橋間ヲ先キニスルカ如シ

(未成線)

一〇ノ五〇七號 電車ノ未成線ノ完成ヲ促進スヘシ

(特一七三)

市外特別料金區間ヲ必要トス

(内 五九)(内二二一)(市二四七)(特 二二)

一〇ノ五〇八號 路面電車未成線工事ハ經濟界ノ恢復及高速度鐵道一部竣工迄延期シ軌道敷設竣工セル個所ハ市營乘合自動車營業ヲ開始スヘシ

(特 一六)

本市ノ路面電車未成線ハ主要線ナラサルニ不拘軌道敷設費ハ壹哩當貳拾五萬圓内外ヲ要スルカ故ニ未成線全部ヲ建設センニハ八九百萬圓ヲ投下セサルヘカラス斯クノ如キハ事業經營上危險千萬ナリトス而テ高速度鐵道ノ路面電車ニ及ホス影響及經濟界恢復ノ狀態ヲ具ニ調査研究ノ上本問題ヲ解決セラレンコトヲ望ム故ニ緊急ノ方策トシテ路面電車軌道敷設既ニ竣工セル個所ニハ市營乘合自動車ヲ開通スヘシ

一〇ノ五〇九號 電車軌道ノ新設ヲ中止シ電氣局ノ財政ヲ根本的ニ整理スヘシ

(特三〇三)

乘客ノ混雜緩和ハ運轉系統ノ整理及自動車線ノ増加ニ依リ目的ヲ達スヘシ

(架空線)

一〇ノ五二〇號 單線架空式トスヘシ

(特一七七) 車掌ヲ要セス運轉手一人ニテ運轉ヲナシ得發車停車ノ信號乘車券回收ハ停車場ニ於ケル従業員ニヨルコト

(特一八三) 單線架空線ハ運轉能率ヲ増進シ經費ヲ節約ス

一〇ノ五二一號 單線架空式ノ實現上何等實現ノ見込立タサルモノハ放棄スヘシ

(特三三九) 右單線架空式ノ軌道設備上監督官廳ニ於テ八釜敷條件ヲ付シ地下埋設物ノ防護ヲナサシムルヲ以テ軌道トシテハ多大ノ犠牲ヲ拂ヒ居レリ何等實現ノ見込ミナキハ放棄スヘシ

(市内軌道計畫)

一〇ノ五二三號 山手方面交通機關ヲ整備スヘシ

(特二二五) 人口密度ヲ増スニ道狭ク不便ニテ消防、衛生等危険ナリ、電車、道路ニ於テ一帯一貫セル環狀横斷線ナキヲ遺憾トス

一〇ノ五二三號 市内交通機關ノ統一ヲ圖ルヘシ

(内一一七) 自動車、路面電車、地下鐵道ハ東京市ニ於テ必ス統一スヘシ

- 一、市内ノ計畫線ノ縮少ニヨル費用ヲ以テ郊外ニ延長シ市自ラ土地住宅ノ模範經營ヲナスヘシ
- 二、地下鐵道ノ車輛ハ製作前二年間研究セシメ十年間位ハ標準型トシテ使用スルコト路面電車ノ如ク多種類ノ車輛ハ運轉能率ニ支障アリ

一〇ノ五四號 江東ニ市電環狀線ヲ新設スヘシ

(特二五三) 柳島終點ヨリ龜戸天神線ヲ過リ錦糸堀環江ノ兩終點ヲ經洲崎終點ニ連絡セシムルコト、所要時間ノ節約、商工業ノ發達、收益確實ナリ

一〇ノ五五號 市内電車軌道新設ヲナスヘシ

(市一六) 護國寺前ヨリ音羽町、山吹町、中里町、天神町、柳町(市ケ谷)仲ノ町ヲ經テ四谷大通ニ出ツル線ヲ新設スヘシ、市民ノ便利ノ爲メ

(市四三〇) 江戸川橋ヨリ牛込柳町鹽町ニ貫通スル電車線路ヲ新設スヘシ

(市五六七) 早稻田、牛込柳町、四谷見附ニ通スル軌道ヲ新設スヘシ

一〇ノ五六號 牛込區市谷谷町及臺町兩町附近ニ電車ヲ開通セシムヘシ

(市自六六〇)

牛込區市谷谷町及臺町ハ東京市内中尤モ交通不便ナル土地ニシテ何レノ電車停留場ニ至ルモ約十五分間ヲ要ス兩町附近ニ通過スル電車ノ敷設ヲ急速ニ實現スヘシ
(内二九六) 東京市ヲ環ル省電線路以外ニ市電ヲ延長スルトキハ乗換其ノ他歩行スルコト少キカ爲市電利用者増加シ從ツテ收入ヲ増加スルコトヲ得ヘント信ス

(市三七八五) (市三七七七)

一〇ノ五七號 環狀山手線(鐵道省)各驛ニ市電ノ連絡ヲトルヘシ

(内二〇二) 市收入増加方法トシテ

一〇ノ五八號 市電省電ノ連絡ヲ保ツヘシ

(市 七) 市電省電兩方ヲ利用スル人々ノ利便ノ爲實現セシムヘシ

(市外軌道計畫)

一〇ノ五九號 郊外電車ノ市營統一ヲ圖ルヘシ(特一〇六)

一〇ノ五〇號 郊外ニ環狀線並ニ放射電車ヲ敷設スヘシ(内一九二)

一〇ノ五二號 電車ノ郊外路線ノ開發ヲナスヘシ

(特三六三) 以テ電車收入ノ増加ヲ圖ルヘシ

一〇ノ五三號 芝區五反田ニ至ル未成線ノ完成ヲ速ニスヘシ

(市 一六) 必要上立退後退ヲ命セシ者ノ内ソノ實行ヲ濫ル狡猾者ノ横暴ヲ許スノ結果トナリテ市民ノ市政

ニ對スル不信ノ基トナルノ虞アリ

一〇ノ五三號 巢鴨板橋間及其他郊外電車ヲ新設スヘシ

(内一七八) 不便ヲ感シツ、アル巢鴨板橋間及其他ノ郊外ニ對シ至急電車ヲ新設スル必要アリ

(市 一六) 高田馬場下ヨリ牛込見附前ニ至ル線ヲ新設スヘシ、市民ノ便利ノ爲メ、高田馬場驛下ヨリ下戸

塚町源兵衛、牛込喜久井町、榎町、天神町、矢來町、寺町肴町神樂坂ヲ經テ牛込見附ニ至ル、但、此線人家密接シ繁華地ナルト沿道高燥ナル地故地下線トスルヲ便ト認ム

(市 一六) 池袋驛ヨリ護國寺前ニ至ル市電ヲ新設スヘシ、市郡ノ連絡ヲ圓滑ナラシメル爲メ、豫定線ノ實行ニ着手サレ度シ

(市 一六) 早稻田終點ト省線目白驛トノ連絡線ヲ新設スヘシ

(市 一六) 市郡ノ連絡ヲ圓滑トスル爲メ、市及鐵道省ヨリ學習院(目白)ニ交渉シ院内崖地樹木地ヲ線路幅丈ケ譲リ受ク(其先私有地モ同様)雜司ヶ谷鬼子母神通リニ至リ南折シテ面影橋經由早稻田終點ニ至レハ民家ノ買收立退キ等ノ困難ナシ

(市四六九) 三河島ニ通スル電車ヲ新設スヘシ

(市四六九) 府下三河島ハ市近接三大町村ノ一ニシテ十有萬ノ人口アリ之ニ對シ一條ノ電車ノ便ナシ是カ一日モ早く敷設セラレムコトヲ望ム

一〇ノ五四號 市ニ於ケル電車未成線計畫ヲ打切郡部ニ延長スヘシ

(特三二六) 窮乏セル軌道經濟ヲ救済スルノミナラス今ヤ路面電車ノ時代ヨリ自動車及地下鐵道ノ利用時代ニ移リタルニヨリ市内ニ於ケル未成線計畫ヲ郡部延長線ニ變更スルコト

一〇ノ五五號 郊外線ノ延長ヲナスヘシ

(特 四九) 郊外ニ於ケル電鐵ノ施設ナキ場所ニ市營ノ電氣鐵ヲ敷設シ交通ノ利便ヲ計ルト共ニ區間制賃金ヲ實施シ延イテハ市内線ノ均一制料金ヲ改革スヘシ

(特一八〇) 省線電車乗客ヘノ對策トシテ目黒、エビス、中溝谷、大塚等省線ニ近キ終點ヲ延長シテ郊外居住者ヲ悉ク吸收シテ乗換ナク都心ニ運ブヘシ

(特三二九) 增收ヲ圖ル方法トシテ

- 一、軌道ヲ郡部ニ延長シ郊外居住者ノ便ヲ計リ特定料金ニヨリ增收ヲ圖ル
- 二、軌道未完ノ内ハ乗合自動車ヲ運轉ス

(内 三七)

市電減收ノ原因ニ(一)大震災、(二)不景氣、(三)乗客潮流ノ變動等アルカ其ノ中第三ノ乗客ノ潮流ニ就イテハ郊外線ヲ延長スルコトニ依リ防止スルコト出來得ルト思フ郊外線延長ニ因リ震災ニ依テ郊外ニ住居セル客ヲ回收スルコトヲ得ルト共ニ私設鐵道ノ跋扈ヲ防キ得ル其ノ結果都市計劃ノ支障ヲ除去シ得ル利アリ、乗外線延長着手ノ前提トシテ左記ノ事項ヲ調査セラルヘシ

一、乗客ノ變動

二、郊外ノ地形ト將來ノ發達ノ見込

三、賃金ヲ市外ト市内トヲ共通ニスルカ又ハ特別ニスルカ而シ之ハ共通ニスルコトカ乗客回收ニ適當ナリ

(内二二七)

市電增收ノ一方策トシテ省線各驛ニ連絡ヲトリ、左ノ延長線ヲ敷設スヘシ

一、巢鴨ヨリ板橋ニ至ル間

二、目黒ヨリ競馬場ニ至ル間

三、護國寺江戸川中間ヨリ目白ヲ經テ哲學堂又ハ武藏野高校附近

四、五段目戸越間

(市五三二)

交通ノ至便ニ依ル住宅難ノ緩和ヲ圖ルハ目下ノ急務ナリ

(市七三三)

速ニ隣接町村ノ併合ヲ圖リ市電車ヲ延長完備シテ郊外住民ノ便益ヲ計ルヘシ

(特三八六) (内 三七) (市七三七)

一〇ノ五六號

飛鳥山線ヲ市内迄延長スヘシ

(市四五一)

一般ノ人々ノ便益ノ爲飛鳥山線ヲ市内迄延長スヘシ

一〇ノ五七號

駒込飛鳥山間ノ電車ヲ王子驛前迄延長スヘシ

(市六八八)

交通機關ハ相互ニ聯絡スルコトニ依テ愈々其眞價ヲ發揚スルモノナルト共ニ同地點ニモ相當電車ノ開通ヲ仰望スル者多數アレハナリ

(工) 場

一〇ノ五六號

電氣局工場復興建築ヲ速進スヘシ

(特 六)

市復興事業ハ豫算アルモ資金之ニ伴ハサルタメ工場ノ如キ僅カニ其一部分落成ヲ見タルノミニテ全部ノ完成ハ何年度ナルカ見込ナキ有様ナリ、現在ノ豚小屋ノ如キバラック又ハ廢電車中ノ執務作業ハ其ノ能率上ハ勿論保健衛生並ニ勞働問題處理上ニ影響頗ル甚大ナルモノアリ資金ノ充實ヲ得テ工事ノ速成ヲ望ム

一〇ノ五九號

芝浦工場ヲ改善スヘシ

(工) 場

(特 五八) 一、本工場ハ局用車輛ノ部分品製作、修理ノ爲ニ設置セラレタルモノナルカ常ニ軌道事業經營ノ影響ヲ受ケ作業ニ繁閑アリ近來著シク閑ナルモ事業規模ノ伸縮、従業員ノ整理ヲ爲サス僅カノ仕事ニ長時間ヲ要スル有様ニテ能率全クアカラス

二、労働組合ノ困難ハ工賃ノ向上(最高平均一、四〇圓)停止スル所ヲ知ラス工場經濟維持ノ爲ニ工賃單價値下ヲ圖リテナラス爲ニ材料費ヲ工賃ニ振替彌縫ノ有様ナリ

一〇ノ五三〇號 電氣局工場ヲ改善シ車輛改善ヲ促進セシムヘシ

(特 二二) 東京市電氣局ノ車輛ハ關西ノ諸都市ノ車輛ニ對シテハ勿論近クノモノニ比シテモ尙遺憾ナカラ遜色ナント云フヲ得ス

一〇ノ五三二號 電氣局工場ヲ整理スヘシ

(特三二二) 電氣局工場ハ之ヲ製造工場トスルニハ不利ニシテ單價カ却テ高價トナルノミナラス整備シタル製造工場ノ製品程ノ精巧ヲ望ミ難シ然レハ之ヲ修理工場トシ能率ノ上ル様施設スル方有利ニシテ經濟的ト思フ之レハ車輛課ニ於テ調査スレハ詳細明カナリ

一〇ノ五三三號 電氣局被服工場ヲ擴大シ之カ利用ヲ計ルヘシ

(特一〇四) 掃除監督以下特殊吏員ノ被服製作ハ勿論一般職員ニシテ被服ノ自辦ヲ餘儀ナクセラル、者ノ爲ニ工場ヲ開放シ廉價供給スヘシ

一〇ノ五三三號 市各種工場ヲ擴張シ各局課ヲシテ之ヲ利用セシムヘシ

(特一八一) 電氣局芝浦工場被服工場印刷工場ノ如キ各局課之ヲ利用セシメ自動車修理ノ如キハ電氣局自動

車等ヲシテ之ヲ爲サシム

一〇ノ五三四號 電氣局工場數ヲ減シ車輛ノ新造ハ請負トナサシムヘシ(特三二八)

一〇ノ五三五號 電氣局車輛工場印刷工場被服工場ハ民間ノ工場發達シタル今日相當改廢スヘシ

(特三二二)

一〇ノ五三六號 車輛修繕用部分品ノ自給制度ヲ改廢スヘシ

(内一一一) 電氣局工場ニ於テ製作自給シツ、アル製品ハ製作日數長キニ拘ラス粗惡ニシテ高價ナリ、而シテ製作工場ハ最大必要數ヲ規準トシ製作ヲナス時ハ必要時期ニ製産過多ニ陥リ、從ツテ勞銀ノ徒費ヲ來ス故ニ單價ノ騰貴ヲ免レス、此處ニ於テ最小必要數ノ時期ヲ標準トシ優秀ナル製品ヲ得ル事ニ留意シ製品以上ニ必要數ノ生セル時ハ外註ニ依ルヲ得策トス

一〇ノ五三七號 電氣局各工場ニ於ケル製品ハ高價ノ批難アリ管理及製作ノ改善方法ヲ講究スヘシ

(特三二九)

電氣事業

(電 源)

一〇ノ五三八號 市營發電所ヲ建設スヘシ

(特 四九) 低廉ナル動力ヲ供給スル爲提案ス
(特 六九)

一〇ノ五九號 水力發電所ヲ施設スヘシ

(特 九五) 將來水道局土木局電氣局及建築課關係ニナル工場等ノ計劃及ヒ塵埃處理關係等各種ノ方面ニ益々電力ノ需要ハ増加ス之等ニ對シ總テヲ私設會社ノ供給ニ俟ツテハ一時的經濟上利アルナランモ近キ將來ニテハ不利トナラン速ニ水力發電所ノ設備ヲナスヘシ

(特三三一)

一〇ノ五〇號 電力自給ノ計劃ヲ樹立スヘシ

(特三二六) 電源自給ノ途ナキ電氣事業ノ經營ハ事業自體ニ於ケル根本的缺陷ナリ

(特 六九) (特二五一) (特二五七) (特三二七)

一〇ノ五二號 電源ノ確立ヲ期スヘシ

(特一〇四) 理由。市直營火力發電所ヲ芝浦ニ備ヘラル、モ右ハ渴水期ノ豫備ニ付電源問題ハ本市ニ取リ脅威ナリ宜シク既設會社ノ買收、送電上ノ權利ヲ有スル會社ノ權利ヲ買收スヘシ

一〇ノ五三號 廢物利用ニ依リ發電計劃ヲナスヘシ

(特七二九) 塵芥焼却ニ依リ發電セルハ米國ニユーヨーク市ニ於テ其ノ例ヲ見ル、先年本市ニ於テ巨費ヲ投シテ岸一太博士ノ調査完成シタルニ理事者ノ交迭ニ依テ之カ實施ヲ見ルコト能ハサルニ至リタルハ遺憾ナリ之レカ完成ヲ期センコトヲ望ム

一〇ノ五三號 自家發電設備ヲ充實セシメ購入電力料金ノ低減ヲ圖ルヘシ

(特三七九) 即チ尖頭負荷ヲ自大發電設備ニヨリテ取り購入電力ノ荷重率ヲ高メ以テ電力會社ノ收入ヲ減セ

(電力供給事業)

一〇ノ五四號 電氣供給事業ヲ市ニ於テ統一スヘシ

(特一〇三) 所謂三電協定ハ最近更新セラレタリト云フモ畢竟一時的ノモノニシテ早晚根本的ノ改革ヲ要スルハ明ナリ、依ツテ市營若クハ私營統一ニ付徹底的考慮ヲ希望ス

(特一二五)

(方法) 東京電燈ト協議ノ上需要家ノ交換ヲ行ヒ各區各隣接町村ニ散在スル電燈數馬力數ヲ或一定ノ地區ニ綜合シ業務上ノ能率ヲ良クシ經費ヲ省キ漸次市内全部市營タルヘキノ基礎ヲ作ルヘシ各事業者ハ保線亦業務上各其ノ費用ヲ負擔シ且ツ二重ノ費用ヲ投シ各市民カ此無駄ナル費用ヲ負擔シ而モ各事業者ハ能率低キ業務ヲ續ケ居レハナリ

(内一九一)

- 1、架空配電權ヲ獲得シ、東電ト横斷的競争ニ出ルコト
- 2、市外ニ對スル供給ニ付テハ三電協定ニ依ラサルコト
- 3、市内外ノ十キロ以上ノ大々需要ニ對シテハ特別低廉ナル料金ヲ以テ大々的ニ吸收策ヲ講スルコト

一〇ノ五五號 電氣供給事業ニ屬スル工作物交換ノ對策ヲナスヘシ

(特一〇四) 供給事業ハ過去幾多ノ難關ヲ經テ近時安定ノ域ニ入りタリト雖モ單ニ今日ノ如キ東電トノ間ニ供給地域並料金ノ協定ヲ見ルコトヲ以テ満足ト爲スヲ得ス即チ現在ノ協定方法ハ互ニ權利ヲ侵犯セサルコトヲ條件ニシ新規ニ起ル工作物ノ維持ニツキ區域ノ劃定並料金ノ統一ヲ爲シタルニ

過キサルカ故ニ依然トシテ一地域ニ二重ノ投資ヲ免レス加フルニ協定外ノ東京電力ノ介入ハ同一地帯ニ三重ノ放資ヲ現出シ不經濟ナルコト贅言ヲ要セス、京都市及京都電燈ノ例ニ倣ヒ截然タル地域劃定ヲ行フコト難シトスルモ尙且比較的容易ノ解決策トシテ目下區劃整理中ニ在ルヲ機トシ市ノ普通供給區域内ニ所在スル芝本郷兩區ノ東電工作物ハ全部之ヲ市ニ讓受ケ之ニ代フニ市ノ特別區域ニ在ル工作物ヲ東電ニ移讓スルコトヲ得サルヤ、資本二重放資ヨリ轉シテ營業費ノ節約ト共ニ事業ノ堅實ナル發達ニ効果アルヘシ、更ニ根本策トシテ市營統一民營拂下等方
法ナキニアラサレトモ此等ハ歴史的關係ノ外政策ノ伴フモノアルヲ以テ容易ニ解決ヲ見ル能ハ
ス本文ノ如ク震災地帯ノ工作物交換ヲ爲スコトハ比較的容易ナラシムルモノナリ

(電線)

16、五六號

(特1011)

一、本邦各都市ノ道路ノ兩側ニ電氣事業者ノ電柱林立シテ街路ノ美觀ヲ損シ又事業上ノ支障大ナリ然レ共全部ノ電線ヲ地中線ト成スハ經濟及技術上ヨリ困難ナル故架空電線路ノ存在ヲ認メル物トシテ論ヲ進メン、現今ノ道路法ニヨレハ人車路ノ別アル街路ニテハ境界下水ノ歩道側ニ建テルコト、ナレルモ電氣工作物規定ニヨレハ通路ノ一側ハ通信線等ノ弱電流、他側ハ電力、等強電流ヲ架設スルコト、ナレリ、而シテ本市ニ於テハ弱電流線側ニハ遞信省、警視廳、陸海軍等ノ電信電話線、又強電流側ニハ東京電燈會社アリ、主要道路ニハ市電氣局電車用鐵柱ヲ建設スル故ニ多數ノ電線類ノ混亂想像ニ難カラス、獨リ外見上ノミナラス、電氣工作物規程ニヨル線間々隔モ自然嚴守セント欲スルモナシ得サルコト少カラス

二、共同電柱

右ヲ根本的ニ解決スルタメニ、道路ノ兩側ニ相當ノ高サト強度ト耐久力トヲ有スル電柱ヲ一定ノ間隔ニ建設シ之ニ秩序正シク各電氣事業者ノ電線路ヲ添架シ、共同セシムルニ於テハ管ニ不體裁不便ヲ除キ得ルノミナラス、國家經濟ノ見地ヨリ見ルモ有利ナルハ論ナシ

三、共同電柱標準構造

強電流側共同事業者

東京電燈株式會社(電燈電力線)

東京市電氣局(電車線、支持線、電燈線)

弱電流側

遞信省(通信線)

警視廳(通信線)

東京市電氣局(電車線、支持線、電氣時計線、通信線)

東京電燈株式會社(通信線)

其他

標準柱間距離 二十五米

標準柱地上高	強電流側	十一米五〇〇
	弱電流側	十一米五〇〇
標準柱荷重	強電流側	一萬一千五〇〇瓦
	弱電流側	一萬一千五〇〇瓦

(別紙圖面略)

四、共同電柱使用道路

本柱ハ全市ノ強弱電流孰レカニ電氣事業者以上ノ線路ノアル道路全部ニ亙リ實行スヘキヲ可トスルモ當面刻下ノ問題トシテハ左記ノ二種トス

イ、復興局施行新設道路ニシテ電氣鐵道ヲ布設スル道路

ロ、既設道路中兩側擴築ノタメ、既設電柱全部ノ移轉ヲ必要トスル道路

五、工事ノ方法

本柱ノ新設ハ復興局ニ於テ施行シ、腕木取付及電線架設等ハ各事業者ニ於テ施行スルモ一方法トス、本柱ハ完成後市ニ引繼クモノトス

六、管理

建設後使用料ノ徵取維持補修ハ本市ニ於テ之ヲ爲シ、腕木及電線等ノ維持補修ハ各事業者之ヲ行フ

七、使用條例案

第一條 東京市(以下單ニ市ト稱ス)ハ市内ノ路線ヲ選定シテ、電柱ヲ建設シ、其路線ニ

於テハ各電氣事業者(以下單ニ事業者ト稱ス)ノ所有ニカ、ル總テノ架空電線開閉器、

保安器、變壓器其他ノ附屬物ヲ添架セシムルモノトス、前項ノ電氣事業者トハ電燈、電

力、電車、電信、電話信號線ヲ供給管理ス 官民事業者ヲ指ス

第二條 鐵塔、木柱、鐵筋混凝土柱ハ本使用條例ニ所謂共同電柱ニ包含スルモノトス

第三條 共同電柱ニ添架スヘキ電柱使用料ハ一箇年ニ就キ左記ノ金額ヲ電線ノ腕木數ト第

四條ニ規定セル係數ニヨリ換算セル變壓器分線函引込用腕木電車支持線ノ數トノ和ヲ以

テ除シ、之ニ當該事業者ノ使用セル腕木數(換算セルモノ)ヲ乗シタルモノトス

電柱地上高	電柱一本一箇年使用料金		
	鐵柱	木柱	鐵筋混凝土柱
七、〇〇米迄			
八、五〇米迄			
一〇、〇〇米迄			
一一、五〇米迄			
一三、〇〇米迄			
一四、〇〇米迄			
一六、〇〇米迄			
一六、〇〇米以上			

第四條 腕木換算係數ヲ左ノ如ク定ム

變壓器 定格出力合計 十五キロヴォルトアンペア以內 一、五

同 同 三十同 三、〇

同 同 三十同 四、五

分線函及作業臺 一個ニツキ 〇、八

引込用腕木 一本ニツキ 〇、八

電車用スパン線

同

一、五

以上ニ含まレサルモノハ別ニ規定スルモノトス

第五條 第三條ニ規定セル使用料ハ片割計算トシ毎年六月及十二月ノ兩度ニ前六箇月分ヲ事業者ヨリ市ニ支拂フヘシ

第六條 腕木取付及電線碍子其他ノ物ノ架設ハ各事業者ニ於テ施行シ且又之ヲ保存スルモノトス

第七條 電柱支柱支線ノ建設及保守ハ市ニ於テナスモノトス

第八條 事業者ニ於テ其電線ヲ添架セル腕木ニ變壓器(變壓器ノミヲ別ノ腕木ニ載セタル場合ヲ除ク)開閉器保安器引込線等ヲ取付クルモ之カタメ第三條ノ使用料ヲ増加セサルモノトス

第九條 添架ノ電線數ハ引込線ヲ除キ腕木一本ニ就キ左ノ制限ヲ超過スルヲ得ス

直徑 三耗ニ達セサルモノ 八本

直徑 三耗以上ノモノ 四本

第十條 電氣工作物規程本則第三十三條第二項ニヨリ高壓低壓毎ニ各所屬ノ腕木ヲ區劃シ色別其他ノ方法ヲ以テ其所有者ヲ明ニスヘシ、コノ實施法ハ別ニ規定ス

第十一條 事業ニ於テ電線路増設ノ必要ニ應ジテ支線支柱ヲ新設シ、又電柱ノ建設ヲ必要トスル時ハ各事業者ニ於テ市ニ認可ヲ求メテ施行スルモノトス

第十二條 前條ノ場合ニ於テ市カ施工シテ費用ヲ當該事業者ニ請求スルコトアルヘシ、ソノ時ニハ事業者ハ市ニ工費ノ明細書ノ證明ヲ求ムルコトヲ得、又關係事業者ハ工事ニ立

會スルコトヲ得

第十三條 第十一條ノ場合ニ於テソノ電柱支線ハ市ノ所有ニ歸ス、電柱ヲ建換ヘタル時ハ當該事業者ノ電柱使用料ハ其電柱ノ再建換ヲナスニ至ルマテ免除ス

第十四條 電柱添架腕木數ヲ變更シタル場合ニハ市ハ翌月末日迄ニ當該電柱關係事業者ニ通知スルモノトス

一〇ノ五四號

半市半民ノ電力線路(二二、〇〇〇一六六、〇〇〇)會社ヲ新設スヘシ

(特三七九) 會社所有ノ電力線路ヲ各電力事業社ニ貸與シテ料金ヲ徵收シ一定率ノ納金ヲ市ニ納メシム、線路ハ暗渠内ニ敷設スルコト

(變電所)

一〇ノ五四號

變電所ノ電壓ヲ調整改善スヘシ

(特五四) 經營節減ノタメナリ

一〇ノ五九號

電氣局軌道事業豫算ニ計上シアル新設變電所ハ手働式變電所ノ計畫ナリ之ヲ自働式變電所ニ變更スヘシ

(特三七七) 自働變電所ハ是迄經驗淺キ爲ニ聊カ運轉上不安ニ感セシモ實驗ノ結果運轉確實ナルコトヲ認め

ラレ且ツ建設費モ今日ニテハ手働式變電所ト略同額ニテ建設スル事ヲ得而テ運轉費ニ於テハ人件費ヲ要セサルヲ以テ頗ル經濟的ナリ

(變電所)

一〇ノ五〇號 市電電壓所、變電所出張所ヲ至急本建築トスヘシ(内一六〇)

一〇ノ五二號 電氣ノ動力料金ノ値下ヲ爲スヘシ

(内一七四) 動力ハ工業發展ノ爲メ海外ト競争シ事業ノ進歩ヲ圖ル必要アリ出來得ル限りノ値下ヲ要ス
一、廿萬馬力以下ハ一區ヲ金四錢トシ馬力最低料金ヲ四圓トス

一〇ノ五三號 電氣料金ヲ即時二三割値下斷行スヘシ

(市 三六) 家庭電化ノタメナリ

一〇ノ五三號 電力装置ノ料金ニ様ヲ廢止スヘシ

(内一七四) 現在ニ於テハ電力装置ニシテ家庭電熱ト普通電力トニ對シニ様ノ料金ヲ徵收シツ、アルモ電熱
普及ノ爲同一料金ニ改正スル必要アリ

電燈

(電氣供給)

一〇ノ五四號 電燈供給事業ヲ市營ニ統一スヘシ

(内二五三) 東京電燈會社ヲ買收シ電力ノ統一ヲ計ルヘシ
(市三二八)(市三二九)(内四七一)

一〇ノ五五號 停電ノ場合ハ供給事業者間ニ於テ互ニ一時的切替ヲナシ送電スヘシ

(内一七四) 都市ニ於ケル電燈電力ハ日常缺ク可カラサルモノニシテ日々起ル停電事故ハ市民ニ對スル損害
多大ナルモノアリ故ニ出來得ル限り市民ニ及ス迷惑ノ少カラシム事ニ努ルムノ要アリ

一〇ノ五六號 市電ト東京電燈トノ協定區域ヲ撤廢スヘシ

(市 九二) 停電ノ場合東電ヲモ使用シ得ハ夜間ノ仕事能率ノ上ニ多大ノ利アラン、兩區ノ境ニ在ル者ハ特
ニソレヲ痛感シツ、アリ

一〇ノ五七號 電燈會社ノ橫暴ヲ取締ルヘシ

(市二九一) 獨占事業ノ害甚シ、運動費(賄賂)ノ有無ニヨツテ工事ノ遲速アルカ如キハ公然ノ秘密ナリ
市長直營外ナレトモ市民利益ノ爲大斧ヲ振ハレン事ヲ望ム

一〇ノ五八號 市電燈ニ停電多シ注意スヘシ(市一三二)

一〇ノ五九號 定額電燈ノ晝間消燈ヲ勵行スヘシ

(特 五四) 經費節減ノタメ必要トス
(市五二九) 夜間就寢後モ一般家庭内ノ電燈ヲ消サシムヘシ、但シ五個以上使用ノ者ニハ半數ヲ消燈セシメ
十燭光以上ハ總テ五燭光トスルコト

(内三二七)(内四六〇)

一〇ノ五六號 市電ノ外燈街燈ノ晝間點燈ヲ取締ルヘシ

(特三七五) 東京電燈株式會社ノモノハ殆ント消燈セリ市電ノミ點燈スルハ空費ノ甚タシキモノト認ム尙盜
用ヲ嚴重取ルヘシ

一〇ノ五二號 特約ヲ存スル以外ノ電燈ニ對シテハ一齊ニ晝間送電ヲ廢スヘシ

(市六八九) 無用ナル晝間ノ外燈又ハ定額燈ニ送電ヲ爲スコトニ依テ費消セラル、電力ハ畢竟市民ノ負擔ニ歸スルモノナレハ市民ノ利害ヲ顧慮シ如斯不經濟ナル送電ヲ慎ムヘシ

一〇ノ五三號 各家及街頭ノ電燈點滅丈ハ一定ノ時間ニ依ラス當日ノ明暗ニ依リ市ニ於テ點滅スヘシ(市六九五)

(電氣使用料)

一〇ノ五三號 電燈料金及電熱料金ノ値下ヲ爲ス可シ

(内一七四) 現在ノ料金計算法ノ複雑ナルト料金高キ爲メ充分ニ使用シ得サルニヨル

一、一燈當五K_m迄金十錢トシ以上ハ一K_m金五錢トス

二、最低料金ハ一燈當一K_mトス

家庭ニ於テ薪炭ニ代用セシムルニハ高價ニ過ク而シテ市民ニ電氣ノ知識ヲ普及セントスルニハ料金ノ値下ヲ要ス

一、一K_m金三錢トス

二、一K_m最低金三圓トス

(市三二八) 低減方法ヲ講究シ實施スヘシ

(市二二二) 伊澤長市就任當時、既ニ具申シアル改良方法ニヨレハ、現在ノ料金ノ三分ノ一ニ値下ケスルコ

ヲ得

(市二四八) 多數公共ノ生活ニ直接利害關係ニアル電燈、水道、瓦斯等ノ料金ハ市民生活ノ簡易ヲ圖ル爲メ可及的營利方針ヲ避クヘキナリ

(内三二九) (内三三〇) (内三三一) (内三三四) (内三四三) (市三七一三三三) (市三三三三三三) (市三三三三三三)

三〇 (市三三三三三三)

一〇ノ五四號 電燈三十分以上ノ停電ニ對シテハ料金ノ割戻ヲナサシムヘシ(市七〇〇)

一〇ノ五五號 電燈料ヲ値下シ手数料工事費等ノ附隨的料金ヲ廢止スヘシ

(市三三三三三三) (市三三三三三三) (市三三三三三三) (市三三三三三三)

(裝置修繕)

一〇ノ五六號 電燈設備二燈以上ハ使用目的ノ如何ヲ問ハス計量器ヲ備付ケ從量制ニ改正スヘシ

(内一七四) 現在ニ於ケル從量制ハ三燈以上トセルモ料金ノ高價ナルト市民ノ電氣ニ關スル知識ナキ爲定額

制ニヨル者多クシテ電氣ノ冗用頗ル多シ故ニ改正ニヨリ之カ防止ヲ爲ス必要アリ

一〇ノ五七號 町内街路燈及路次外燈ヲ獎勵シ時間點滅器ヲ取付クヘシ

(内一七四) 市内全般ニ從量制トナルトキハ個人ノ經濟上門燈ヲ消燈スルハ不得已可ク街路ノ暗黒ハ警備上

重大問題ナルヲ以テ常夜燈ノ必要アリ而シテ現今ノ如ク日中點火ニヨル電氣ノ冗用ヲ防止センカ爲メ時間點滅器(タイムスイッチ)ノ取付ヲ爲ス可シ

一〇ノ五八號 電燈供給ニ關シ市民ノ便益ヲ圖ルヘシ

（市二八五）一、電燈ノメートル計量器ヲ屋外又ハ出口ニ取付ケル様會社ニ注意セラレタシ

二、電力供給ノ規定ヲ極ク解リ易ク書キ少クトモ年一回各需用家ニ配布セラレタシ

一〇ノ五九號 電燈計量器検査人ノ態度ヲ改ムヘシ（内三二七）

（街頭照明）

一〇ノ五〇號 商店街前ノ電車沿線ノ「ポールライト」ノ燭光ヲ卅ニ燭光ヨリ八十燭光位ニ増加スヘシ

（内三一三）一般歩行者ニ便益ヲ與フルト同時ニ電車事故豫防ノ一助トモナルヘシ

（其他）

一〇ノ五二號 電燈新增設工事ニ於ケル實工事費ヲ廢止スヘシ

（内三八）普通場所ノ普通工事施行ニ依ル多少ノ高低價ハ均一工事ト見做スカ至當テアル特ニ超過分徴收

ナトハ獎勵金マテ支出シテ増燈獎勵ヲ爲シタ手前矛盾ノ感アリ

地下鐵道ニ關スル事項

一〇ノ五三號 高速度電鐵ヲ計畫スヘシ（特一七三）

一〇ノ五三號 高速鐵道高架式ヲ江東方面ヨリ速成スヘシ（特一二二）

一〇ノ五四號 市營地下鐵道ヲ急設スヘシ市、五五五）

一〇ノ五五號 地下鐵道ヲ市營トスヘシ（市三二八）

一〇ノ五六號 路下高速度鐵道ハ必ス市營トシ計畫通り竣工セシムヘシ

（特 一六）高速度鐵道開通ノ曉ハ沿線ノ路面電車乗客ハ三割乃至五割ノ激減ヲ來スヘキコトハ火ヲ睹ルヨ

リモ瞭ナリ從ツテ市民ノ便益思スヘシ、然ルニ路面電車ノ従業員ハ三割乃至五割ノ過剩ヲ生ス

ヘシ、高速度鐵道市營トナリセハ路面電車従業員ハ高速度鐵道ノ竣工スルニ從ヒ路面ヨリ路下

ニ移動スレハ可ナリサスレハ多數ノ失業者多數ノ飢民ヲ出スノ要ナカラシ

一〇ノ五七號 高速地下鐵道事業ノ完成ヲ速進スヘシ

（特 六一）現在該事業ハ市會其他ニ於テアラユル束縛ヲウケ、自然事業ハ停滯シ勝ナル事ヨリ見テ、市民

一日モ早く高速鐵道ノ恩惠ニ浴セシムル爲最モ自由ナル立場ヲ有スル民間有力事業家ニ銳意コ

ノ事業ニ當ラシムル方可ナルヘシ

（特一八七）市内交通機關ノ完備ハ交通問題ノミナラス都市住民ノ道德問題ナリ

（特一五五）（特一六七）（特一八七）（特三二七）（特三二九）（内一九一）（内二二一）

一〇ノ五八號 地下鐵道ヲ市ニテ統一完成スヘシ（市一一一）

一〇ノ五九號

地下鐵道市營ヲ確立スヘシ

(特四〇一) 地下鐵經營ハ本市交通問題唯一ノ解決策ニシテ市營バスノ大擴張ト共ニ電氣局更生ノ途他ナシ
路面軌道時代ハ過キタリ地下鐵道及市營バスノ私營ノ如キハ斷然不可ナリ

一〇ノ五〇號

地下鐵道ハ目下ノ急ニ應スル爲民間ニ拂下クヘシ

(内二五三) 但將來ハ買收シテ市ノ交通體系ニ加フルコト

一〇ノ五一號

地下鐵ノ市營ヲ中止シ民營ニ移スヘシ

(市五五三) 之カ市營ハ理論上可トスルモ財政窮乏且又爲ニ電氣局長ヲ臺灣ヨリ招カサル可ラサルカ如人オ
缺乏セル東京市ノ之カ經營ハ好果ナカルヘキヲ恐ル

一〇ノ五二號

地下鐵道ヲ私營セシムル場合ハ過去道路擴張ニ要シタル費用ヲ徵收スヘシ(市五一二)

一〇ノ五三號

本市地下鐵道工事ヲ促進シ路面電車ヲ縮少スヘシ(特 三二)

一〇ノ五四號

地下鐵道及「ケーブルカー」ノ施設ヲ速進スヘシ

(内二一五) 地下鐵道及ケーブルカーノ施設ヲ速進セシメ通行ハ多ク之ニ依ラシメ以テ地上ヲ住民ノ運動場
トナスヘシ

一〇ノ五五號

市營地下鐵道ノ停留場ヲ務メテ現在ノ路面電車ノ交叉點ノ中間ニ設クヘシ

(市 六七) 理由 地下鐵道開通ノ曉ハ現在ノ中間ニアル停留場ヲ廢止シテ速力ヲ増進シ得ル故ナリ

一〇ノ五六號

高速鐵道ノ敷設及之ニ關シ諸法規ノ改正ニ對スル調査會ヲ設立スヘシ

(特一三七) 高速鐵道ノ建設ヲ一日モ早ク實施スルコトハ市民ノ經濟生活ヲ援クル所以ニシテ且將來路面電

車ヲ經濟的窮地ヨリ救フ根本策ナリ

建設總工費ヲ五〇%市債二〇%沿線不動産所有受益ハ三〇%乗車料ノ割合ニ負擔トセハ建設

極メテ容易ナリ故ニ之ニ關スル諸法規ノ改正ヲ提議セラル、コト緊急問題ナリ從ツテ之カ調

査委員會ノ設立ヲ望ム

乗合自動車運轉ニ關スル事項

(運轉業務)

(運轉系統及運轉區間)

一〇ノ五七號

市營自動車ノ區間運轉系統ヲ改善スヘシ

(市 三五) 哩數ノミニテ區間ヲ定メス乗換場所等乗客ノ利用ヲ主トシテ制定サレ度シ

一〇ノ五八號

乗合自動車ノ運轉系統ヲ增加スヘシ(市一一)

一〇ノ五九號

市營自動車ノ各線ニ就テ區間ノ整理ヲスヘシ

(内 七六) 一運轉系統ヲ一區又ハ二區程度ニサレタシ例ヘハ大久保ヨリ東京驛マテ現在三區間ヲ大久保、

(内二六一) 飯田橋、東京驛ノ二區間ノ如ク

一〇ノ五〇號

均一制循環自動車ヲ新設スヘシ(市二二)

乗合自動車(運轉業務、運轉系統及運轉區間)

(市五七二) 郊外地ト都心ノ連絡ハ高速電車カ其使命ナルハ勿論ナリ循環自動車ハ之ニ從屬的ニ短距離乘客ヲ可及的經濟的ニ又ハ市内相互ノ連絡ノ爲ニ必要ナリ、大塚―御徒町―水天宮―築地―四谷―柳町―護國寺

(配車)

一〇ノ五二號 上野淺草間運轉自動車數ヲ増加スヘシ

(内一五五) 市街自動車ハ連續的ニ運轉シテ居ルニ市ノバスハ十二三分ニ一回ヲ爲シ、爲ニ五分間ニ十人位ツ、集合スル乘客ヲ全部市街自動車ニ吸收サレ概算年額二萬四千五百二十八圓程ノ損失ヲナシ居レリ

一〇ノ五三號 電車通りノ市街ニ對シ市電乗合自動車ノ交通ヲ廢止スヘシ

(内八〇六) 本市カ人口ニ比シ市街道路ノ狹隘ナルハ熟知ノ事實ナリト雖モ特ニ大震災後至ル所架橋並ニ道路工事始マリ折角コンクリート市街道路落成シ安全ナリト喜フモ僅ノ間ニシテ直チニ掘り返シ往來ノ危險ナルコト徒步者ハ生命ヲ賭スルニ非サレハ外出出來難ク非常ナル苦心ト危險トヲ以テセサルヘカラサル状態ナレハ電車通ニ對シテハ自動車ノ通行ヲ廢スヘシ

(運轉時間)

一〇ノ五三號 圓太郎自動車運轉ノ時間ヲ延長スヘシ

(市一四) 市民ノ利便ノ爲メ

(執務改善)

一〇ノ五四號 圓太郎乗合自動車女車掌ノ執務ニ關シ改善ヲ加フヘシ

(市一六二) 時ニ乘客ヲシテ不快ノ感ヲ抱カシムルコト少カラス

一〇ノ五五號 市經營乗合自動車乗車定員ヲ明示シ無理ニ乗車セシメサル様ニスヘシ(内二六一)

一〇ノ五六號 市自動車ハ電車ト並行シテ停車セシメサルヤウニシ相當間隔ヲ置キ停車セシムヘシ(市一四九)

一〇ノ五七號 市自動車運轉事故ヲ防止スヘシ

(特二七二) 本市自動車運轉手ノ業務上人ヲ負傷セシメ又ハ死ニ致シタル件數ハ震災直後最モ多カリシカ今日ニ於テモ尙ホ絶無ナリト云フ能ハス從ツテ今迄本市カ示談金又ハ見舞金ノ名目ヲ以テ支拂ヒタル金額ハ多額ニ上ルナリ、斯ル事故ノ絶滅ヲ期スルコトハ固ヨリ不能ナルモ運轉手ニシテ一層操縦上ノ注意ヲ拂ヒ本市モ亦運轉手ノ監督賞罰ヲ嚴ニスルニ於テハ事故件數ヲ少クシ以テ消極的ニ經費ノ節約ヲ行フヲ得ヘシ

乗合貨銀及乗車券

一〇ノ五八號 乗合自動車の賃銀ノ値上ヲナスヘシ

(特一八〇) 賃銀區域ノ制ヲ設ケラレタル上東京乗合自動車株式會社等ト協定シテ値上ヲ行フヘシ、該會社ノ經濟狀態ヨリ見ルニ本協定ハ難事ニ非サルヲ知ル

一〇ノ五九號 市乗合自動車賃金ヲ一區十錢二區十五錢均一ト改正スヘシ

(市三〇一) 現行乗合自動車一區七錢ハ短距離市電利用者ヲ圓太郎利用者トナシ長距離ヲ短時間ニ行ク自動車本來ノ使命ヲ短距離利用者ノ頻繁ナル乗降ニヨリ阻害サレル爲遠距離圓太郎利用者ヲ少ナクスル憾ミアリ

一〇ノ六〇號 市營自動車賃ヲ値下スヘシ(内三三〇)(市三七一三六七)

一〇ノ六一號 パス所有者ノ圓太郎乗車ヲ禁スヘシ

(市三〇三) パス所持者ハ一般乗客ヨリ横着ニシテ他人ノ迷惑ヲ顧慮セス

一〇ノ六二號 市營自動車ノ乗換券ヲモ發行スヘシ(市三五)(市二二二)

(乗合自動車設計保管維持分配)

(車輛及設備)

一〇ノ六三號 市營乗合自動車ヲ電氣自動車トスヘシ

(特三七八) 現在市購入ノ鬼怒川電力會社ヨリノ電力ハ朝夕ノ「ラッシュアワー」ヲ除ク他ノ時間中殊ニ深夜ニ於テハ電力ノ餘剩ヲ來セリ、之ヲ自動車ニ轉用瓦斯倫ヲ廢シ經費節減ノ資トスヘシ

市内各變壓所及變電所ノ一隅ニ蓄電裝置ヲ置キ夜間充電スルモノトスヘシ

一〇ノ六四號 二階付自動車ヲ新設スヘシ

(特五六) 日本ハ風雨多キモ男子ノ大多數ハ洋服ヲ着シ昇降ニ苦痛ヲ感セサルヘク寧ロ觀望ト新鮮ナル空氣ヲ好ミテ階上ノ座席ニ着クヘシ、斯クシテ約倍數ノ乗客ヲ運ヒ得ヘク近時市營乗合自動車ノ

現狀ヲ見テ將來益發達スヘキヲ思ヒ倫敦ニ於ケル如キ二階付乗合自動車ノ運轉ヲ希ム

一〇ノ六五號 市乗合自動車ノ型ヲ統一スヘシ

(特二五八) 現在ノ自動車ハウズブレ、フォード型等アリ修理ニ當リテ夫々ノ部分品、附屬品等ヲ一々別ニ

スル爲、貯藏及修理ノ技術上其ノ複雑ヲ來シ經費ヲ増大スル弊アリ

一〇ノ六六號 圓太郎ヲ改善スヘシ

(市二七) 市民ノ利便ノ爲メ、車體ヲ堅牢ニシ且ツ大型ニ、エンジンヲ強力ニスル事、フォード號ノ使用ヲ廢スルコト

一〇ノ六七號 乗合自動車ノ照明ヲ改善スヘシ(内七六)

一〇ノ六八號 市營自動車ノ車體ヲ清潔ニスヘシ(内三二七)

一〇ノ六九號 自動車ノ外側ニ廣告ヲ掲出スルヲ廢スヘシ(市一五四)

(停留場及設備)

一〇ノ六二〇號 市營自動車ノ停車票ハ現在ヨリ大ニシ停車場所名ヲ表示スヘシ(内二六一)

一〇ノ六二一號 圓太郎乗降所ニ敷石又ハコンクリートノホームヲ作ルヘシ

(市二九八) 雨天ノ節脚ヲ没スル程ノ迷惑ヨリ市民ヲ救済セヨ

一〇ノ六二二號 市營自動車ノ最終車通過時刻ヲ表示スヘシ

(内二六一)

(市 五八) 終車時間カ運轉手車掌自身ニサヘ判然セヌ爲メ往々ニシテ無駄待チヲサセラレル事アリ

實例

五月六日午後七時二分、東京驛降車口停車場ニテ東大久保行ヲ待チシ場合、詳細原文参照

一〇ノ六二三號 市營自動車停留所ニ運轉時ヲ揭示スヘシ

(市三六三) 自動車ノ通行時間(自何時至何時)並凡ソ何分置ニ通行スルカヲ明示スルコト

(市五五三)

(自動車經營方法)

一〇ノ六四號 市營自動車ヲ主トスル交通政策ヲ樹立シ速カニ之カ實行ヲ望ム

(市 一六三)

近時各國トモ著シク都市ノ美觀ヲ高調スルニ至リタルハ文化自然ノ趨勢ニシテ誠ニ慶事ト謂フヘキモ我東京市ハ未タ都市ノ美觀ヲ云々スル資格ナキモノト思惟ス要ハ都市美觀ノ先決問題タル都市交通政策ノ樹立ニ在リト思惟セラルル現ニ東京市ノ路面ヲ馳驅シツ、アル交通機關ハ電車、市營民營ノ乗合自動車、荷馬車、人力車、馬車、自轉車等枚擧ニ遑ナク之等交通機關ハ其ノ運轉系統區々ニ互リ何等ノ統一ナキヲ以テ市民ニ利益ヲ與フルヨリモ寧ロ妨害ヲナシツ、アルカノ如キ觀ナクンハ非ス、加之市營民營ノ兩乗合自動車等ニ至リテハ相互ニ對立確執シテ讓ラス市當局會社當局初メ従事員ニ至ルマテソノ運轉ニ就キ日夜苦慮シツ、アルモ更ニ業務ノ進歩發展ヲ見サル現狀ニアリ之レ即チ交通政策ナキニ起因スルモノト信ス、故ニ東京市ニ於テハ先ツ市營及民營ノ兩乗合自動車ヲ統一シテ市交通機關ノ基礎ヲ作り一面内務省東京府當局者ト協議ヲ重ネ市部ト市外トノ乗合自動車ノ路線統一ヲ樹立シ併セテ之カ路線ニ適應スルヤウ道路ノ改修計劃ヲ實行セラレ市ノ發展ト共ニ市民ノ爲ニ善處セラレンコトヲ切望ス

(經營方法)

一〇ノ六二五號 路面電車未成線工事ヲ中止シ乗合自動車ヲ以テ之ニ代ラシムヘシ(特 一六)

一〇ノ六二六號 電車ノ未成線ハ可及的乗合自動車ニ據ルヘシ

(特 八八)

電車軌道ノ敷設ハ多額ノ建設費ト長期ノ時日トヲ要ス、依テ未成線地域ノ人口、地理的經濟的事實ノ許ス範圍ニ於テ、先以テ乗合自動車ヲ通シ漸次電車ニ改ムル方策ヲ講スレハ市民ノ便設

大ナルヘシ、郊外トノ交通ノ連絡ニ於テモ亦然カリ

一〇ノ六七號

路面電車ノ新規計劃ヲ廢シ乗合自動車ヲ以テ代ラシムヘシ

(特一八五) 路面電車ハ行詰リノ有様ニテ經營困難ナリ場末部分ノ計劃ヲ廢シ乗合自動車ヲ以テ之ニ代フヘシ現在ノ群小會社ヲ統一シ市營ニナスヲ可トス

一〇ノ六八號

市ノ中心地ヨリ漸次路面電車ヲ廢止シ之ニ代フルニ乗合自動車ヲ以テスヘシ

(特三七六) 路面電車ハ都市美觀ヲ損シ交通上ノ支障トナリテ市民ノ感情ヲ惡化ス
(内 三九) 廢止シタル路面電車ハ順次郊外ニ近キ方面ニ敷設換シ郊外ノ發展ニ資スルコト
(特四〇一) 路面軌道時代ハ過タリ地下鐵ト共ニ市營バスヲ擴張スヘシ民官私營ハ斷然廢スヘシ
(市五二二)(市六九二)

一〇ノ六九號

自動車事業ト電車事業トヲ併合スヘシ

(特 九八) 自動車ノ發達ニヨリ短距離乗客ヲ奪ハレ電車ハ今日ノ不振ヲ來スニ至ル、且ツ同一線路ヲ自動車ト電車カ競争スル結果人件費運轉費ニ莫大ノ經費ヲ來ス、東京乗合會社モ買收シテ統一スルヲ可トスルモ先ツ第一ニ市營自動車ト電車ヲ同一管理トシ賃金政策ヲ確立シ軌道經濟ヲ救済スル事

一〇ノ六二號

市街乗合自動車ヲ買收統一シ市營ヲ斷行シ無益ノ競走ヲ避クスヘシ

(特一八二) 乗合自動車ヲ買收シテ市營自動車ト共ニ交通補助機關トシテ統一整理シ電車ト共ニ益々其ノ機能ヲ發揮セシムヘシ

(特二六一) 現在市營民營互ニ競争シ交通政策上遺憾ノ點多シ民營自動車ヲ(現在最モ適當ノ時期也)買收シ以テ統一スヘシ

(特一七三)(特一八〇)(特二〇六)(特二五一)

(特三二二)(特三二八)(内 五九)(内一九一)(内二五三)(市一一一)(市二八〇)

一〇ノ六二號

路面電車及乗合自動車經濟共立共存ヲ圖ル爲東京乗合自動車會社ヲ買收シ市營乗

合自動車ノ料金ヲ改訂スヘシ

(特 一六) 市營路面電車ノ營業不振收支不權衡ノ原因ハ種々アルト雖主タルモノハ左記ノ點ナリト思惟ス

- 一、經濟界未曾有ノ不景氣
- 二、乗合自動車事業ノ發達
- 三、省線電車ノ延長改善發達
- 四、従業員ノ勞銀騰貴及思想ノ惡化
- 五、壹圓タクシー自動車ノ發達

(特三八五) 交通機關ノ公營主義ハ本市ノ大方針トスル所也

- 一、乗合自動車株式會社乗合自動車部ヲ速ニ買收スルコト
- 二、乗合自動車ノ料金ヲ改正スルコト
- 三、主トシテ自動車ハ遠距離電車ハ近距離ノ輸送ニ當ルコト

一〇ノ六三號

乗合自動車ヲ擴張スヘシ

(内 四四) 營利事業公營ヲ積極的ナラシメ財源ノ捻出ヲ圖ルヘシ

一〇ノ六三號 圓タク的市營乗合自動車ヲ新設スヘシ

（市四六一） 便利ナル圓タクモ現状ニテハ往々所謂朦朧的ニシテ不安ノ點ナシトセス市營ニテ圓タクニ類スル自動車部ヲ新設シ確實ニシテ便利ナル交通機關トナスヘシ

一〇ノ六四號 京濱間乗合自動車ノ計劃ハ之ヲ中止スヘシ

（特 八九） 此ノ計劃ニシテ事實ナリトセハ緩急ヲ誤ルノ甚クシキモノナリト信ス

（特殊自動車）

一〇ノ六五號 朝時「ラツシユアワー」ノ際ニ限リ小學校兒童輸送ノ爲メ特殊乗合自動車ヲ運轉スヘシ

（内一九七） 一系統ハ當分現在ノ系統トシ沿線小學校附近ニ於テ臨時停車スルコト

（經理）

一〇ノ六六號 市ノ自動車修繕ヲ直營トナスヘシ

（特二九四） 現在市有ノ常用又ハ貨物自動車ハ前者五十五輛後者二百七十二輛ニシテ尙増加シツ、アリ、之カ修繕ハ簡單ナルモノノ外ハ凡テ當業者ニ請負ハシツ、アリ而シテ契約ニ際シテハ之レヲ分解シ不良部分ヲ示スモ檢收ノ際ハ、相當ノ時日ト經費トヲ要スルヲ以テ之カ分解ヲ省キ試運轉ニ依ル檢査ノミナリ、斯クテハ檢收ノ完全ナルモノトハ言ヒ難シ依テ此ノ種ノ修理ハ直營ト爲スヲ最モ適當ナリトス

一〇ノ六七號 自転車及「ローラ」ノ破損修繕ハ成ル可ク民間ニ請負ハシムヘシ

（内一七七） 市ヶ谷詰所及葵橋詰所ノ工場ニ於テハ修繕車ノ有無ニ不抱多額ノ人件費ヲ要シツ、アルヲ以テ經費ヲ節約センカ爲メ急ヲ要スルモノ又ハ小破損修理ノ外ハ成ル可ク民間ニ請負シムルヲ得策ナリト信ス

電氣研究所ニ關スル事項

一〇ノ六八號 市電氣局給與條例第二十六條ノ檢定權能ヲ電氣局同様電氣研究所ニモ分與セシメ料金を徴收スヘシ

理由 市供給線ニヨリ使用スル機具ハ電氣局ノ檢定ヲ要ス而シテ電氣研究所ニ於テ檢定シタル場合モ亦局ノ檢定ヲ要スルノ繁雜ナル手數アリ、電氣局ニ於テハ從來何等手數料ヲ徴收セザレ共一定ノ試驗手數料ヲ徴スヘシ

一〇ノ六九號 電氣研究所ニ副所長制度ヲ設クヘシ

（特一七〇） 所長ハ囑託ニシテ毎日所務ヲ見ルコトヲ得サル爲所務萬事ニ付隔靴搔痒ノ憾多シ故ニ副所長ヲ置キ第三課長ヲ以テ之ヲ兼務センメ第一課長第二課長ノ上ニ位センメ所長ヲ補佐センムルコト事實ハ第三課長カ副所長格トシテ行政的事務ヲ管掌シ居ルモ他ノ課長ト同格ナルヲ以テ兎角協定ノ圓滑ヲ缺ク嫌ヒアルヲ以テナリ

一〇ノ七〇號 電氣研究所基本金ニ關スル根本問題左ノ如シ依前是カ對策ヲ講スヘシ

電氣研究所ニ關スル事項

(特三〇八) 1、現在ノ電氣計器ノ檢定其ノ他ノ收入ヲ以テスル自給自足主義ハ收入ノ不確定性ニ依リ不可ナリト認メラル

2、現在ノ收入十七萬圓内外ニ豫算ヲ限定セラル、ニ於テハ研究所ノ使命職責ヲ全ウスルコト不可能ナラン

3、研究所ハ市ノ經營ナレ共、其ノ利益ノ均霑ヲ蒙ルハ社會ナルヲ以テ、廣ク電氣事業界ト連絡ヲ採リ基本金ノ補給ヲ受クルモ一方法ナラン

4、諸官廳ノ年々豫算ニ計上スル研究品目ヲ、當研究所ニテ委託ヲ受ケ、以テ經費ヲ政府ヨリ補給セシムルモ亦一案ナリ

5、理化學研究所ニ於ケル如ク研究報告ハ非賣品トセス、機關雜誌ノ形トシテ市場ニ販賣スルノ方法ヲ採ルコト不可能ナルヤ

6、一般市場ニテ製作困難ナル電氣器具ニシテ當研究所ニ於テ製作可能ナルモノハ自由ニ製作販賣シ得ル制度トシテ收入ノ途ヲ講セラレタシ

一〇ノ六三號 電氣研究所ニ補助金ヲ繰入レ基本財産ヲ設定スヘシ

(特一七〇) 本所ハ東京電燈會社ヨリノ寄附金ニヨリ設立サレタルモノニシテ本寄附金ハ建築竝設備ノタメ使用シ盡シ基本財産ナシ而モ自給自足セサルヘカラサル現狀ナリ、收入ハ「メーター」檢定料大部分ニシテ室貨料、電氣博物館使用料等アルモ問題ニアラス勿論經費ノ點ハ重大視スヘキモノナルモ庫品ノ使命タル電氣智識ノ普及開發並ニ應用ニ資スヘキ研究調査モ亦重大視スヘキナリ故ニ市ヨリ幾何カノ補助金ヲ繰入シ折角設立シツル本研究品ヲ遺憾ナク發展セシメ以テ斯界

ノ爲ニ貢獻セシメ市民ノ福祉ヲ増進セシメラレンコトヲ切望シテ止マサルモノナリ

一〇ノ六三號 電氣研究所ノ事務ヲ改善スヘシ

(特二八四) 電氣研究所處務規程第十六條第二項ハ二重監督ニ付之レヲ撤廢セラレムコトヲ希望ス

一〇ノ六三號 電氣研究所事務打合方ノ改良ヲ爲スヘシ

(特三八) 現在電氣研究所ニ於テ豫算ヲ始メ凡テノ立案ハ先ツ電氣局長ニ合議ノ方法ヲ採ルモコノ問題ハ少ク共電氣研究所トシテ専門的知識ヲ有スル所長カ認メタルモノヲ電氣局ニ正式ニ合議スル事ハ事務ノ澁滞ヲ來スノミナラス、無用ノコトナリト思ハル、ヲ以テ直接市長ニ關係ヲ取り、電氣局合議ノ規定ヲ定ムル必要アリト認メラル

一〇ノ六四號 市電氣研究所ノラヂオ放送ヲ主トシテ市民ノ愛市中心涵養策ニ利用スヘシ

(特三一四) 近キ將來ニ於テ開始セルヘク傳ヘラル、市電氣研究所ノラヂオヲ利用シ市ノ重要政策及施設ノ概要ヲ市民ニ周知セシメ市民ニ理解アラシムヘシ

一〇ノ六五號 東京市放送局ノ實現ヲ促進スヘシ

(市九九) 種々ノ意思疎通機關トシテ最モ直接的ナルモノト信スル故、目下計劃中ナリト云フ市放送局ノ實現ヲ促進スルコト

一〇ノ六六號 電氣研究所ヲ利用セシムヘシ

(特二二) 電氣研究所ヲシテ機械材料ニ關スル研究ヲ併施セシメ相當ノ料金ヲ徴シテ民間ノ材料試験ノ依頼ヲ受クルコト

一〇ノ六七號

電氣研究所衛生試驗所ヲ一般公衆ニ利用セシメ料金ヲ徴收スヘシ

(内 四四) 營利事業ヲ公營シテ資源ニ充ツルハ尤モ急務ナリ

一〇ノ六六號

電氣研究所内ニ互助機關ヲ設クヘシ

(特一七〇) 本所内ニハ何等ノ互助機關ナシ一朝病氣其ノ他災厄ニ罹リタル際ノ不幸ニ想到シ迷悞ノ切ナル

モノアリ過般發布セラレタル健康保險法ニヨリ該保險ニ加入ノ道ヲキヤ速ニ本機關ヲ設ケ所員

ニ安心ヲ與ヘラレタシ一面能率増進ノ好果ヲ得ヘシ

